

MON03199203785

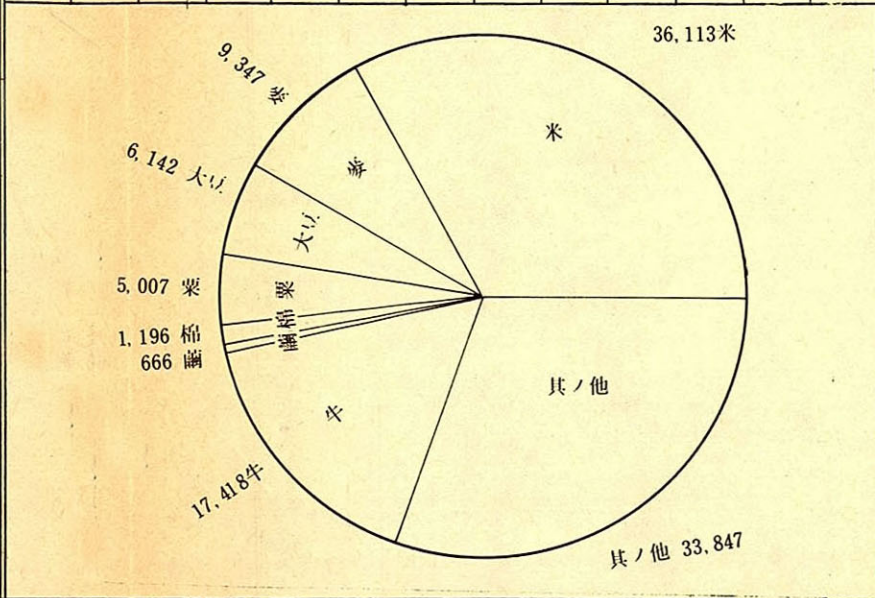
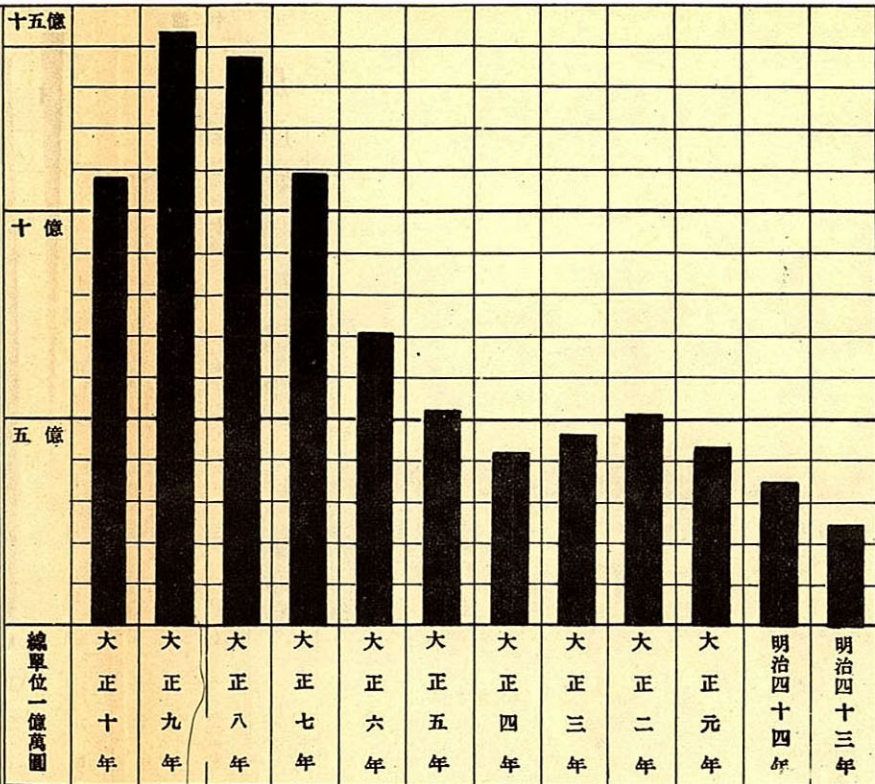
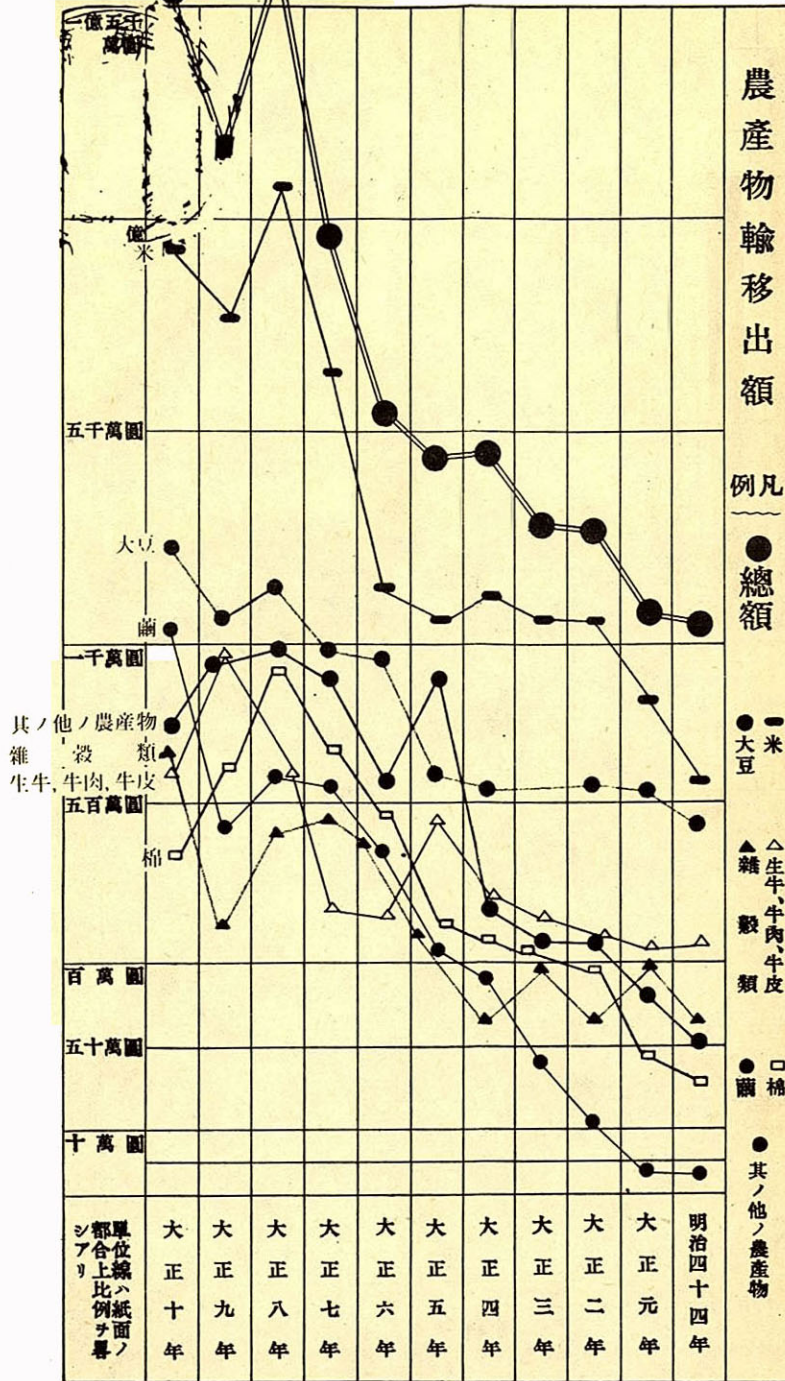
一
九
二
一
年

朝鮮の農業

朝鮮總督府殖産局



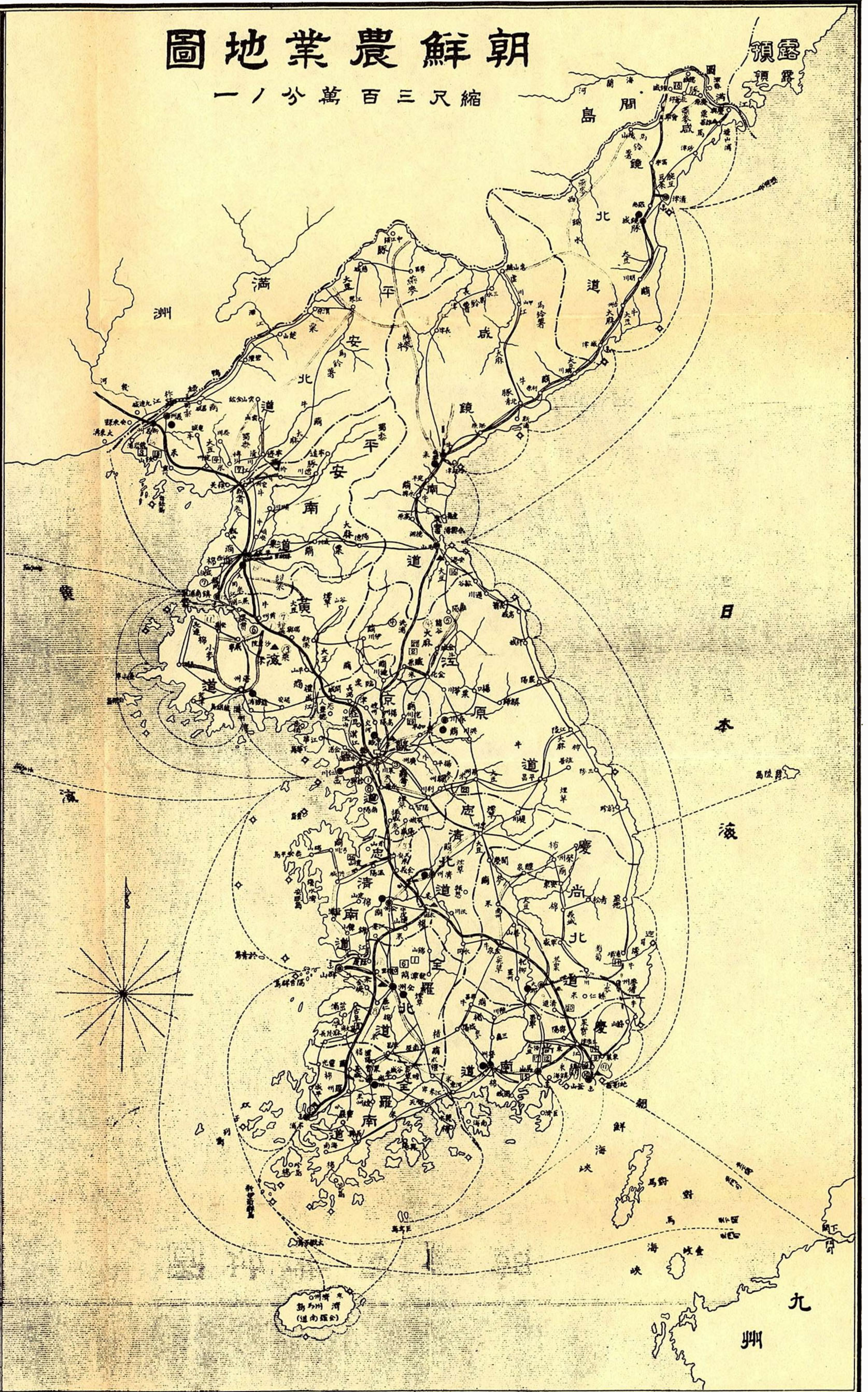
朝鮮農業發達圖



(圖中全部單位萬圓)

朝鮮農業地業圖

縮尺三萬分一



圖例

- 道廳府廳所在地
- 著名郡邑
- 道界
- 鐵道線路
- 同工事中線
- 私設鐵道
- 自動車道路
- 輕便線路
- 航路

勸業機關

- | 符號 | 名稱 | 所在地 |
|----|----------|--------|
| ① | 勸業模範場本場 | (水原) |
| ② | 同木浦棉作支場 | |
| ③ | 同西浦園藝支場 | |
| ④ | 同洗浦牧羊支場 | |
| ⑤ | 同西浦牧羊支場 | |
| ⑥ | 同西浦牧羊支場 | (沙里院) |
| ⑦ | 同龍岡棉作出張所 | |
| ⑧ | 同蠶業試驗所 | (水原) |
| ⑨ | 同女子蠶業講習所 | (水原) |
| ⑩ | 獸疫血清製造所 | (釜山) |
| ⑪ | 移出牛檢疫所 | (釜山) |
| ● | 道原蠶業講習所 | 所在地 |
| ▲ | 道種馬所 | (咸北雄基) |

著名水利組合 (蒙利面積五百町步以上)

- | 符號 | 名稱 | 所在地 |
|----|--------|---------|
| ① | 益沃水利組合 | (全北益山郡) |
| ② | 中央同 | (江原鐵原郡) |
| ③ | 大正同 | (平北龍川郡) |
| ④ | 同仁同 | (平北定州郡) |
| ⑤ | 古阜同 | (全北井邑郡) |
| ⑥ | 陸益同 | (全北益山郡) |
| ⑦ | 博川同 | (平北博川郡) |
| ⑧ | 金海同 | (慶南金海郡) |
| ⑨ | 大濟同 | (同上) |
| ⑩ | 全益同 | (全北益山郡) |
| ⑪ | 迎日同 | (慶北迎日郡) |
| ⑫ | 大江同 | (慶南昌原郡) |
| ⑬ | 梁山同 | (慶南梁山郡) |
| ⑭ | 成安同 | (慶南成安郡) |
| ⑮ | 安東同 | (慶南安邊郡) |
| ⑯ | 東面同 | (慶南昌原郡) |
| ⑰ | 羅城同 | (咸北羅城郡) |
| ⑱ | 三橋同 | (平北龍川郡) |
| ⑲ | 密陽同 | (慶南密陽郡) |
| ⑳ | 下東同 | (慶南金海郡) |
| ㉑ | 永北同 | (京畿抱川郡) |
| ㉒ | 陽川同 | (京畿始興郡) |
| ㉓ | 陽川同 | (京畿金浦郡) |
| ㉔ | 文幕同 | (江原原州郡) |
| ㉕ | 梧風同 | (忠南唐津郡) |
| ㉖ | 於震同 | (江原鐵原郡) |

▲ 東洋拓殖株式會社
支店所在地

內地人營農者 (千町以上)

- | 符號 | 名稱 | 所在地 |
|----|----------|---------|
| ● | 朝鮮興業株式會社 | (黃海黃州郡) |
| ○ | 東山農場 | (京畿水原郡) |
| ○ | 右近農場 | (全南木浦府) |
| ○ | 村井農場 | (慶南進永) |
| ○ | 朝鮮實業株式會社 | (京畿京城府) |
| ○ | 不二興業株式會社 | (京畿京城府) |
| ○ | 森農場 | (黃海黃州郡) |
| ○ | 熊本農場 | (全北井邑郡) |
| ○ | 國武農場 | (京畿水原郡) |
| ○ | 石川農事株式會社 | (全北金堤郡) |
| ○ | 細川農場 | (全北益山郡) |
| ○ | 齋藤農場 | (平南鎮南浦) |
| ○ | 日海興業株式會社 | (黃海沙里院) |
| ○ | 機核農場 | (江原兩谷) |

農業會社、工場、牧場

- | 符號 | 名稱 | 所在地 |
|----|------|-------|
| ○ | 皮革會社 | (永登浦) |
| ○ | 精米工場 | (仁川) |
| ○ | 成米牧場 | (咸安) |
| ○ | 精米工場 | (群山) |
| ○ | 精米工場 | (群山) |
| ○ | 精米工場 | (木浦) |
| ○ | 精米工場 | (木浦) |
| ○ | 精米工場 | (大邱) |
| ○ | 精米工場 | (釜山) |
| ○ | 精米工場 | (平壤) |
| ○ | 精米工場 | (鎮南浦) |
| ○ | 精米工場 | (新義州) |

朝鮮の農業

凡例

- 一 本書は既往に於ける施設事項と最近に於ける實際狀況とを記述し朝鮮農業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂せり。
- 二 統計は本書の記事に對し引例に供するを目的とし其の大數を表示するに止めたり。
- 三 統計表に掲げたる指數は特別の事由あるもの、外明治四十三年を以て其の基準と爲せり。之れ始政當時との比較に便ならしめんとする趣旨に出でたるものなり。
- 四 計數は特に其の年月を記載するもの、外大正十年中又は大正十年末現在の事實に依りて掲記せり。
- 五 本書中畚とあるは内地の田に、田とあるは内地の畑に該當するものとす。

朝鮮の農業

目次

第一章	總說	一
第二章	耕地	七
第三章	氣象	一五
第四章	作物	一九
第一節	米	一九
第二節	麥類	二九
第三節	大豆	三二
第四節	穀物検査	三四
第五節	雜穀	三九
第六節	甘藷及馬鈴薯	四三
第七節	棉	四四

第八節 麻類及甜菜……………五二

第九節 果樹……………五三

第十節 肥料……………五七

第十一節 農具……………六〇

第五章 蠶業……………六一

第一節 栽桑……………六二

第二節 養蠶……………六五

第三節 製絲……………七〇

第六章 畜産……………七三

第一節 牛……………七三

第二節 馬……………七九

第三節 緬羊……………八一

第四節 豚鶏……………八四

第五節 牛皮其の他の畜産物……………八七

第六節	獸疫豫防	九〇
第七章	副業	九三
第八章	勸農機關	九六
第一節	勸業模範場	九七
第二節	道種苗場、道原蠶種製造所及道蠶業取締所	一〇三
第三節	農業技術員の配置	一〇五
第四節	農業團體	一〇六
第五節	勸農に關する經費	一〇
第九章	農業經濟及農業制度	一一三
第一節	農業金融	一一三
第二節	租税公課	一一七
第三節	中小農民保護	一二九
第四節	小作制度	一三三
第五節	内地人農事經營及移民	一二五

第六節 農業教育.....三

附 表

第一表 農產物生產價額累年表

第二表 農產物及同加工品輸移出額累年表

第三表 農產物及同加工品輸入額累年表

第四表 耕地面積表

第五表 農家戶數表

第六表 米生產統計表

第七表 麥生產統計表

第八表 豆類生產統計表

第九表 粟及甘藷、馬鈴薯生產統計表

第十表 棉及麻類生產統計表

第十一表 繭生產統計表

第十二表 家畜家禽現在高表

第十三表 主要畜產物生產統計表

朝鮮の農業

第一章 總說

農業は吾來朝鮮の國業にして現時に於ても朝鮮産業の樞軸なり。總人口の八割之に従事し農業產品の生産額は産産總生産額の約六割に當り。農産物及同加工品の輸移出額は總輸移出額の約七割を占む。故に農業の改良發達を圖るは直ちに以て朝鮮の富力を増進し多數民衆の幸福を進むる所以なるを以て農業に關しては他の産業に比し特に特多額の經費を支出し之が振作に力を致せり。

始政當初に於て農業振作の目標としたる所は先以て窮乏せる鮮内の糧食を充實し併せて貧弱なる農家の經濟を向上せむが爲(一)食糧品の生産を増殖すること(二)輸移入農産物に對しては出來得る限り之が自給を圖ること(三)内地及隣接國に對し輸移出の見込ある産物は極めて生産の改良増殖を圖り一面鮮内の消費を節約し輸移出額を増加することに重きを置きたり。

之を要するに始政當初農業振興の大眼目は先以て生産物の改良増殖を圖るに在りたり。而して此の目的を達成すべき手段は概ね左記の事項に其の基礎を置きたり。

一、氣候土質の適否に鑑み適所に適應作物を分布すること

- 二、在來作物の品種を改良すること
 - 三、有利なる新作物を輸入し栽培の普及を圖ること
 - 四、肥料の増施を圖ること
 - 五、水利灌漑の設備を改善すること
 - 六、未墾地の利用を増進すること
 - 七、家畜家禽並其の製品の改良増殖を行ふこと
 - 八、養蠶其の他の副業の奨励を行ふこと
- 然れども之が實行に當りては當時農民の智識程度低く農法頗る幼稚にして農家經濟亦貧弱なりし等の實情に鑑み四大要綱を根本方針と爲したり。

- 一、奨励事項の多岐に涉らざること
- 二、其の實行簡易にして費用の支出は皆無又は少額なるべきこと
- 三、其の效果の的確なること
- 四、實地に就き具體的に指導を爲すこと

上述の方針の下に勸業機關として中央に勸業模範場、地方に道種苗場、道原蠶種製造所等を設け一面本府並地方廳に技術員を配置して農民の指導啓發に勉めしが叙上の方針は能く當時の事情に適合し過去十

年間に於ける進歩の實績定に顯著なるものあり。特に歐洲大戰に伴ふ時局の影響は農産物價格の騰貴を誘致したるを以て當時に於ける農産物改良増殖の成績は一層顯著なるに至れり。

茲に朝鮮農業の現勢に就き略述せむとす。

朝鮮に於ける耕地の總面積は畝(内地の田に該當す以下俄之)百五十五萬町歩、田(内地の畑に該當す。以下の記述田と稱するは皆畑を指示す)二百八十四萬町歩、火田十四萬町歩合計四百五十三萬町歩に達し之を陸地全面積に對する開拓の割合よりするも農家一戸當の面積より見るも内地に比し決して狭少なるに非ず。然れども韓國時代多年稅政打續きたる結果土地荒蕪し地力減耗し生産力の僅少なるは到底内地と同丹の論にあらざるなり。故に今後地力の培養、資金勞力の投下を厚ふるに於ては今日の蕪勢を挽回し現在の生産を倍加する亦必ずしも難きにあらず又農家の戸數は二百七十二萬戸にして決して農業勞力の不足を感ずるにあらずと雖中世以來土地の兼併行はれ農家の大部は地主と小作農とに兩斷せられ自作農寡少なる爲小作制度の缺陷と相俟て農民は一般に懶惰無爲を事とし農業の改良を企劃せむとする意氣に乏しきを缺點とす。總督府設置以來此の點に留意し努めて勤儉力行を奨勵し農民の覺醒を促しつゝあり時勢の推移と相俟て將來農家の面目を一新するの時機到るべきを疑はず。

營農方法は大體内地と其の軌を一にし氣候土質亦内地と大差なきを以て内地に於て生産し得べき作物にして朝鮮に於て生産し得ざるもの殆んど罕なり。作物の分布は食糧作物を主とし衣料其他の工業原料用

作物之に亞ぐ。食糧作物中最主要なるものは米にして麥、粟、大豆之に亞ぐ其の年産額は米一千五百萬石、麥類一千萬石、大豆五百萬石、小豆其他の豆類百三十萬石、粟五百八十萬石、諸雜穀四百萬石にして果實、蔬菜も相當産額あり。特用作物に在りては棉一億斤、麻類五百萬貫を主とし楮、莞草、甜菜等亦栽培せらる。即ち内地に比較して畑地の分布多きを以て豆、雜穀、棉等畑作物の比較的多量に生産せらるゝを見るべし。

蠶業は韓國時代に於て多少の素地ありと雖萎微振はざりしを以て現時の蠶業は寧ろ始政以後の創始に係るものと謂ふべし。氣候、風土、農閑の餘剩等各種の要素具備せるを以て養蠶は朝鮮に最好適せる新産業にして現在の産繭額は未だ十數萬石に過ぎずと雖既往の實績年々累加の趨勢に徴し今後相當の年數を経過するに於ては繭の年産額を一百萬石以上に達せしむるは蓋し難事に非ざるが如し。

畜産業は從來素地を有し一般農民は愛畜の念に富み牧畜事業に經驗を有せり。現在頭數を調査するに牛百五十萬頭馬六萬頭、豚百萬頭、鶏五百六十萬羽にして牛を以て最重要とす而も其の品種の頗る優良にして朝鮮牛の名廣く内外に喧傳せらる。緬羊は未だ試飼時期に屬するも將來見るべきものあるべし。豚鶏は農家の副業的飼養に依るを以て今後需要の増加に従ひ發達の見込充分なり。

前述の如く普通農作、養蠶、畜産の各業に亘り諸種の産物何れも相當の産額を有するを以て朝鮮内の需要を充たして餘りあるものは之を内地及外國に供給せり。其の主なるもの、年輸移出額は米三百五十萬

石、大豆百八十萬石、小麥十萬石、綿綿八百三十萬斤、果實九十萬圓、人蔘二百五十萬圓、煙草百三十萬圓、繭七萬石、生絲二百七十萬圓、生牛五萬頭、牛皮五百萬斤等なり。又農産物若は其の加工品にして輸移入を仰ぐものは粟九萬石乃至百萬石、柑橘八十萬圓、茶二十七萬圓、砂糖四百萬圓、麥酒百七十萬圓、煙草二百萬圓、打綿百七十萬圓、綿絲五百萬圓、繩呎八十萬圓等なり。其の貿易の對手は大部分内地にして大正九年關稅制度の變革以來内鮮間の經濟關係は一層密接を加ふるに至れり。

之を要するに朝鮮は製造工業未だ發達せず農業、漁業、鑛業等概ね原始的産業を主とするを以て生産品中苟も内外の需要を喚起し得べきものは之が生産を獎勵して内地又は外國市場に販路を求むると共に農産物の如きは出來得る限り輸移入を防遏し以て貿易の均衡と經濟の股賑とを圖るを本義とすべし。而も朝鮮は尙勞力豊富、且勞銀低廉、公課其の他生産に要する費用一般に低きを以て農業の如きは寧ろ内地に於ける經營に比し有利なるは勿論なり。故に今後は内地に於て供給の不足せる米、小麥、大豆、果實生牛、牛皮の如きは一層生産力を擴張して内地に供給し進んで内地以外に於て需要の旺盛なる果實、人蔘、煙草又は蠶絲等の如きに就ては努めて海外に販路を求めむことを期す。此の如くなるに於ては各種産物の生産増加の餘地多大なるに想到し朝鮮農業の前途は寔に多望なりと謂ふべし。

既往に於ける農業進歩の實績を例證せむが爲左に生産價額及貿易價額増進の趨勢を表示す。

農産物生産價額及輸移出入價額累年對照

(單位千圓)

年次	生産額	指	數	輸出額	指	數	輸入額	指	數
明治四十三年	二四、七三三	100	—	—	—	—	10、七三三	—	—
同四十四年	二五、二五四	一四七	—	二、七七八	一〇〇	—	10、七三三	—	一〇〇
大正元年	四三、一〇七	一八〇	—	一五、八六三	二四	—	13、〇〇四	—	三三
同二年	五〇、八九三	二〇	—	二四、四七八	一九三	—	10、三三三	—	八九
同三年	四八、九六八	一九〇	—	二七、〇八九	二二	—	一六、五九六	—	一四
同四年	四八、七八〇	一九七	—	四〇、七六七	三〇	—	一四、七三三	—	一七
同五年	五三、二五五	二二五	—	四〇、一四九	三五	—	一六、八八九	—	一六
同六年	七〇、九三三	二九二	—	五六、一九八	四四	—	二〇、八七六	—	一四
同七年	一〇九九、九七三	四五五	—	九八、六八三	七七五	—	二七、三〇〇	—	二五
同八年	一、三六九、三〇〇	五七五	—	一六四、六六三	一、二九三	—	五九、〇三	—	五四八
同九年	一、四三三、七二四	五九三	—	一三四、三〇四	九七五	—	六六、二七七	—	六六
同十年	一、〇九七、三六四	四五四	—	二五、四二三	一、三〇〇	—	四九、四六三	—	四六〇

備考

一、大正八年に於ては近年稀有の旱魃生じたる爲生産數量及輸移出量減少せるも、單價の騰貴に依り總價額に於ては増加を示せり又同年輸移入額は食料品の數量及單價の増加に依り總價額激増せり。

二、輸移出額及輸移入額の指數の基準は之を明治四十四年となせり。之れ同年に於て貿易に供せらるゝものは主として明治四十四年の生産に係るを以て生産額との對照連絡を便にせんが爲なり。

第一章 耕地

朝鮮は古來農業を以て産業の大宗と爲し各般の産業的施設皆農業を以て基幹と爲せり。故に李朝の初期に在りては爲政者は水利灌溉に意を用ひ各道に堤堰(溜池)及沢(井堰)の完成せられたるもの堤堰六千餘、沢二萬餘を算するに至れり。然れども李朝の中葉以降稅政相次ぎ漸次侵占、盜耕等の因を襲ね遂に冒耕荒廢に歸し殆ど昔日の餘を止むるもなく租稅の苛斂、地主の誅求と相俟て水利の施設は愈々荒廢し纔かに應急的姑息の設備に依りて灌溉をなすもの全面積の二割弱を占むるに過ぎずして爾餘八割餘の水田は其の運命を擧げて不安なる天水に委するの狀態にありしを以て帝國保護政治の初頭明治三十九年を以て水利に由る土地の灌溉、疏鑿、開拓に關する事業の爲水利組合の設立を認むるに至れり。然れども當時民力疲弊の極に達し且農家の智識甚だ低級なりしを以て水利組合の事業は著しく進捗するに至らずして近年に及びたり。始政以來耕地に關する施設を述べれば左の如し。

一 大正八年度以前の施設

(一) 土地調査の完成 從來朝鮮には地籍の制度なく土地の所有權は極めて不確實の狀態なりしを以て明治四十二年より調査を開始し八年の星霜を経て大正六年に至り全道に亘り之が完成を見るに至れり、尤も林野は土地調査の範圍外なりしを以て大正八年度より之が調査に着手し目下進行中に屬

す。

(二) 國有未墾地の貸付及付與 干潟、河邊、又は山麓に於て民有に屬せざる可耕地の存在するもの少からずと雖も未だ調査を経ざるを以て的確なる國有未墾地の面積を知るに由なく概測に依り干潟二十餘萬町歩、河邊荒蕪地三萬餘町歩と稱せられ山麓傾斜地の地積は未詳に屬す。而して是等未墾地は之を開拓して土地利用を完からしむるの必要を認め保護政治の初期に於て國有未墾地利用法を發布し一定の事業を經營することを條件として未墾地を一定期間内貸付して料金を徴し事業成功の上は其の土地を無償又は有償を以て供與することゝなれり。然れども此の法令は單に貸付に關する事項の規定に急にして(イ)貸付後に於ける指導助成の施設極めて薄きこと(ロ)受貸付者の企業設計宜しきを得ざるのみならず技術能力に乏しく事業實施の方針及工事實行の方法其の當を得ざるもの多きこと(ハ)受貸付者の資金調達不如意なりしこと(ニ)貸付に際し徒に權利を獲得し賣買を目的とせる者の取締不充なること。等の原因に依り國有未墾地の處分は相當進捗したるに拘らず其の利用は甚だ不振の状態に在り。始政以來大正八年末迄に貸付の許可を爲したる總面積は六萬六千四百餘町歩に達せるも事業の完了したるもの僅に五千八百餘町歩に過ぎず。而も耕地として開墾の完成せるものは其の内四千七百餘町歩に過ぎざる狀況なり。

(三) 堤堰淤の修築 在來の主なる水利灌漑の設備は堤堰淤にして其の數堤堰は六千餘、淤は二萬餘

を算せり。然れども是等は殆ど荒廢に歸し其の用を爲さざるを以て始政後に至り地方廳の調査設計と國庫の補助並蒙利者の賦役を促し指導獎勵を加へたる結果大正八年度末迄に修築を了したるの堤堰一千五百箇所、汎四百四十箇所其の灌漑面積五萬一千町歩に達せり。大正八年以後は地方廳に財源を移付して地方廳をして之か助成に當らしめたり。其の面積未詳なるも相當面積に達する見込みあり、

(四) 水利組合の設立及其助成 水利組合條例發布せられたるも民度低き鮮人間には共同施設を爲すもの少く。偶々内地人の營農者漸次移住し大規模の農事經營を企畫する者増加すると共に水利組合設立の機運漸く動くに至りたるを以て大正六年朝鮮水利組合令を發布して舊條例に代へたるも水利組合の設立には事業の調査設計の完備を必要とし之が爲には多額の經費を投じ又は適當の技術者を臨時に備入るゝ等困難なる事情を存し水利事業の勃興遅々として振はず。依て大正八年四月水利組合補助規程を制定し事業の調査計劃を政府に於て施行すると共に工事費補助として事業費の一割五分以内を國庫より下付することゝなせり。而して大正八年度末現在の水利組合は十九箇所其の區域總面積三萬二千町歩に達せり。

(五) 開墾事業補助 開墾干拓の事業に付ては水利組合に屬する灌漑設備の工事費に對し前號の補助を與ふること及國有未墾地の貸付又は付與を爲すの外一般的助成施設なかりしが。大正八年夏季に

於ける旱魃は近年稀有の災害にして就中京畿、黃海、平安南北の四道最も悲惨の狀を極めたるを以て是等地方に於ける被害民に勞銀を得せしめ生計を維持せしむる一端に供する爲旱害地方に於て土工業を促進せしむる目的を以て開墾事業を經營する者に對し相當補助金を交付することゝ爲し其の旱害救濟期間たる大正八年十一月より大正九年六月迄に交付したる補助金の總額約四十五萬圓に達せり。

以上の施設に依り大正八年度末迄に遂行したる成績を總括すれば堤堰淤の復興修築堤堰一千五百三十一、淤四百四十一箇所其の灌漑面積五萬一千餘町歩に達し。水利組合は現在數十九其の區域面積三萬二千餘町歩にして組合施設の結果事業以前に於て畚以外の田又は未墾地なりしもの、開畚せらるもの一萬三千三百餘町歩に達し又收益關係を見るも一反步當糶一石以上の增收を得組合員の利益を増進せるもの莫大なり。

叙上の結果大正八年度末に於ける灌漑設備を有する畚面積は(一)堤堰淤に依るもの二十九萬餘町歩(二)水利組合に依るもの三萬二千餘町歩(三)私人企業の新設工事に依るもの八千二百町歩、合計三十三萬一千餘町歩に達するも畚全面積に對しては未だ二割一步強に過ぎざる狀況なりとす。

二 朝鮮産米増殖計劃に依る施設

朝鮮に於ける米麥其の他食糧農産物の増加を圖り以て鮮内需要の増加に備ふると共に一面其の餘剩を

内地に供給し帝國食糧問題の解決の一端に資し以て朝鮮經濟力の向上を圖るは現下喫緊の問題たり、而して農作物の生産増加に付ては金肥の施用、その他耕作方法の改良に俟つべきもの固より少からずと雖朝鮮に於ては灌溉水利の便備はらずして農耕上の不利甚大なるに鑑み一面開墾干拓すべき未墾地の少からざるに顧み今後土地改良事業に對し大に努力するの必要あり。即ち現在沓百五十四萬餘町歩の内灌溉の設備を有するもの三十三萬町歩を除きたる殘餘の百二十一萬餘町歩は未だ灌溉設備を有せざるものにして此の灌溉設備を有せざる所謂天水沓の内約三分の一に對しては經濟的有利に之が改良を講じ得べく又現在田(畑)の内約一割は之を地目變換して沓と爲し得べき見込なり。此の以外に在りて現在に於ける荒蕪地、干潟地にして之を開墾干拓して沓と爲し得べき土地に付ては未だ一般的調査を経ざるを以て正確なる面積を知るに由なしと雖經濟的に經營を爲し得べきもの大約二十萬町歩に達する見込なり。仍て今後三十年を期し前記の如き灌溉設備の改善、畑の地目變換及開墾干拓を施行し其の完成を期するを目標として先づ大正九年度以降の十五箇年を期し前記面積の約半を成就せむとす。

朝鮮産米増殖計劃は耕地の擴張改良に關する施設と農種耕作法の改良獎勵の施設と併せ行ふものにして十五年間に總經費六千萬圓以上の支出を要する見込にして産業上最重大なる施設なり。而して土地改良事業に關する施設計劃は(一)耕地擴張改良の基本調査(二)土地改良事業に對する補助(三)事業促進の爲

特殊機關の設置(四)低利資金の融通(五)事業の指導獎勵及監督に従事する吏員の設置にして(三)(四)については目下調査中に屬するも其の他は大正九年度より實行しつゝあり左に之を略述すべし。

(一) 耕地擴張改良の基本調査　朝鮮に於ては灌溉改善、地目變換及開墾开拓等を行ひ得べき土地頗る多く近時是等事業に投資せむとする者増加せりと雖現在に於ては是等企業家は先以て自ら事業を經營すべき適地を搜索する爲尠からざる勞費を投せざるべからず爲に其の意氣を阻喪せしむること大なるものあり。假令事業を企畫する場合に在りても各事業の緩急事業地の連絡其の宜しきを得ざる爲事業經營上の不利亦頗る大なるものあり。故に現在に於ける耕地及將來耕地として利用し得べき土地の全地域に亘り實地踏査を爲し用水源、用水の補給及土地利用の程度方法等を調査し此の結果に基きて將來に於ける耕地擴張改良の計劃を立て一面企業者に計劃の資料を與へ以て企業の促進を圖ると同時に一面土地改良事業の全班より見たる各事業の統一を圖らむことを期す。以上の目的を以て大正九年度より本調査に著手し大正十五六年の交を以て朝鮮全域の調査を完了せむとす。

(二) 土地改良事業に對する補助　朝鮮産米増殖計劃に基き十五箇年間に改良せむとする土地の面積は灌溉設備の改善二十二萬五千町歩、地目變換十一萬二千五百町歩、開墾开拓九萬町歩、計四十二萬七千五百町歩にして之が改良工事は水利組合に依り又は私人企業に依り經營すべしと雖其の一反

歩當工事費を假に灌漑改善に在りては三十圓乃至三十五圓、地目變換に在りては四十圓、開墾干拓に在りては六十圓と推定すれば工事費總額一億六千八百萬圓を要すべく實際に於ては穀價の變動、經濟事情の推移に伴ひ多少の異動を來すべしとするも大體に於て朝鮮に於ける土地改良工事費は内地に比し遙に少額にて足るべきこと疑を容れず。

補助の方法は内地に施行せらるゝ開墾助成法の如く投下資金に對する金利補給の方法に依らずして工事費使用額に應じ其の幾割かを補助することゝ定めたり。而して補助金交付に就ては大正九年十二月總督府令を以て土地改良事業補助規則を發布して必要なる諸規程を定めたり、同規則に依る補助の率は工事の種類に従ひ相異なるも工事費に對し灌漑改善は二割以内、地目變換は二割五分以内開墾干拓は三割以内と定め豫算の許す限り其の最高額を交付する豫定なり。

土地改良事業の助成に著手以來水利組合又は個人企業として本事業の企劃せらるゝもの各地に頻出し其の事業費の豫定額大正九年度には約三百萬圓、大正十年度には約一千萬圓に及び大正十一年度には一千三百萬圓に達せむとする勢なり。而して本計劃に應じ十五箇年間に支出せむとする補助金の總額は三千八百五十五萬圓を概算せり。

- (三) 土地改良事業の指導獎勵及監督に従事する吏員の設置 土地改良事業の振興に伴ひ助成金の交付に關する事項、特殊會社の監督其の他の土地改良事業の獎勵及監督に要する事務繁劇を加ふるを

以て本府及地方廳に亘り吏員を増置するの必要あり大正九年度より順次増員を爲しつゝあり。
左に大正十年末現在に於ける耕地面積を表示し參考に供せむとす。

耕地面積表

大正十年十二月末現在

道名	耕地面積				農家一月當面積			
	番	田	火田	計	自作	小作	田及火田	計
京畿道	二〇〇,九六六町	一八八,三六八町	二,四〇〇町	三六,七五四町	二七,〇〇〇	七三,〇〇〇	三六,〇〇〇	六四,〇〇〇
忠清北道	六九,四四〇	八八,七四三	三七七	一五八,五〇〇	四,〇〇〇	六〇,〇〇〇	四,〇〇〇	五,六〇〇
忠清南道	一六,五六〇	八,九三四	三四七	二四四,八五一	二,九〇〇	一七,一〇〇	五,二〇〇	四,八〇〇
全羅北道	一六,二二〇	六,七五一	二〇四	二二,八七五	二,〇〇〇	一八,〇〇〇	四,二〇〇	五,八〇〇
全羅南道	二〇三,八九四	二〇八,〇五五	四九三	四二,四四一	四,二〇〇	五,八〇〇	六,二〇〇	六,二〇〇
慶尙北道	一八九,三三九	二〇,五六一	四八八	三九,二七八	四,四〇〇	五,一〇〇	四,九〇〇	三,八〇〇
慶尙南道	一六〇,八九四	一一六,三四七	四五	二七,二八六	三七	六,三〇〇	四,八〇〇	五,二〇〇
黃海道	一三三,二五九	四一五,三四四	七,四四六	五五,八四九	三,一〇〇	六,九〇〇	四,五〇〇	五,五〇〇
平安南道	六四,〇五九	三三,四一八	一〇,五七七	四八,七七六	三,六〇〇	六,四〇〇	五,七〇〇	四,三〇〇
平安北道	七三,二六三	三三,九六六	四四,四四八	四四,四七七	四,四〇〇	五,六〇〇	五,八〇〇	四,二〇〇
江原道	七八,五八四	二七,三六四	一五,一八五	三六,五三三	五,四〇〇	四,六〇〇	七,二〇〇	二,八〇〇
咸鏡南道	四三,三三六	三三,二五〇	五九,四四四	四四,九八〇	六,二〇〇	三,八〇〇	八,五〇〇	一,五〇〇
咸鏡北道	八,〇七一	二〇八,一四九	三,一八二	二九,五〇三	七,六〇〇	二,四〇〇	八,九〇〇	一,一〇〇

合	計	一、五九、七四	二、八六、七四	一四、三六	四、五三、七四	三、六	六、四	六、〇	四、〇	・五	一、一〇	一、七六
---	---	---------	---------	-------	---------	-----	-----	-----	-----	----	------	------

備考

一、畚及田は主として土地臺帳に依る實測面積を示す。雖上記合計面積の内には畚六、〇四〇町、田六〇、九五八町の土地臺帳未登録耕地を包含せり又火田は見込面積にして當年耕作に使用するもの限り掲記せり。

二、前號土地臺帳未登録の畚、田及火田は自作、小作の區分調査なきも大部分自作に屬するを以て自作小作の割合算出の場合に於ては自作地と看做せり。

第三章 氣 象

朝鮮は位置東經百二十三度五十六分より百三十一度十一分に及び北緯三十三度六分より四十三度に亘り北方は大陸に接壤し東、西、南の三面は海に瀕す。氣象は所謂大陸性を帯び寒暑共に酷烈にして雨量尠く隨て天氣甚しく乾燥す。其の年平均氣温は南部地方に於て攝氏十三度、中部地方に於て十度、北部地方に於て四度乃至八度内外にして内地の本土中部地方及北海道と大差なきも春秋期間短く就中冬季最長く又晝夜氣温の較差大にして時に二十五度に及ぶことあり。又雨雪の年量は概して寡少にして大部分八百粒乃至千粒にして南東岸に最多く北西に進むに従ひ遞減す即ち釜山元山地方は千五百粒に達し京城仁川地方は約千粒、平壤龍岩浦地方八九百粒にして更に北部内陸に至りては五百粒に充たざる所あり之を内地に比すれば一般に甚だ寡少なり。然るに朝鮮に於ては六月より八月に至る三箇月間を降雨期と稱し十月より五月に至る期間は乾燥期と稱し雨期と乾燥期と截然たる區別あるは内地と著しく異なる點なり

降雪は内地北部に比し一般に寡少にして降雪及霜の初終は年々遅速あるを免れざるも初霜は北部地方に在りては九月中旬に之を見るも他は概ね九月下旬より十一月上旬の間に在り終霜は釜山地方の三月下旬を最早とし北部地方に在りて五月中旬に至りて終るを常とす。初雪は北部高原地方に最早く十月下旬他は概ね十一月に見る東南岸は最遅れて十二月下旬にして時に年中雪を見ざることあり終雪は北部國境地方最遅く四月下旬にして釜山地方は三月上旬なり。

一般氣象の狀況右の如くにして其の農業に及ぼす影響は概して良好なるが如し。其の主要なる點を擧げんに

(一) 氣温 年平均温度は内地の同緯度地方に比し稍低しと雖朝鮮は夏期と冬期との氣温の差甚しきが故に夏期の氣温は割合に高く之に反し冬期の氣温は甚しく低下す。故に朝鮮に於ては夏季の温暖なる期間に一代を終る作物は其の生育上比較的高温を要するものと雖良く生育するに反し越冬を要する作物は寒氣に對する低抗力の強きものに非ざれば栽培上危険なり。即ち内地の温暖なる地方に於て栽培成績充分ならざる陸地棉の如き朝鮮に於ては忠清南道に至る迄栽培せられて好成绩を得つゝあり又生育上多くの光熱を要する鹹果類の朝鮮に於て比較的容易に栽培し得るに拘らず一方内地にて好成绩なる柑橘類が朝鮮に於て殆ど望なきが如きは這般の事由を證明せり。而して夏期と冬期との氣温の差甚しきことは一面春秋兩季節に於ける氣温の變化急なりと看做すを得べく春季一旦氣温の上昇し始むる

ときは頗に進むを以て作物の晩霜被害を蒙ること比較的僅少なり。

(二) 降水量　朝鮮の降水量の一般に寡少にして其の季節別に分配の偏倚せること前述の如し。即ち降雨期たる夏季に於て雨量の多きことは灌溉設備の乏しき朝鮮の稲作に非常に有利にして稻以外の農作物に在りても此の期間に生育作用を遂ぐるもの多きを以て是等に對し至便とする所なり。而して乾燥季に於ける降水量の少きは春播作物の發芽及麥の成熟等に障害を及ぼすことあるも一面養蠶果樹栽培等の良好に行はるゝ事由も亦茲に存せり。

(三) 日照時間　朝鮮は降雨雪の日數少く快晴日數^多きを以て日照時間は内地に比し遙に多く作物、家畜に對し生活の「エネルギー」たる光熱を供給する時間豊富なるを以て朝鮮農業上利益とする所からず。殊に作物の生育上多大の好影響を與へ夏季氣温の高きと相俟て春夏季の日數短きの缺點を補ふて餘あり。即ち稻其他夏作物は播種又は植付概して内地に比し遲きに拘らず夏季に至り急速に生育を遂げ秋冷至るに先ち收穫を終ることを得る狀況なり。

(四) 暴風雨　朝鮮には豪雨少からずと雖内地に於けるが如く強烈なる暴風雨に依り農作物の害せらるゝこと極めて少く殊に内地に於て稻作の最大危険たる二百十日、二百二十日の厄日を見ざるが如きは至便とする所なり。

朝鮮の氣象は農業經營上一般に好影響を與ふること上述せるが如し。朝鮮の事情に通せざる者或は朝鮮

の氣象を以て農作上不利と爲す者少からずと雖其の所由なきこと自から明らかなりと謂ふべし。左に稲作に關係最著大なる氣温及日照時間に付き内地朝鮮間の比較を表示せむとす。

内地朝鮮に於ける氣温比較

同緯度地方	年平均	稲作期間					以上平均
		六月	七月	八月	九月	氣温	
東木 京浦(内朝) 地鮮	133.0度	120.3度	120.5度	124.3度	125.9度	127.7度	131.1度
山京 形城(内朝) 地鮮	120.9度	120.9度	124.3度	124.9度	129.8度	128.8度	131.5度
水平 壤(内朝) 地鮮	121.2度	120.3度	123.6度	123.8度	128.8度	128.4度	122.5度
龍岩 浦(内朝) 地鮮	121.2度	127.7度	123.6度	123.8度	128.8度	128.4度	122.5度
宮古(内朝) 地鮮	120.9度	121.2度	123.6度	123.8度	128.8度	128.4度	122.5度

備考 計數は大正六年乃至同八年の平均に依る。

内地及朝鮮に於ける日照時數比較

同緯度地方	年晝時間に對する日照時の%	稲作期間					計數
		六月	七月	八月	九月	日照時	
東木 京浦(内朝) 地鮮	55%	147.4時	147.4時	150.6時	158.7時	177.7時	
山京 形城(内朝) 地鮮		147.4時	147.4時	150.6時	158.7時	177.7時	
水平 壤(内朝) 地鮮		147.4時	147.4時	150.6時	158.7時	177.7時	
龍岩 浦(内朝) 地鮮		147.4時	147.4時	150.6時	158.7時	177.7時	
宮古(内朝) 地鮮		147.4時	147.4時	150.6時	158.7時	177.7時	

〔京〕 山城〔朝〕 地〔鮮〕	〔青〕 龍岩 森浦〔朝〕 地〔鮮〕	三三 三六、七	二四六、〇	二四四、三	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七
三三 三六、七	二四、九	二三八、三	二四四、三	二五〇、五	二五〇、七	六三、七

備考 計數は大正六年乃至同八年の平均に依る。

第四章 作物

第一節 米

始政當初に於ける一般農民の經濟狀態は極めて貧弱にして秋收期小作料を納め且つ多少の米豆を放賣して舊債を償ふに於ては殘餘幾許もなく早春既に食盡き或は地主に高利の食糧を借り或は山野に草根木皮を漁り辛ふして露命を繋ぐの狀態に在り。爲に春季農繁時期に入るも食糧不足の爲完全に勞役に服する能はざる者所在甚だ多く當局者は夙に農家の食糧充實を圖るの急務なるを看取したり。加之内地に於ける米の需要は近年著しく増加し來り今後益増加の趨勢なるを以て朝鮮に於て産米の増殖を企圖し一は以て之を内地に移出し食糧需給の安定に資すると共に一は朝鮮に於ける經濟の振興向上に資せむことを期せり。

翻て朝鮮に於ける米作の狀態を按するに其の氣象、土質等天然の要素は米作に好適し又耕地を改良擴張して米作に供すべき餘地頗る多く耕作に従事すべき農民の數も亦頗る饒多にして韓國政府時代多年稅政

の結果農家は疲弊し土地は荒廢し生産の改良増殖を企圖すべき意氣と資本と設備とに缺如せる爲生産の改良増殖行はるゝに至らざりしと雖若し近來に於ける科學的施設を行ひ適當の方法を以て農民を指導するに於ては産米事業の振作を期し得べきこと明なり。依て積極的施設として(イ)生産の増加と品質の改良を行ひ(ロ)産米の輸移出増加を圖ると共に一面消極的施設として麥類、粟、甘藷、馬鈴薯等の補食作物を増殖し産米の半島内に於ける消費を抑制するの方針を採り來れり。而して此の方針に基き施設獎勵せる事項を述べれば左の如し。

(一) 栽培地の擴張及改善 耕地の部に述べたり。

(二) 品種改良

(イ) 優良品種の普及 在來米種は幾多雜駁なる品種を混淆し收量品質共に劣等なるに依り優良品種

の普及を以て稻作改良上第一の要件として最大の努力を傾注せり。即ち勸業模範場及道種苗場に於て優良品種を選出し道は採種畚を設けて是が種子の育成を爲し農民に配付すると共に民間に生産せる優良品種の種粃と在來品種の種粃とを交換せしめ兩々相俟て優良品種の普及を行へり。然れども之が實施の初めに於ては農民其の成績を狐疑し又は何等事由なくして栽培を嫌忌せしを以て生産品評會、立毛品評會又は講習會等を開催し優良品種栽培の有利なることを宣傳すると共に種子の無償配付を行ひたり。其の後獎勵の趣旨徹底するに従ひ漸次若干の價額を徴して種子の配付を行ひ遂

に全部の有償配付を行ふに至れり。又民間の種子交換は道郡吏員指導監督の下に優良品種に對し二三割の割増を付して在來粳と交換せしむることゝ爲せり。而して大正十年に於ける優良品種の作付反別は九十三萬町歩を超へ總作付反別の六割二分を占め殊に南鮮方面に於ては平均七割四分を占め大正十一年迄に大約百萬町歩に達すべく大體に於て之か普及を了すへし。

(ロ) 優良品種の種子更新 然りと雖優良品種の廣く農家に普及せられ栽培數年に及ぶときは所謂優良品種なるもの、中異品種の種子を混淆し其の特性劣變し其の生産米の品質に於て將又收量に於て

共に在來種に異ならざるが如きもの漸次増加し折角優良品種普及の効果も之を失はんとするが如き趨勢を示せるを以て茲に優良品種の種子更新の途を按し道をして採種畝を設置せしめ純良なる品種を育成せしめ之を郡の採種畝に栽培し郡採種畝に生せる種子を面採種畝に栽培せしめ此の如く系統的に育成せる種子を一般農家に配付し以て四箇年若は五箇年毎に優良品種普及面積全部の種子更新を行はしむるの方針を定め大正六年より之が實行を督勵せる結果各道に於て其の計劃を樹て實行に勉めつゝあるも各種の困難ありて尙未だ充分なる成績を示すに至らず。

因て右の系統的採種畝中從來其の經營最困難とせられたる最下級の採種畝に對し國庫補助金を交付し大正十一年以降五箇年間に前記百萬町歩の種子更新をなすの計劃を樹て之が實行中に在り。

(ハ) 在來種の改良 現在に於ける優良品種なるものは相當灌漑の行はるゝ所に非ざれば栽培するこ

と能はず又甚しく用水の不足せる畝に對し適應せる優良品種の選出を爲すが如きは頗る困難なるを以て今後と雖在來種の栽培を爲さざるべからざる地域甚だ廣し。然るに在來種は品種頗る多く且各種混淆し極めて雜駁なるものにして品質收量共に劣等なり。就中赤米の混淆多きを以て外觀を損し精白歩合を減殺し爲に市價を墜すこと甚し。依て地方に於て廣く栽培せられ且成績優良と認めらるゝものに就き選穗に依りて種子を採取せしむることとし大正三年以來之を實行しつゝあり。選穗の實行は稍見るべきものあるも未だ一般に行はるゝに至らず。從て在來種採種畝の設置の如き實行十分ならざるを以て今日に於ける在來種の改良は未だ著しき成績を擧ぐるに至らず。

(三) 陸稻栽培の改良 陸稻栽培は其の面積一萬八千町歩、收穫高十二三萬石に過ぎざるを以て稻作全體より見れば極めて少部分なりとす。而も作付の擴張は氣候風土等の關係よりして遽に獎勵し難きものあるを以て主として品種の改良に意を用ひ之が獎勵を爲しつゝあり。今や總作付反別の二割二分に優良品種の普及を見るに至れり。

(四) 肥料の施用 朝鮮の農家は一般に施肥に對する觀念頗幼稚にして特に畝には施肥を爲さざるか若は二年又は三年目に施肥するを普通と爲せり。故に肥料の施用は米作改良上緊急の必要なるも始政當時に於ては農家の經濟及農民の智識程度に鑑み先以て堆肥、人糞尿、綠肥等自給肥料の製造施用より獎勵し金肥は寧ろ抑止するの方針を採りたり。其の後農家の經濟稍向上し農民の智識程度も幾分の進

歩を認めたるを以て大正八年より一般に對し金肥の施用を奨励せり。(第十節肥料の項參照)

(五) 稗拔 水稻に稗の混植甚しく爲に收量を減し産米の品質を損し殊に輸移出米としての聲價頗る失望せらるゝを以て苗代及本沓に於て稗の拔取を勵行せしめたり。今後稗の全滅を期するには尙前途遠

遠なりと雖近來沓に於ける稗の著しく減少せるは一般に認めらるゝ所なり。

(六) 害蟲驅除豫防 稻の害蟲として見るべきは浮塵子及螟蟲にして特に浮塵子は其の害恐るべきもの

なるを以て害蟲驅除豫防規則を發布し以て害蟲の驅除豫防の徹底を圖れり。然れども未だ充分勵行せらるゝに至らず。

(七) 適期の刈取 農法の粗放、農民の放漫及地主對小作者間の折合圓滿ならざる等の爲従來稻の刈取適期に行はれず。枯熟期を過ぐるも久しく沓に曝露し爲に産米の收量及品質を減傷すること少からず。

依て適期の刈取を指導督勵し此の弊風の矯正を期したるに幸にして大略豫期の成績を得現今に於ては昔日如く極端に刈取を遅延するもの殆ど之なきに至れり。

(八) 乾燥調製の改良 朝鮮の大氣は濕度低く稻及粃の乾燥容易なるに拘らず刈取後の乾燥又は脱穀後

若は粃摺前に於ける粃乾を行はざる爲貯藏中甚しく米質を損し春期後に於て或はわび米を混入し或は臭氣を發するに至るを以て刈稻の平乾又は稻架乾と脱穀後及粃摺前に於ける粃乾を勵行せしめたり。

在來の調製法は直接地上に於て稻を石又は臼等に打ち付け脱穀せる後僅に天然の風力に依り土砂塵埃

を除去し直に之を包装するが故に粃中に混入せる土砂の類夥しく爲に之を玄米と爲すも夾雜物多きを以て乾燥の不良なると相俟て玄米の品質を損し内地取引の用に供する能はざるに至れり。依て脱穀作業は蔭の上にて成るべく稻扱を用ひて行はしめ又は粘土叩き調製場を造りて蔭敷に代へしめ以て石の混入を防ぐと共に唐箕、萬石等を用ひて夾雜物の除去を行はしめたり。

稻扱器、唐箕、篩等の調製用具及蔭織機等に出來得る限り地方費を以て購入し之を農家に配付し農民に於て其の便利を理解するに及び漸次共同購入を勧誘し一面是等器具の使用方に就き傳習を行へり。而して調製器具の使用は相當普及するに至れるも地方市場に出廻の粃に夾雜物頗る夥しきものありて之が絶滅を期するには尙前途遼遠の感あり。

(九) 玄米調製 從來米穀の販賣は粃の儘にて行はれ内地人の農業經營者に於てすら玄米調製を爲すもの殆ど皆無の有様にして粃摺作業は専ら商人の手に依りて行はれたり。加之朝鮮人農家の飯米は玄米の調製を行はず粃より直ちに精白する舊慣にして此の方法は農家の勞力を利用する點よりするも白米の歩止り及粃摺の副産物たる粃殻利用の點よりするも又玄米調製の完全を期する點よりするも將又農民をして産米改良の實績を的確に會得せしむる點よりするも決して喜ぶべき所に非ず、依て粃摺用器の無代配付を爲し又は共同購入を奨励し漸次玄米調製を促せり。玄米調製は先以て移民其の他内地人營農者に於て行はれ次て内地人營農者の居住多き地方に於ける鮮人に普及し今日に於ては各地共多少

之が實行を見るに至れり。然れども農家をして産米全部の玄米調製を行はしめむとせば倉庫の普及を要せる等困難なる事情ありて遽に農家一般に之が勵行を望むこと能はず。従て今日に於ける玄米調製獎勵の成績も全體より見るときは極めて微々たるものなり。

(十) 米穀検査 前述せる如く朝鮮米は乾燥不良、調製粗笨之に加ふるに包装不完全にして容量不統一なりし爲市價貴からざりしのみならず其の取引亦圓滑を失し輸移出の促進を期するに遺憾少からざるを以て米穀中其の取引數量最も多く且如上の缺點最甚しき玄米に對し第一着に改善の實を圖る爲大正四年米穀検査規則を發布し爾來地方費の事業として検査を施行し來れり。此の結果は多大の好成績を奏し今日の輸移出米は検査施行以前のものに比し實に雲泥の差を生し其の優良なるものに至りては好評噴々として内地優良米に比するも些の遜色を認めず。尙白米の輸移出漸次増加し之か検査の必要を認めたるを以て大正十一年七月米穀検査規則を改正し玄米と共に之か検査を實施するとなせり。(詳細は後節穀物検査の項參照)

(十一) 販路の擴張 始政當初に於ては米穀需要の狀況及運輸交通の設備、税制及經濟金融等諸般の狀態今日と霄壤も雷ならざる差ありしを以て産米の販路開拓に付ては相當苦心を要せり。依て先以て從來課し來れる米及粳に對する朝鮮輸移出税を廢して内地及滿洲への出荷を獎勵し次て内地に於ける移入税を撤廢し以て内地移出に便し又一面産米改良の實績擧るに及び内地取引市場に於ける受渡代用米と

して使用せしむることゝし大に鮮米の内地取引を圓滑ならしめたり。

以上諸般の施設獎勵事項中成績最も良好なるは優良品種の普及なりとす。今や如何なる僻陬の農民と雖も早神力、穀良都者は日の出等其の地方に獎勵せらるる米種の名稱及其の栽培の有利なることを知らざるものなく是れに依りて擧げらるゝ年增收額大約三百萬石に達せむとす。又乾燥調製の改良に就きては農家に於ける實行未だ普からずと雖米穀検査施行の結果と相俟て輸移出玄米の改良せられたることは亦争ふべからざる事實にして始政以來十餘年今日全く朝鮮米の面目を一新せりと稱するも過言に非ず。其の他の施設獎勵事項も仔細に點検するときには徹底を缺き其の終局の効果を擧ぐあるは寧ろ今後にあること前述せるが爲しと雖而も優良品種の普及及乾燥調製の改良と相俟て朝鮮産米の生産を増加し品質を向上せる効果は實に大なりと謂ふべく左表に示せる生産額及輸移出額の増加は能く之を證明するに足るべし。

米生産額

年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
明治四十三年	一、三三、七九 <small>町</small>	100	10、四三、二 <small>石</small>	100	0、七六	100	九、三六、九 <small>萬圓</small>	100
同四十四年	一、三九、〇〇	100	一一、六六、三	111	0、八七	108	一四、七三、〇 <small>萬圓</small>	155
大正元年	一、四一、七七一	100	10、六六、〇 <small>萬石</small>	100	0、八六	100	一四、一四、〇 <small>萬圓</small>	148

備考 大正八年に於て收穫高の減少したるは近年稀有の旱害に罹りたるに因る。

米輸移出額

同	同	同	同	同	同	同	同	同
十	九	八	七	六	五	四	三	二
年	年	年	年	年	年	年	年	年
一、五三、五四六	一、五五、四〇六	一、五七、七九七	一、五四、一七〇	一、五八、六三三	一、五八、八四四	一、四八、〇三〇	一、四四、〇二四	一、四七、〇七六
二三	二五	二四	二四	二三	二三	二二	一九	一九
一四、三四、三五二	一四、八二、三三三	一三、〇八、二〇八	一五、二九、四〇九	一三、六八、八九五	一三、三三、〇〇九	一三、八四、〇八五	一四、三〇、五七九	一三、〇九、八四〇
一三八	一四一	一三三	一四七	一三三	一三四	一三三	一三六	一三六
〇、九三三	〇、九三七	〇、九八八	〇、九八八	〇、八九五	〇、九一七	〇、八六三	〇、九三三	〇、八三三
三三	三四	一〇七	二八	二六	一九	二三	三四	一〇八
三六、一三六、九一九	五九、五〇、二一〇	四六、三三、六三三	四三、九四、四二五	三四、六二、二〇〇	一六、三九、二五三	二八、七九、六一九	一六、八三、〇四〇	一九、五八、九三三
三八〇	五九二	四六六	四四	二四	一七六	二八	一八二	二四

同	同	大	明	年	年	次	數	量	指數	價	額	指數	上記の内地移出額				
三	二	正	治	年									數	量	指數	價	額
年	年	元	四	十	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一、三六、〇三四	八七、五九五	五三、三九七	五四、〇六三	石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五、八三、七七四	一四三	一〇〇	三〇八、九八二	二、八六、二〇〇	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	二、八六、二〇〇	一〇〇
三三	一六	一〇〇	一〇〇	石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	七、三四、八七九	一四三	一〇〇	三三、七〇六	四、二五、〇九六	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	四、二五、〇九六	一〇〇
一七、三六、一七二	一四、五九、三〇七	七、三四、八七九	五、八三、七七四	円	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七五、四一七	一四三	一〇〇	三三、七〇六	四、二五、〇九六	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	四、二五、〇九六	一〇〇
三四	二七	一四三	一〇〇	石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七五、四一七	一四三	一〇〇	三三、七〇六	四、二五、〇九六	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	四、二五、〇九六	一〇〇
一、七五、四一七	六九七、四一七	三三、七〇六	三〇八、九八二	石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七五、四一七	一四三	一〇〇	三三、七〇六	四、二五、〇九六	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	四、二五、〇九六	一〇〇
三六〇	三六	一〇〇	一〇〇	石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七五、四一七	一四三	一〇〇	三三、七〇六	四、二五、〇九六	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	四、二五、〇九六	一〇〇
一四、三三、一三三	一四、三三、一三三	一四、三三、一三三	一四、三三、一三三	円	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七五、四一七	一四三	一〇〇	三三、七〇六	四、二五、〇九六	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	四、二五、〇九六	一〇〇
五〇六	四〇五	一五二	一〇〇	石	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七五、四一七	一四三	一〇〇	三三、七〇六	四、二五、〇九六	一〇〇	一、七五、四一七	一〇〇	四、二五、〇九六	一〇〇

同	四	年	二,五六一,八一	四七	二四,五五,三四五	四六五	二,五七,三三	七三	三,三三,八六八	七五〇
同	五	年	一,七〇〇,〇一九	三四	一九,四三,〇二五	三六七	一,一九四,七二	四九	一四,三六,〇九一	五〇
同	六	年	一,七五八,八七七	三三	二七,四七,九二	五〇	一,二六八,五六	三七八	一七,八三,四〇〇	六三五
同	七	年	二,二〇〇,二五三	三〇	六,五九,一〇	一,一六	二,二九,八〇三	六六六	一六,三三,七三	五九〇
同	八	年	二,九〇,六三三	五四	二〇,八四,六七四	二,〇〇	二,八七,二八七	九〇	一〇,五五,二四八	三,七八
同	九	年	二,〇五,七〇〇	三七	七,五四,二九四	一,四六	一,九六,五三六	六四三	七,三四,一七二	二,六〇〇
同	十	年	三,五五,三三〇	六四	六,八二,九七二	一,七七	三,三七,四三	一,〇六	八,七五,六三	三,一五

備考 一、指數の基準を明治四十四年と爲したるは同年輸移出額は明治四十二年の生産に係るものと看做したるに因る。

二、大正九年の輸移出は大正八年の生産に係るものにして其の數量の減少は前年の早害に因る。

以上は始政以後大正十年迄の實績を示せる所なるが大正九年度よりは朝鮮産米増殖計劃を樹て第四十三回帝國議會の協賛を経て其の一部の實行に着手せるを以て今後の増殖改良は一段の進展を見るべし。朝鮮産米増殖計劃は土地改良事業と耕種法の改良とを併せ行ふものにして土地改良に付ては前章耕地の部に於て述べたる所なるが耕種法の改良に就ては(イ)金肥の使用を奨励すると共に其の購買資金を斡旋すること(ロ)系統的採種畚の設置を助成すること(ハ)米作改良に關し實地指導に當らしむる爲地方廳に農業技術員を配置すること等各般の施設に就き調査中に屬す。而して右計劃完成の曉に於ては産米大約九百萬石を増殖すると共に其の品質を向上し以て(一)内地食糧問題の解決に資すると共に(二)鮮内に於ける食糧需要の増加に備へ且(三)農家經濟の向上延ては朝鮮經濟の振興を圖るに在り。

第二節 麥類

麥類は農家の食糧として最重要なるものに屬するのみならず小麥に在りては内地に於ける需要年々相當喚起せられ又一面朝鮮に於ける小麥粉の輸入額相當に上り之が輸入を防遏するの必要あるを以て始政以來麥類の増殖に付ては種々努力し來れり其の要領を擧ぐれば左の如し。

(一) 作付反別の擴張 麥の畑作面積は始政當初に於ては畑全面積の三割五分に過ぎず。又畚作面積は僅かに十萬町歩にして畚全面積の一割に達せざるを以て作付反別擴張の餘地を認むると同時に殊に畑地の分布少き南鮮地方に於ては二毛作として畚の麥作擴張の必要を感ずるを以て畚田兩方面に對し作付の擴張を奨勵し其の結果麥作面積は始政當初に對し畚作は十割、田作は三割強の増加を示せり。

(二) 優良品種の普及 勸業模範場及道種苗場をして優良品種の選定を爲さしめ又地方費より補助金を交付して農事團體、篤農家等をして採種田を設置せしめ依て得たる種子を一般農家に配付栽培せしむると同時に既に民間に普及せる優良品種と在來種との種子交換を行はしめ以て之が普及を圖れり。然れども優良品種として選定せられたるもの未だ少く又是等優良品種の品質、收量等を在來種に比するに水稻に於けるが如く著しく差異あるもの少きを以て其の普及成績は未だ甚だ振はず。總作付反別に對し大麥は約一割、小麥は五分に過ぎず。

(三) 肥料の増施 麥作は肥料を要すること比較的多量なるを以て從來より若干の施肥を爲すの慣習あ

り。故に麥の作付面積の擴張には先以て肥料の準備を要し反當收量増加を圖るにも之が増施を第一要件となすが故に自給肥料の製造を奨励し此の缺陷を補ふこととせり。然れども麥作に對する金肥の施用は未だ寥々として見るべきものなし。

(四) 病蟲害の驅除豫防 麥類一般に麥奴に依る被害及小麥胡椒病の被害甚しきを以て麥奴に付ては麥穂の拔取を、又胡椒病に付ては種子の篩選を奨励せるも未だ一般に徹底的實行を見るに至らず。

(五) 乾燥調製の改良 従來農家の行ひ來れる乾燥調製は頗る粗惡にして其の調製品は到底商品たるに適せざるを以て販賣に供すべきものに付ては乾燥調製の改良を奨励せり。

(六) 大麥「ゴールデンメロン」栽培 内地に於ける麥酒釀造用原料たる大麥は年々約七八萬石に達するも殆ど全部外國産に仰き來れり。然るに南鮮地方に於て「ゴールデンメロン」の試作を行ひ之を釀造用に供したる結果大體に於て外國品に對抗し難きを認めたるも尙歐洲大戰當時の難澁に鑑み慶尙南北道の適地を選定し將來に備ふる爲帝國麥酒株式會社と特約の下に之が栽培を奨励せり然れ共未だ的確なる結論を得ず。

以上施設に依り麥類の生産は年々増加の趨勢あること左表に示すが如し。

麥 生 産 額

第四章 作物 第三節 大豆

種別	年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數										
種別	大麥	同	同	同	同	同	同	同	同										
										明治四十三年	五七、九七	一〇〇	四、七四六、九六	一〇〇	〇、八四	一〇〇	一五、八六六、五一	一〇〇	
										大正八年	八〇、五八	二二九	七、七〇二、八〇	一〇〇	〇、九〇六	二〇	九、一六八、三九八	五二	
										同	八四、九九	一四三	七、三六六、八〇〇	一五七	〇、八九四	一〇八	八七、三五三、五〇九	五三	
	小麥	同	同	同	同	同	同	同	同	同									
											明治四十三年	二四、八九四	一〇〇	一、一〇五、九七三	一〇〇	〇、九七七	一〇〇	六、六七五、八七七	一〇〇
											大正八年	三四六、九〇	一四三	一、六〇〇、九〇〇	一三八	〇、四八二	九七	三、六四四、四三三	四七四
											同	三五五、七九	一四六	二、四四五、六四一	一七八	〇、六〇四	一三三	三九、七八三、五三三	五九六
	稈麥	同	同	同	同	同	同	同	同	同									
											明治四十三年	三八、七四二	一〇〇	二、五四七、七五	一〇〇	〇、六五七	一〇〇	一、一六〇、八九六	一〇〇
											大正八年	五四、三七五	一四〇	三、二二二、二六	一四三	〇、六六五	一〇二	五、八九九、七五	五〇七
											同	五三、〇二	一三七	三、四八、四〇一	一三七	〇、六五七	一〇〇	五、七九五、九三	四九六
合計	同	同	同	同	同	同	同	同	同										
										明治四十三年	八七、五三	一〇〇	六、一〇七、六三	一〇〇	〇、七四	一〇〇	二、七〇〇、三三四	一〇〇	
										大正八年	一、〇三、七六	一四〇	九、〇三〇、三六	一五〇	〇、七五	一〇七	二、九六二、五七	五四七	
										同	一、三三、四九〇	一四四	九、八六〇、八四	一五九	〇、八〇〇	一二〇	三、三三三、九五	五六一	

同	十年	一三、七、六五	一三	一〇、七、六〇	一六	〇、八、六	二五	五、四、六五	三五
---	----	---------	----	---------	----	-------	----	--------	----

備考 大正八年は旱魃に依り收穫高減少せり。大正十年度價額減少せるは單價一割乃至三割低下せるに依る以下同様

第三節 大豆

大豆は朝鮮の風土に好適し且其の栽培は他の作物に比し肥料を要すること極めて少なく又比較的粗放なる栽培法に據るも尙相當の收穫を得るを以て始政當時に於て各種の作物悉く内地の生産状態に比し著しき遜色ありしに似ず、獨り大豆は其の品質及收量に於て内地と大なる徑庭なかりしのみならず咸鏡南道端川、安邊及京畿道長湍産の如きは内地産を凌駕する優良品を生産しつゝありたり。而して其の當時生産額は三百萬石、輸移出額は六十萬石内外なりしも乾燥調製の不良、異品種の混淆等の爲朝鮮大豆固有の特色を發揮すること能はず。加之包裝不完全の爲荷傷を生じ取引上常に故障頻出の有様に在りたり。朝鮮大豆は粒形色澤共に優秀にして蛋白質に富み最も食用に適し殊に内地に在りては豆腐製造、味噌醬油醸造用として愛好せらるゝを以て内地市場に於ける聲價は常に滿洲大豆の上に在り。且又内地に於ける大豆の供給不足は年々累増の状況に在るを以て朝鮮大豆の増殖は多々益辨すと稱するも不可なし依て生産の増加に努むると共に上述の如き缺點を除去せむことを期し左記の施設を講せり。

(一) 優良品種の普及 大體米麥と同様の方法に依り優良品種の普及に努めつゝあるも優良品種の選出頗る困難なると既に選出せられたる優良品種も其の特性著しからざる爲普及成績良好ならず。栽培面

積は全體の一割八分に過ぎず。

(二) 種子の粒選 播下する種子中異品種を混淆する爲收穫物には依然異品種を混淆し且つ其の收量を減少し栽培上不利少からざるのみならず販賣の際價格亦低下するを以て在來品種中優良と認むるものに付き粒選を必行せしむることゝし其の實行に就ては講習講話の開催、粒選品の點檢、技術員の巡回督勵等の方法を採れり。而して粒選に就ては古來多少之に類似せる慣習の存する地方あり比較的瞭解容易なりし等の原因に依り成績も相當良好なるを得たり。

(三) 乾燥調製の改良 大體米の乾燥調製改良に準して之を奨勵せるも農家に於ける實行は未だ一般に徹底せず大部分は輸移出商人の手に依り行はれつゝある状態なり。

(四) 大豆検査 穀物検査の節に述べむとす。

以上施設の遂行と共に大豆の生産額及輸移出額の増加は著しきものあり。其の趨勢左の如し。

大豆生産額

年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
明治四十三年	四六、〇三	100	二、七六、三六石	100	〇、五三	100	一三、五〇、四九	100
大正八年	七五、〇三	155	三、二〇、三二	119	〇、四三	77	七、六八、二五	四四三
同 九年	七三、八三	152	四、九七、一七	174	〇、三三	111	九、三三、八七	七七
同 十年	七六、〇〇	155	四、六六、二六	167	〇、五九	105	六、〇〇、〇〇	四七四

備考 大正八年は旱魃の爲收穫減少せり。

大豆輸移出額

年次	數量	指數	價	額	指數
明治四十四年	六八、四〇石	100		四、三二、八三七	100
大正八年	一、三三、六六	一九四		三、〇四、八三五	四八二
同 九年	八三、九四八	一二三		一七、二五、二四六	三九六
同 十年	一、七三、四一六	二五〇		三、八七、五九七	五三四

備考 (一)大正九年の減少は前年の早害に因る。(二)輸移出先は殆ど全部内地なり。

第四節 穀物検査

始政以來銳意米穀改良に意を用ひたると販路開拓上諸般の施設を試みたる結果朝鮮産穀物の需要漸次増進し輸移出額増加せり。然れども一般農家は未だ乾燥調製に意を用ゐざる爲輸移出商人の手に依り再製改装するの状況なりしを以て異品種、土砂其の他夾雜物の混入、乾燥の不充分、包装の不完全等非難の聲囂々たるに至り内地移出を阻止するの虞ありたるに依り穀物検査の制を布くに至れり。

(一) 米穀検査 法令に基く検査制度の開始に先ち木浦商業會議所は明治四十二年より輸移出玄米検査を實施し其の成績相當見るべきものありしを以て大正二年六月總督府は各道長官に通牒し地方廳監督

の下に商業會議所又は穀物同業組合をして輸移出米の検査を勵行せしめしに鎮南浦、仁川、釜山の三商業會議所及京畿道平澤、慶尙北道大邱外四箇所の穀物組合相踵て検査を開始し好結果を得たり。

然るに検査に關し未だ據るべき法令なく普く朝鮮米改良の實を擧ぐるに遺憾少からざるに鑑み大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を公布し次て之が實績に徴し大正六年九月同規則を改正したるも米穀の改良進捗と販路擴張に伴ひ尙改善の餘地あると白米検査をも各道に實施するの要あり且實際取引に不便あるとに鑑み更に大正十一年七月同規則の改正を行ひ尙其後災害米搬出の必要を認め大正十二年三月同規則の一部を改正し現在に及べり現行検査規則の要點を擧ぐれば左の如し。

(イ) 検査は道長官の權限の下に地方費の事業として行ふこと。

(ロ) 道知事の指定する地より朝鮮産玄米又は白米を輸出、移出又は他の道に搬出する場合は必らず検査を受けること。

(ハ) 品質及乾燥不良のもの異年度産米の混淆せるもの又は石、土、稗、粳、蝦米、青米、死米、赤米、碎米其の他の夾雜物の混入規定の制限を超ゆるもの。その他容量、包裝等一定の條件に該當せざるものゝ輸移出を禁すること。

(ニ) 朝鮮米の缺點中非難最も著しき蝦米又は石の混入に付ては特に嚴重なる規定を設け輸移出を制限すること。検査済玄米にして石の混入なしと認むるものには検査請求人の請求に依り石拔證印を押捺

すること。

(ホ) 等級を玄米は特等、一等、二等、三等及四等、白米は特等、一等、二等及等外に分ち白米の等外と不合格品の輸移出を禁すること。特別の必要あるときは(主として軍用米酒造米)等級に拘らず輸移出し得ること。

(ヘ) 容量を玄米は四斗、白米は呷入四斗、布袋入二斗とすること。包装は玄米白米共呷入は六百匁以上の呷を白米の布袋入は三十五匁以上布袋を用ひ細掛の方法を一定すること。特別の必要あるときは之に異りたる標準(主として輸出入用白米呷三斗入、麻袋二ブード入)に依らしめ得ること。

(ト) 各道の検査標準米は總督府の承認を受けしむること。

(チ) 總督府に於て各道の検査標準を統一すること但し夾雜物中赤米に付ては生産地の状況に依り俄に劃一を望むべからざるを以て道に依り其の混入割合を異にすること

(ニ) 大豆検査 大豆は輸移出品中米に次ぎ重要なものにして従來内地市場に於ける非難は米の如く喧しからざりしと雖乾燥調製及包装の不良、夾雜物の混入等に付き非難の爲聲價を失墜すること少からざりしを以て大正六年九月府令を以て大豆検査規則を發布し、米穀検査に準したる規定を設け各道をして検査を施行せしめしが更に米穀検査と同様の理由に依り大正十一年七月同規則の改正を行ひたり

(三) 小麥検査 小麥の主産地にして内地移出品の大部分を供給する黄海道に於て大正七年平安南道に

於ては大正十年より検査を開始せり。右は府令の發布なきも米穀検査規則に準したる検査規則を道令に依り發布し、米穀検査と略同様の要件に付検査を爲しつゝあり。

(四) 菜豆及豌豆検査 咸鏡北道は菜豆、豌豆咸鏡南道は小豆、菜豆の産出多く内地又は外國に輸移出

せらるゝもの相當多量にして品質頗る優良なるに拘らず其の品質に相當する聲價を發揮すること能はざるの遺憾ありしに依り咸鏡北道は大正九年咸鏡南道は大正十一年より道令に依り検査規則を發布し大豆検査に準し検査を爲しつゝあり。

現在に於て検査制度を設けたる穀物は上述せる玄米、白米、小麥、大豆、菜豆、豌豆及小豆の七種にして大豆は十三道全部に亘り一齊施行し、玄米及白米は輸移出殆ど皆無なる江原、咸北を除きたる爾餘の十一道に於て施行し、其の他の穀物は道の任意とするを以て小麥は黄海道に、菜豆及豌豆は咸鏡北道、小豆及菜豆は咸鏡南道に施行せられ現在検査所の數百四十八箇所、検査所長、主事、検査員、書記又は助手の數は三百十人を算せり。

穀物検査施行以來其の成績最も良好にして粃、土砂、其の他の夾雜物の混入を減少し容量及包装を一定し以て朝鮮穀物の聲價を昂上すると共に鮮内及鮮外に於て取引安全且確實に行はれ検査當初に比し内地同格品との値開一圓方縮少するの利益を生ずるに至り。其の間接の効果として農家は乾燥、調製に注意

を拂ふと共に玄米調製の機運を助長し來り朝鮮産穀物の改良上多大の成績を示せり。最近三箇年の検査成績を表示すれば左の如し。

産穀年度	等級	検査總數	検査合				計	不合格數
			特等	一等	二等	三等		
玄米	大正八年度	三、八四、〇四〇	九、〇三七	二六、三三六	三三〇、四九三	三、一七、二四	三、五五、五九六	三、八、四九二
	同 九年度	五、三三、四一〇	三、七六六	七〇、二六六	六二、三九七	四、三、四三三	四、九四三、二〇〇	四、〇、一〇七
同 十年度	五、九九、〇〇八	三、六八八	六、一〇五	七〇、七四一	四、六五、七四八	一〇八、七二	五、五、四、一三三	四、三、四、八六六
中白米	大正八年度	五、三、三八四		三、四	五、六	五、七、六四	五、三、三三	二、〇、五八
	同 九年度	一、八、八四九		一	一九四	一、七、一六七	一、七、三、三三	一、六、四、八七
同 十年度	九、〇、七二			三	八、四、九	八、八、五〇	四、五、四二	
白米	大正八年度	三、三、六五〇	一、二、一八	八、四三	八、八〇〇	四、三、三八	三、三、六九	三
	同 九年度	六、三、〇六八	七、六	四、三〇	八、一四〇	一〇、三、四九	六、八、六七	二〇一
同 十年度	六、四、二二	一、五、八七	三、〇、四二	二、〇、六三	一九、七、七	六、二、六四七	一、四、七六	
大豆	大正八年度	一、四、三、三八〇	三、〇、三	三、〇、三	一、三、三、九	一、二、五、〇、九三	一、四、九、六九	三、三、六、八九
	同 九年度	四、〇〇、〇四四	一、六、五、六六	一、六、七、五五	三、九、七、四七	三、三〇、二、八五九	三、九、二、八八七	八、四、五、七
同 十年度	三、三、三、七六〇	一、四、五、五	一、六、九、三、四	三、六、九、九、四七	二、三、七、〇、八	三、〇、六、〇、八五	七、五、九、四三	
小麥	大正八年度	五、九、九三五		五、〇〇	五、一、三三	一、四、四	五、四、〇、七三	八、六三
	同 九年度	三、二、一、九四		六二	二、〇、五、七	一、八、七、七六	二、〇、九、四八	三、七、六六

碗豆		菜豆		同	
同	同	同	同	同	同
十年度	九年度	十年度	九年度	十年度	九年度
三、七四八	九、三三一	二九、五七八	五、一九四	六〇、七一九	一、〇〇〇
四、五三三	八、九五五	三、八六六	一、〇〇〇	三〇、四〇〇	一、〇〇〇
六、九九	四、五七五	二、二八	三、七九	二五、八八五	一、〇〇〇
二、五九	三、七九	一、四、三三	六、五七	五七、四六六	一、〇〇〇
三、七四三	九、一九九	二九、二七五	五、四七七	五九、六〇〇	一、〇〇〇
五	三三	一〇〇	一一七	一〇〇〇	一〇〇〇

備考

- 一、大正八年度の検査数何れも減少したるは旱害の結果に因る。
- 二、大正十一年七月米豆検査規則改正に依り同年八月より玄米及大豆に四等の一階級を加ふ。
- 三、白米の等外は三等欄に掲ぐ。
- 四、小豆に付ては調査を缺く。

第五節 雜 穀

朝鮮に於て栽培せらるゝ雜穀は粟、稗、黍、蜀黍、玉蜀黍、燕麥及蕎麥にして就中粟を以て最重要とす。

一 粟
粟作は西北鮮地方に於ける主要作物にして古來相當重要視せられ作付面積は米、麥に次ぎ其の耕種方法も他の作物に比し稍々進歩し能く朝鮮の風土に適應せる措置に出たるが如し。然れども品種の選定施肥及病蟲害の驅除豫防等に就ては甚だしき缺點あり。爲に反當收量著しく少く僅々六七斗にして内地の收量の半に過ぎず。其の總生産額は五百萬石に達するも尙鮮内の需要を充たすに足らず。年々二

十萬石内外の精粟を支那より輸入しつゝあり。彼の大正八年の凶作に際しては通計百五十萬石の輸入を爲したるの狀況なり。之れ粟は西北鮮に於ては主要食糧品にして地方民は米麥よりも寧ろ粟を以て常食と爲すを以てなり。故に粟の生産増加に依り農家食糧の充實を圖り以て支那粟の輸入を驅逐するの必要あり。

然りと雖粟作の面積を擴張せむとするは遽に實行すること困難なるものあるを以て先づ以て米、麥、大豆に對する改良増殖施設と略同様の手段に依り品種の改良、肥料の増施、病蟲害の驅除豫防等に力を致し反當收量の増加に努力し漸次所期の目的に向て進みつゝあり。左に生産額及輸入額の消長を表示せむとす。

粟 生 産 額

年	次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價 格	指數
明治四十三年		五八、六七 <small>町</small>	100	三、四六、〇〇 <small>石</small>	100	〇、六三 <small>石</small>	100	一六、二五、四四 <small>円</small>	100
大 正 八 年		七〇、六三	145	三、八六、二七	114	〇、四九	七九	五、三二、七八	三三〇
同 九 年		七五、四〇	145	六、〇六、四三	170	〇、七六	126	七、一四、101	四三〇
同 十 年		七九、〇八	145	五、八三、六五	175	〇、七五	113	五、〇六、六五	三〇九

備考 大正八年收穫高の著しく少きは主産地方稀有の旱害に罹りたるに依る。

粟 輸 移 入 額

年 次	量	指 數	價	格	指 數
大 正 二 年	二七、九三 _行	100	二、八九七、七五 _円		100
同 八 年	九五、六六	三八	一五、四〇、二〇〇		五三
同 九 年	七五、五五 _六	二六 _六	一八、〇九、〇〇七		六四
同 十 年	八八、三 _七	八八	九七、四、九四		二六

備考 (一)大正八年及九年の輸移入額多きは、大正八年旱害の影響に依る。(二)輸移入先は殆ど全部滿洲なり。

二 其の他の雜穀

朝鮮は畑地の分布内地に比し多きを以て雜穀類の生産饒多なり。然れども雜穀の用途は蜀黍の焼酎釀造用に供せられ燕麥の一部分馬糧たる外農家の自用食糧たり。故に是等雜穀類中玉蜀黍が年々支那及内地に少計の輸移出あると前年大旱魃に際し支那産高粱、稗等の輸入を見たるの外殆ど貿易關係を生せず。此の故に是等に對する改良増殖は米麥大豆の如く焦眉の急にあらざるを以て未だ見るべき施設なし左に生産の狀況を表示すべし。

雜 穀 生 産 額

種 別	年 次	作 付 反 別	指 數	收 穫 高	指 數	反 當 收 量	指 數	價	額	指 數

大正二年	燕麥		玉蜀黍		蜀黍		黍		稗	
	同十年	明治四十三年	同十年	明治四十三年	同十年	明治四十三年	同十年	明治四十三年	同十年	明治四十三年
七〇,三三三	一〇九,三四四	二九,七四八	九,六九四	六六,八五六	一〇〇,三五五	六四,四八三	一七〇,〇五六	一六九,九九一	一三三,五三三	一三三,七〇四
100	三六七	100	一三九	100	一五二	100	100	100	九六	100
三六九,五九九	九八二,四八〇	一八七,三三三	六二〇,八四七	四〇〇,九七八	八二七,三四八	四〇〇,九五六	一一一,七六〇	九八,七五五	一〇七,五三三	八四二,三三三
100	五四四	100	一四七	100	二〇六	100	二二二	100	二六	100
〇,五四九	〇,九〇〇	〇,〇〇〇	〇,六七七	〇,〇六九	〇,八四四	〇,六三三	〇,六五五	〇,五八一	〇,八七六	〇,六八〇
100	一三七	100	10六	100	1三三	100	1二二	100	1二六	100
二,六三四,三七八	四,一九六,七五五	一,〇〇〇,〇三二	三,二五七,七四六	一,五七四,七二二	五,八九九,八四三	一,五七〇,〇三五	八三六,九三三	三九九,五六一	五,六七七,三九九	二,〇七二,二六四
100	九二五	100	二〇七	100	—	100	三三五	100	三三二	100

蕎麥	同	九年	六、八四四	一三九	六三、六四四	一六〇	〇、六三二	一一五	八、〇六六、〇五	三〇五
同	十年		一〇〇、二二二	一四三	六五、二四二	一五九	〇、六二四	一一三	五、五五九、八六	三二〇

備考 (一)各作物共大正八年の減收は旱害の影響に依る。(二)蕎麥は大正元年以前調査を缺く。

第六節 甘藷及馬鈴薯

甘藷は従來朝鮮に於て生産の素地なく、朝鮮方面に於て品質の劣等なるものを僅かに栽培したるに過ぎず之に反し馬鈴薯は全鮮各地に栽培せられ殊に北鮮に比較的普及し居たり。

甘藷及馬鈴薯は農家食糧用として恰適せるのみならず其の栽培容易にして一定面積より生ずる收穫量比較的多量なるが故に之が生産の増殖に力め缺乏せる農家の食糧を充實し延て米、小麥、大豆の如き販賣に適する穀菽類の自家消費を節約せしむことを期し、甘藷は南方温暖なる地方に、馬鈴薯は中部以北冷涼なる地方に作付反別の擴張を企劃し一面優良品種の選定、種薯の配付及其の貯藏を奨励し特に技術的指導を周到ならしめたる結果其の成績頗る顯著にして作付反別は大正元年に比し甘藷は六倍半に、馬鈴薯は三倍半に増加するに至れり。

甘藷、馬鈴薯は自家用食料に適するのみならず他にも用途あり。甘藷は鮮人の間食用として愛好する所なるを以て販賣用に供することを得べく又一面現在年額五萬圓を算する内地産品の移入を防遏することを得べし。馬鈴薯に付ては歐洲時局の際既に澱粉工場創設せらるゝあり澱粉として又生薯の儘露領等へ

輸出の見込あるを以て其の生産の増加は多々益々辨すべきなり。左に生産増加の趨勢を掲ぐ。

甘藷及馬鈴薯生産額

種別、年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反常收量	指數	價	格	指數
甘藷	大正元年	一、六四〇 <small>町</small>	二、六二〇、〇〇六 <small>貫</small>	100	一五三 <small>町</small>	100	四六、七〇	100	
	大正八年	一〇、六六三	二、八七、一八四	七九	二〇〇	一三三	八三六、一五	一、九四	
	同 九年	二、三三九	二、五三、〇〇五	九三	三三	一四七	九八四、〇三	二、二五	
	同 十年	二、四九〇	二、六三、三六九	九五	三九	一五	七、七、七〇	一、六四	
馬鈴薯	大正元年	三、三三七	三、八六〇、六六九	100	一五四	100	二八三、六四九	100	
	同 八年	七、七九九	一〇、九、六三、九七一	三三	一五	101	四〇、三、五〇	一、四三	
	同 九年	七、八三二	三、四、四九、九四五	三五	一七	二五	三八〇、六、六八	一、四九	
	同 十年	六、二九九	三、三、四、六二二	三七	一七	二四	二六〇、〇、四七	一、二二	

備考 明治四十四年以前は調査を缺く。

第七節 棉

棉花は衣料として生活上の必需品にして紡績工業は日本工業の基礎を爲す重要工業たるに拘らず。其の原料たる棉花の生産は内地に殆ど皆無にして年々數億圓の原棉を印度、米國等より輸入しつゝあり經濟

上の不利少しとせず。朝鮮は帝國版圖中殆ど唯一の有望地なるを以て朝鮮の棉作は漸く世人の矚目する所となれり。

朝鮮には古來棉花栽培の素地あり。始政前に於ける作付反別既に四萬町歩に達したるも在來棉は品種不良にして收量甚だ少く栽培上不利を免れざるを以て米國種陸地棉の有望なるを認め棉作の獎勵に努力することゝなれり。其の施設したる事項左の如し。

一 試作時代

明治三十八年原敬、野田卯太郎、大石正己等相謀り棉花栽培協會を發起し農商務省と交渉を經。更に試作を農事試驗場に委託せしめ試験の結果成績見る可きものありしを以て韓國政府に建議する所ありたり。韓國政府は其の建議を容れ明治三十九年より同四十一年に至る三年間に十萬圓を支出し棉採種圃を置き且繰綿工場を設け收穫物より得たる棉種子を一般に配付することゝなし。次て明治四十一年臨時棉花栽培所を設置し棉花栽培事業の全部を舉げて政府の直營に移すと共に前述せる事項の充實を期するの外模範作圃の設置、在來棉との比較栽培、棉作組合の設置、優良小作人及功勞者の表彰等種々の施設を講じたる結果最主力を傾注したる全羅南道に於ては一般農民克く陸地棉栽培の有利なるを會得すると共に作付面積累次擴張せられ明治四十四年に至りては栽培人員既に四萬三千人に達し此の作付反別三千餘町歩、實棉の收穫高二百七十萬斤を算するに至れり。

二期擴張時代

陸地棉栽培開始以來六箇年の經驗成績に鑑み南鮮六道は陸地棉の栽培に適するを認め得たるを以て茲に棉作擴張計劃を立て大正元年より六箇年を期し栽培面積を十萬町歩に擴張する目標を以て左記の施設を行へり。

(一) 技術員配置 道及主要なる郡に棉作に經驗ある技手を配置し栽培の指導に従事せしむることと爲したり。

(二) 棉作組合の改善及其の増設 棉作獎勵の初期に當り既に棉作組合を組織せしめたるが必要に應じて補助金を交付し又は農工銀行より低利の資金を融通せしめ且組合員の生産に係る棉花は組合の手に依り共同販賣に付せしめ棉花賣買に伴ふ弊賣の矯正並純良種子の採收保存及在來棉種子混交の防止に努めしめたり。

(三) 種子の配付 棉作擴張計劃の樹立と共に今後新規擴張に供すべき種子は無代配付を行ふこととし一般栽培者に對して自家採種を督勵したり。

(四) 棉花の共同販賣 全羅南道地方棉花の栽培盛なる地方に於て棉花の賣買又は其の仲介をなす者發生し是等商人中品質價格比較的下位なる在來綿を故意に陸地棉に混入し又は棉花に水氣又は土砂を撒布し其の他不正衡器を使用する等不正手段を行ふもの續出し延て所要の陸地棉純良種子を得る

こと困難となりしかば一面此の弊害を防止し一面農民の利益を保護する爲道長官の指導監督の下に棉作組合は所謂指定販賣を行ふに至れり。

指定販賣法は繰綿工場を有する會社又は商店を買受人に指定し棉作組合より直接に之を販賣するものにして其の價格は大阪に於ける繰綿相場を基礎とし一定の計算方式に依り之を算出し。一定の日時及場所を定めて農民をして生産品を持寄らしめ棉作技術員に於て其の品位を鑑定付級し以て賣買取引を行ふものなり。

然れども指定販賣法は生産額の増加、經濟事情の變化等に依り買受人に於ても農民に於ても不測の不利あるを免かれざるを以て之を競争入札法に依る共同販賣に改めたるものあり。

(五) 種子更新 純良なる陸地棉種子も農民の栽培年所を経るに従ひ劣變退化を免れざるを以て種子更新の必要を認め勸業模範場木浦棉作支場に於て米國原産地より年々種子を輸入し之を育成したる後道に配付し郡採種圃及面採種圃に於て栽培採種せしめ次て一般農家に配付し以て種子の退化を防止することとなしたり。

叙上施設に基き極力奨励に努めたるに大體豫期の成績を挙げ本計劃着手後七年にして作付反別九萬四千町步其の收穫高六千餘萬斤を得るに至れり。

三 第二期擴張時代

第一期擴張計劃は大體豫期の成果を挙げたるも尙有利に栽培し得べき餘地少からざると一面内地市場に於て取扱はるゝ朝鮮棉の量少きに失し品位相當の聲價を發揮するに至らざるを以て今後生産額を増加するの必要益切なるものあるを認め。大正八年より十箇年を期し作付反別に於て陸地棉十萬町歩、在來棉三萬五千町歩を擴張し既往の擴張面積とを合せ總面積二十五萬町歩に達せしめ尙同時に栽培法の改良を圖り其の生産棉花を大約二億五千萬斤(實棉量)に達せしむることを企圖し生産棉花の半量を朝鮮内に於て紡績原料其の他の用途に充當し朝鮮に於ける棉花の自給自足を圖り。残りの半量を内地に移出し内地棉業界の期待せる十萬俵以上の供給を爲し以て紡績原料需要の一部に充てむことを期す。第二期計劃に依る施設事項は概ね第一期計劃を踏襲すと雖追加せる事項亦少からず。今是等に付き述ぶる所あらむとす。

(一) 開墾及地目變換補助 林野、未墾地を開墾して棉作地に供し又灌漑水不充分にして連年旱魃を免れざる畚を變換して田と爲し棉作を爲さむが爲工事を行する者に對し初年の栽培肥料代の約半額に充つるに足るべき反當一圓四十錢程度の補助を交付すると共に種子代の一部を交付することゝ爲したり。

(二) 在來棉の改良擴張 陸地棉の忠清南北、全羅南北、慶尙南北の六道に適應することを大體確認したるも尙是等六道中山地帯に屬する郡は之に適せざるものあるを以て是等數郡には寧ろ在來棉を

獎勵するを適當とすべく。又京畿、黃海、平南平北の四道は從來在來棉の好適地と認めらるゝを以て古來棉作の素地ある地域を中心とし生産品搬出の便否をも顧慮し西北鮮四道中數郡を選定して在來棉の改良擴張を爲すことに決し之が獎勵施設は大體陸地棉に準し行ふことゝなれり。

(三) 栽培法改良及反當收量増加 種子更新計劃を充實して農民の栽培する種子をして常に優良ならしめ之と共に肥料の共同購入を斡旋して施肥量を増加し其他各般栽培法の改良を指導獎勵して大に反當收量の増加を計り。十年後に在りては陸地棉を平均百五斤に。在來棉を平均九十五斤に達せしめむとす。

(四) 指導里洞設置 大正十一年度より集約栽培法の徹底的普及を期せむが爲棉作の集團せる里洞を劃して指導里洞となし是に專任指導員を配置して其の手當を補助するの外栽培者には反當二圓の肥料代を補助して特に周到なる指導を加へ以て模範的棉作里洞たるに至らば更に他の里洞を選定し同一の方法に依り指導里洞となすことゝし大正十一年度に於ては五十箇所の指導里洞を設置せり。

第二期計劃は目下進行中に屬し年額約三十萬圓の國費を支出し其の一部を以て技術官吏を配置し他の大部分を地方費に補助しつゝあり。地方費は國庫補助に更に經費を附加して棉作獎勵に使用しつゝあるを以て棉作施設に要する公費は五十萬圓の巨額に達すべし。然れども新規作物の栽培は往々鮮人農家の理解を得ること難く大正八年の騷擾事件の餘波と大正九、十兩年に於ける財界動亂に基く棉花相

場の慘落に依り其の普及稍困難の狀に在りしも大正十一年度に至り棉花相場常態に復せるを以て棉作の利益は安定し反當收量の増加と相俟つて自發的に栽培者増加し既往兩三年の不振を挽回すること難からざるべしと雖今後尙保護獎勵を加重するに非らざれば第二期計劃遂行上聊か關心する所なきに能はず。

棉花生産額

種別	年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	
								額	指數
陸地棉	明治四十三年	一,三三六 <small>町</small>	100	六六,一五 <small>斤</small>	100	五 <small>斤</small>	100	五,四四 <small>円</small>	100
	同 八年	一〇,三三三	八六〇七	六六,〇四,六三	二二八八六	九	一〇	二七,七〇,〇七	五〇,八二六
	同 九年	一〇,六六七	八四二五	八八,四二,三六	一三,三四〇	一五五	二	一〇,三二,二五	一九,四三三
在來棉	明治四十三年	五八,八三	100	二〇,四〇,六五	100	五	10	一,三〇,四,一一	100
	大正八年	五,三三〇	三	二,三三〇,七五	五	三	八	三,一〇,一四八	二二八
	同 九年	五,七七九	三	二,三三三,三二	二九	六	一八	二,三三,五八一	一九
同	同 十年	四,九六六	三	二,七五八,五〇	一三	五	一四	三,三三,七三三	二四八
	明治四十三年	三〇,三三〇	100	三,〇六,八三	100	三	100	一,三三,七,三三	100

合計	大正八年		同 九年	同 十年
	同 九年	同 十年		
數量	一四、四三七	一四、四三七	一四、四三七	一四、四三七
指數	二四三	二四三	二四三	二四三
價額	九七、三六八、九七七	九七、三六八、九七七	九七、三六八、九七七	九七、三六八、九七七
指數	四六三	四六三	四六三	四六三
數量	六六	六六	六六	六六
指數	一八三	一八三	一八三	一八三
價額	三〇、七四四、二五五	三〇、七四四、二五五	三〇、七四四、二五五	三〇、七四四、二五五
指數	二、八五五、八〇六	二、八五五、八〇六	二、八五五、八〇六	二、八五五、八〇六
指數	九四九	九四九	九四九	九四九
價額	二、九八八、四八四	二、九八八、四八四	二、九八八、四八四	二、九八八、四八四
指數	八八	八八	八八	八八

備考 大正八年在來棉の收穫減少せるは主要地たる西鮮地方に劇甚なる旱害ありしに因る。

線綿及棉實移出額

年次	線			棉			實		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額	數量	指數	價額
明治四十四年	三、〇四七 <small>擔</small>	一〇〇	二五、三〇元	一〇〇	三、六二二 <small>擔</small>	二五、九九元	一〇〇	二、〇〇三	一〇〇
大正八年	三、〇四四	七七六	八、一七、七〇元	三、二四〇	一三八、〇六九	五四、四七元	二、〇〇三	二、〇〇三	二、〇〇三
同九年	三、二六五	五五〇	六、〇〇、三三三	二、三八一	五五、三三〇	三八、五〇元	一、一六四	一、一六四	一、一六四
同十年	三、〇五二	六九〇	三、五九、二五五	一、四〇〇	六、四八八	二七元	一九、五四五	七三	七三

備考 一、大正九年以降線綿の減少したるは棉價下落の爲線綿生産高の減少したるに依り。棉實の減少したるは鮮内に製油工場創設せられ此處に於て消費せられたるに依る。
二、一擔は百斤とす。

第八節 麻類及甜菜

前節に述べたる棉以外特用作物中主要なるものは麻類、甜菜、楮、莞草、荏、胡麻、杞柳等にして就中最重要と認むる麻類及甜菜に就きて略述すべし。

一 麻 類

麻類中朝鮮に於て普く栽培せらるゝものは大麻及苧麻にして亞麻は未だ試作期に屬せり。大麻は麻布を主とし草鞋、魚網等の原料として使用せられ苧麻亦麻布製織用に使用せらる。而して麻布又は苧布の朝鮮内生産高は年額三百萬反一千四百萬圓に達すと雖も尙需要を充たすに足らず。支那産麻布の輸入額年平均三四百萬圓多きは七百萬圓を越ゆる狀況なるを以て麻類の生産増加の必要あるは論を俟たざる所なり。然れども麻類の栽培は肥培管理の周到なるを要し粗放なる鮮人農家に取りては多少困難の事情なきに非ず。生産費比較的増嵩し南洋、馬尼刺産品に對抗する能はざる狀況なるを以て栽培面積の擴張は之を第二段とし先づ優良品種の普及栽培及製麻法の改良に付き實地の指導獎勵を爲しつゝあり。麻類の生産狀況左表の如し

大麻及苧麻生産額

種別、年次	作付反別	指數	收穫高	指數	反當收量	指數	價額	指數
明治四十三年	一八、六三三 <small>町</small>	100	一、七四九、七四〇 <small>貫</small>	100	九、四〇 <small>貫</small>	100	一、四三三、三三〇 <small>円</small>	100
大正八年	二七、三三七	一五〇	四、七〇、三三二	二七〇	一六、九	一八〇	三、三九九、九一	九四
同 九年	二八、三三六	一五〇	五、三三、〇八〇	三〇五	一九、〇	二〇四	三、三〇七、三三四	八五九
同 十年	二八、四四四	一五〇	五、四三、六九〇	三〇九	一九、五	二〇七	九、九三三、三三〇	六六〇

二 甜 菜

苧 麻		同 十 年		同 九 年		大 正 八 年		明 治 四 十 三 年	
一、二、五三	一、四九	一、二、六五	一、四七	一、八〇〇	一、四八	六、四〇	一、〇〇	四、七、五九	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	五、五	一、〇〇	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇
二、三、五七	二、五九	二、八、〇五	二、四九	二、七、八三	二、四八	九、一	二、五	二、七、八三	一、〇〇

甜菜は朝鮮に於て栽培せられたることなく全然新作物なり。明治四十四年以來西鮮地方に於て試作の結果有望なる成績を得たるを以て大正六年には朝鮮製糖會社（大正八年に至り大日本製糖會社に併合せらる）の創立を見るに至りたるも尙助成の必要を認め大正七年以來國費を以て平南黃海二道に補助し試験調査に従事せしむると共に農民に優良種子の配付を行はしむる爲右兩道に毎年七萬五千圓の補助金を交付せり。大正八年以來の栽培成績は耕作面積約二千五百町歩、反當平均收量二噸にして含糖歩合一四乃至一五「パーセント」に達す。

第九節 果 樹

朝鮮の風土氣候は果樹の栽培に好適せるを以て柑橘類を除くの外栽培を見ざるものなし。其の主なる種類は梨、林檎、桃、柿、棗、栗、胡桃、葡萄等にして産額相當多量に上れるものありと雖在來果樹は柿及栗を除くの外品種概ね劣悪にして栽培法亦甚だ幼稚なりしに依り果實の品質概して良好ならず仍て勸

業模範場をして轟島及徳源に園藝支場を特設せしめ園藝に關する試験調査に従事せしむると同時に其の調査試験事項中適切の效果ありと認むるものは場員を各地に派遣して實地指導を爲さしめたり始政以來の施設に係る事項左の如し。

(一) 優良品種の普及 園藝支場に於て調査試験を経て朝鮮に適すと認むる果樹の優良品種を選出する

と共に之が普及を奨励せり。其の結果果樹園組織に依る栽培者に至りては殆ど全部優良品種を栽培せる狀況なり。就中苹果は品質風味共に佳良にして内地種を凌駕するは勿論有名なる米國産の優良種に對し甚しき遜色を見ず其他の果樹に在りても歐米各種類の栽培に適し内地に於て殆ど栽培不可能と稱せらるゝ歐洲葡萄、洋梨の如きにも好適せり栗は平壤栗の名既に内地に喧傳せられ將來有望なる果實なるも寧ろ用材の目的を以て栽培し其の副産物として果實を利用するを適當と認め在來品種中の優良種と認むべき平壤栗、楊州栗等の普及に努めつゝあり。

(二) 果樹園經營に關する指導 果樹園經營を專業的に行ふ者に對し適地の選定、苗木の選擇、植樹法、剪定整枝其の他の管理法に就き指導奨励せり。

(三) 施肥の奨励 施肥の適否は果實の肉質、風味及收量に及ぼす影響大なるものあるを以て肥料の種類、樹齡及植付距離に依る施用量等に付指導を行へり。

(四) 病蟲害の驅除豫防 果樹は病蟲害に侵され易く而も病蟲害の發生は其の蔓延力恐るべきものある

を以て大正二年府令を以て害蟲驅除豫防規則を發布し又大正九年果樹及櫻樹輸入取締規則を發布し病害蟲發生の場合に備ふると共に苗木の主産地には果樹組合を設立せしめ苗木の検査を爲さしめつゝあり。

(五) 果實の貯藏獎勵 果樹の獎勵品種は輸移出用を主とするを以て貯藏に堪へ得る品種に重きを置き

たり。然れも栽培者は資金回収の爲賣り急きを爲し意を貯藏に用ふる者少く不利益を免れざるを以て貯藏方を獎勵せり。

(六) 販路の開拓 果實の生産増加と共に其の販路の研究を行ふは喫緊事なるを以て大正元年以來内地

滿洲、西比利亞、上海、香港等に於ける果物の需要供給に付調査を行ひ或は有望地に對しては試賣を行ふ等販路の擴張に努めつゝあり。隣邦支那には梨、葡萄の優良品存するも苹果は優良品の生産なきを以て將來特に有望なり。又内地に對しては大正九年關稅撤廢以來一層有望となり苹果、栗の如きは大阪以西は殆ど朝鮮產品の勢力圏に歸し尙遠く東京附近に及ばんとし今後の發達刮目すべきが如し。

前述せるが如き施設に依り指導獎勵を加へ又果樹栽培者の集團せる地方には果樹組合を組織せしめ著々改良増殖を圖りたる結果各道共優良果樹の栽培者頻出し大に果樹園藝の勃興を見るに至り。就中京畿道仁川、素砂、忠清南道大田、鳥致院、慶尙北道大邱、倭館、慶尙南道三浪津、金海、鎮海、全羅南道羅州、木浦、黃海道黃州、平安南道平壤の如きは主産地と目せられ。果樹園式に依り五畝歩以上の栽培經

營を爲す者の數全道を通じ三千餘人、植栽面積二千七百町歩に達せり。

優良果樹の栽培奨励は始政以後の事項に屬し栽培樹數は頗る多數に上るも未だ樹齡少く結實樹齡に達せざるもの其の大部分を占むるを以て現在に於ける果實の生産は未だ多きを誇るに足らずと雖も數年後に於ける生産の増加は著大なるべきを疑はず。左に重要果實の生産統計を掲ぐ。

果實生産額

種別、年次	樹數	指	數	收穫	高	指	數	價	額	指	數
<p>(優良品種)</p> <p>大正二年</p>	六六〇、一四四 <small>本</small>		100	三五四、五元		100	100	一四八、九四四 <small>円</small>		100	
	一、五七、六六一		100	一、六九、一七		100	100	二、八七五、一〇八		100	
	一、五八、七四〇		100	二、四七、三三〇		100	100	四、三三三、一七		100	
	一、二、三、六二		100	二、五七、三六四		100	100	三、三〇三、三三		100	
<p>(優良品種)</p> <p>大正二年</p>	五九〇、二二		100	二七、七、七四		100	100	六三、三三		100	
	一、〇七、三三		100	一、三三、〇		100	100	一、三三、六二		100	
	一、〇六、四三		100	一、五八、一〇		100	100	二、五八、六五		100	
	八三三、〇五		100	一、七五、七〇		100	100	一、五八三、九三		100	

葡萄 (優良品種)		
同	同	同
八年	九年	十年
三三、三三七	三三、〇七四	三〇、三三三
一〇八	八七	六六
二四、〇六六	一五、〇七一	一九、六七一
一七〇	一五五	二八
三三、三三七	三三、八四四	一〇、一六六
七三三	四六八	三三三

第十節 肥料

始政前に於ける朝鮮の農業状態は所謂掠奪的農法にして農作物の栽培上肥料を施用すること極めて少く。多くは無肥料にて栽培し多少の肥料を使用するものに在りても連年施用すること少く。肥料の種類も亦單に堆肥、山草、樹木の嫩葉及人糞尿等の如き自給肥料に止まり栽培綠肥又は金肥の如きは嘗て施用せしことなし。而して各種作物中比較的多量の施肥を行ひしは麥作にして堆肥、糞尿類を用ひ。稻作は一般に無肥料にて栽培し地方に依り施肥を行ふ場合には厩肥又は嫩葉を施用せり。粟は一般に施肥を行ふこと少く。大豆其の他の豆類は全然無肥料にて栽培せり。

始政以來水稻優良品種の栽培漸次普及し其の他の作物の栽培亦年を逐つて發達し一定面積より生ずる收穫物の數量著しく増加するに及び動もすれば地方減耗の虞あるに依り肥料増施の必要を認め、著々農家の覺醒に努め先以て農家各自の力に依りて製造し得べき自給肥料の増製改良を計り其の施用を促し近時に至り豆粕其他購買肥料の施用を奨励するに至れり。始政以來の施設事項は概ね左の如し。

- (一) 堆肥の増製改良 堆肥製造方法の指導傳習を行ひ又は堆肥舎の建設補助を爲し以て其の趣旨の徹

底を圖れり。

(二) 緑肥の栽培 南鮮地方の灌漑充分なる畝にして麥の裏作を行はざる耕地に對し極力青刈大豆紫雲

英等緑肥の栽培を奨励し其の栽培法を指導改良し又は種子の無代配付又は共同購入の途を講し又は紫雲英の採種田を設けて種子の育成配付を行ふ等各般の助長手段を採りたる結果大正十年には二萬八千五百町歩の栽培を見るに至れり。然れども農民は古來の陋習に泥み未だ緑肥の眞價を認識せず普及頗る困難の状を示せり。

(三) 金肥の施用 從來南鮮地方に於ける内地人農家に於て稻作に對し大豆粕を使用したるに隣保の朝鮮人農家之に倣はむるとする風ありしも水利灌漑の便備はざると小作制度に缺陷あるとに依り穀價の變動に際し農家の損失を來すべきを憂ひ一面農民の肥料に關する智識薄弱なるに鑑み一般的に金肥を奨励せず寧ろ之を抑止する方針に出でたるも其の後農家の經濟著しく潤澤となり進むて金肥の使用を爲さむとする者を生じたるに依り大正七年以來技術員の指導の下に使用方法を説示し又肥料増施に伴ふ收穫利益を地主に壟斷せらる弊を阻き或は共同購入の途を幹旋する等漸進的に之が使用を奨励し大豆粕の使用年額三百萬圓を消費するに至れり。大豆粕以外の肥料に付ては其の成分複雑にして鑑別困難又使用すべき作物と土壤に注意を要する點多く到底一般農家に推奨すること能はざるを以て内地人農家又は果樹若は甜菜栽培の如き特種のものを除き一般には之が使用を奨励せず。

(四)

金肥の生産 金肥の需給に付ては朝鮮内に魚肥類、米糠、硫酸安母尼亞、骨粉、棉實粕等の生産額約五百萬圓ありと雖米糠の鮮内に於て多少の需要ある外大部分内地に移出せられ。朝鮮内の需要に係る大豆粕、磷酸肥料の如きは殆ど全部滿洲又は内地より供給せられつゝある狀況なり。大豆粕は原料たる大豆の生産饒多なるを以て之が生産の望みあれども未だ工場の設定を見ず

綠肥栽培生産額

年次	栽培反別	指數	收穫高	指數	價額	指數
大正元年	四三 ^町	100	七〇、三九九 ^圓	100	七〇、三三 ^圓	100
同八年	三五、三三三	六二	三四、〇七、三九七	四、八五六	八三、〇三六	三、三三五
同九年	三三、六六九	五七	三六、四二、八六五	五、四七五	五六、〇四〇	八、二二四
同十年	二六、五八八	六七	四八、九一、二九九	六、九五六	五六、七〇五	七、六三三

備考 大正元年以前は調査を缺く

金肥使用額

年次	數量	指數	價額	指數
大正四年	三、五五五、八〇三 ^圓	100	三、〇〇、〇三九 ^圓	100
同八年	三、二八三、三三三	三七	四、一〇、五、三九七	一、四三五

同	同	一五、二六、四〇〇	四六六	六、〇六、二四〇	一、七、五
同	九 同	一五、二六、四〇〇	四六六	六、〇六、二四〇	一、七、五
同	十 年	一五、二六、四〇〇	四六六	六、〇六、二四〇	一、七、五

備考 大正四年以前は調査を缺く

第十一節 農 具

朝鮮は土地廣潤にして農家一戸に對する耕地反別内地に比し頗る多く田圃の區劃亦甚だ廣く從て耕種方法極めて粗放なり。耕作地の多くは土性重粘にして耕耘の勞力を要すること多きを以て一般に畜牛の力を用ふるの風を作し南鮮に於ては一頭曳を中北鮮に至るに從ひ二頭曳を常用す。

斯くの如く畚田の犁耕は一に畜力に依るを以て農具として擧ぐべきものは牛犁を主なるものとし其の地に在りては中耕除草に兩用する「ホミ」及調製用具として不完全なる唐箕類を有するに止り、其の種類至て少く構造亦簡單幼稚にして原始的の域を脱せず其の取扱に輕快を缺き牛犁の作業行程稍優れるの外は能率極めて劣等なり。之れ畢竟農法粗放にして農業勞力の價值を認めざりしに因ると雖亦一般の民度低く製造工業の進歩發達せざりしと多年稅政の結果農家の購買力を減殺せしも亦其の原因たり。在來農具の改良、新式農具の發明は農業改良上の急務に屬するも民度、農法各種作物の耕種方式等に關係する所大なるを以て慎重なる調査研究を要し之が爲相當の經費と歲月とを必要となすが故に是等は後日の施設に委することゝし、先以て勸業模範場又は道種苗場に於ける實驗の結果朝鮮の現状に適應せりと認めら

る、内地又は外國農具の使用を獎勵するの方針に出でたり。

朝鮮農家に推奨すべき農具は使用方法平易にして其の効果著しく價格低廉にして堅牢なるものたるを要件とするを以て先づ稻扱、唐箕、萬石、篩、粃摺臼、蓆、備中鍬、シヨベル、松原鎌、灌水車、莖織機、三德鍬、押切等十數種を選択し、當初國庫より補助金を交付し道をして改良農具の購入配付を行はしめしが其の後地方費より個人購入に對し補助金を下付し又は地主各種農業團體を督勵し共同購入を行はしめ或は農產品評會の賞品として之を授與せり而して之が使用法に就ては農事講習會に於て教授し或は稻扱、莖織機、唐箕等の如く使用上相當の習熟を要するものに對して特に最寄の地に數日に亘る傳習會を開きて實地作業を演せしめたり。

優良農具は作業の能率高きも構造精緻なるを以て之が使用に習熟せざる爲使用中破損するもの多く從て其の眞價を云爲し或は修理の途を知らざる爲小破損の場合にも徒に放置せるもの多き状態なりしを以て農具修理傳習の必要を認め各道に於て農具修理講習會を開催せしめ道内數郡より木工、鍛工を招集して改良農具の修繕に必要な作業に就き傳習を爲したる結果木鍛工の技術を向上せしめ簡易なる修理は地方に於て之を爲すことを得るに至れり。主要なる改良農具の普及數は稻扱約二十萬箇、莖織機約十五萬臺、粃摺臼三萬箇、唐箕、萬石各二萬箇、灌水車六千箇に達し相當好果を收め年次其の數を増加せり。

第五章 蠶業

第一節 栽桑

養蠶は往昔既に朝鮮に行はれ相當發達の跡を見ると雖李朝中葉以降に於て政綱の弛緩國勢の陵夷と共に桑園亦荒廢に歸するに至れり。舊時に於ても桑樹の植栽に相當獎勵を爲したるが如きも一般農民に徹底せざる爲蠶兒を飼育するも栽桑を嫌ふの習慣を脱せず。然るに朝鮮は氣候土質栽桑に適するを以て相當の施設獎勵を爲さむか其の發達期して俟つべきものあるを認め始政以來之が獎勵に努め先づ方針として

- (一) 養蠶は農家の副業とし養蠶者一戸に對し春蠶種一枚の飼育に充つべき程度の栽桑を爲さしむること
- (二) 栽桑地は成るべく耕地を使用せしめざること
- (三) 仕立法の如きは最も速かに養蠶の利益を知らしむる爲立通又は密植として栽桑せしむることとし、終始農家の副業たるを本義とする方針を踏襲し來れり

(一) 桑苗の生産 始政の當時に於ては鮮内桑苗の生産なき爲本府は先づ勸業模範場をして桑苗圃を設けしめ地方農蠶獎勵機關及當業者の希望に應じ桑苗の無償配付をなし。又地方に於ては勸業模範場の配付に係る桑苗に加ふるに恩賜授産費を以て内地より桑苗を購入し無償配付を爲し來りしも蠶業の發達に伴ひ地方農蠶機關は勿論當業者に於て桑苗の生産を業とする者續出するに至りたるを以て勸業模範場は其の配付を廢止し地方農蠶機關は無償配付を有償配付に改め更に進んで配付を廢止して桑苗購

入の幹旋、接木傳習會開催等の助長に努め。桑苗の供給は専ら桑苗生産業者の手に依ることゝ爲したり。而して鮮内生産成苗數は實生苗、接木苗を併せ大正九年に於て三千二十九餘萬本同十年に於て一千十四萬本に達せり

(二) 品種の改良 在來桑樹及山桑は品質劣等なるを以て勸業模範場の調査に基き朝鮮の風土に適應せる優良品種五種類を選出して之が栽植を奨めたりしに各道自ら魯桑に統一せられたり。而して西北鮮中寒氣酷烈の地方に於ては魯桑は寒枯に罹り易きを以て在來桑樹中比較的優良と稱せらる品種の改良を施し來れり。

(三) 桑田の増殖 蠶業奨励の始に當りては最迅速に收葉し得べき桑田を造成し以て蠶兒の飼育を行ひ之が利益を農民に周知せしむる必要上魯桑實生を立通又は密植として栽植せしめ一面在來桑樹に付き整枝を行ひつゝ桑田の増殖を圖れり。

(四) 栽桑地の選定 朝鮮の農家は家屋狹隘なるに依り多量の養蠶に適せざるを以て従て所要の桑田も廣濶なるを要せず故に。栽桑地は先づ熟田を避け主として宅地の墻壁、河川の沿岸又は山麓の未墾地等を利用し。漸次養蠶の盛となるに従ひ更に田圃の周圍又は瀕々水害を蒙り夏作に不利なる土地に栽桑せしむることゝせしも是等の土地は地力乏しく又肥培管理困難なるを以て其の成績概ね不良なりしに因り大正九年より最適當なる土地を選び小面積に栽培することゝ爲したり。

(五) 肥培管理 肥培管理に關しには時々訓令又は指示に依り或は實地指導に依り其の必要缺くべからざる所以を説示しつゝありと雖一般農民は桑は樹木なるを以て肥培の要なきものゝ如き觀念を抱き肥培管理を等閑に附する者あるに依り一定期日を定め同一地方に於ける全桑田に對し一齊肥培を爲さしめ以て成績を擧ぐることに努めたり。

前述の如き施設獎勵を講じたる結果は桑苗の生産數に於ても桑田の面積に於ても仕立法及肥培管理の改良に於ても長足の進歩を遂げたるは勿論なり。然れども尙に其の實質に就き檢するに桑田一反歩に對する收繭量は大正十年に於て僅に四斗に過ぎず又一反歩當收葉量は内地の半額を超ゆること多からざるの成績を示せり。之れ養蠶の獎勵を朝鮮の全地域に亘り普遍的に施行し之に對する實地指導の不充分なりし爲農家に於て動もすれば養蠶の利益を體得せず従て桑樹の栽植を喜ばざるもの多く進むて栽桑を希望する者に在りても其の方法不徹底なりしに起因するものなるべし。されば今後に於ては是等の缺點を是正せむことを期しつゝあり。左に桑田面積増加の狀況を表示す。

桑田面積

年次	桑田			計	桑田反別 指數	山桑利用見込 反別
	反別	見積反別	反別			
明治四十三年	八、九三町	二、四五三町	三、三三四町	100	調査を缺く町	

第二節 養蠶

大	八	年	11,024	15,643	27,767	69	5,633
同	九	年	13,331	18,804	31,635	98	5,107
同	十	年	13,576	19,560	33,155	92	4,999

既に前述せる如く朝鮮は往昔既に養蠶地たり。各朝歴代蠶業を重んじ斯業の奨励に努めしかば養蠶製絲の術大に進み精巧なる絹布の特産各地に現出するに至れり。然れども李朝末期に及んでは殆んど頽廢に歸し産繭額は僅に一萬二千石に過ぎず。國內の需要大に不足を告げ年々多額の絹布を支那より輸入するに至れり。

然れども朝鮮の氣候は育蠶上恰當の氣温と濕度とを保有し爲に蠶兒の發育良好にして其の繭質の可良なること、勞力の過剩、勞銀の低廉其の他桑樹の到る處栽培に適せざるなき等蠶業經營の要素を具備せるものなるを以て始政の當初より全道に普遍的に好適する農家の副業たるを看做し、併合の際下付せられたる恩賜金に依る授産事業と爲し極力奨励に盡瘁せり今施設事項を擧ぐるに次の如し、

(一) 蠶業傳習講習 養蠶の奨励上簡易なる短期傳習所設置の急を認め各道を通し約百箇所の傳習所を

設置し實地に就き育蠶術を會得せしむると共に簡易なる學理を傳習せしめ大正十年迄に一萬七千人の

修了生を出せり。

(二) 蠶室及蠶具の改良 蠶室は狹隘なる居室即ち温突を使用せしめ來れり、是等温突は稚蠶期に於ては保温上恰好の育蠶室と稱し得べしと雖窓戸少く空氣の流通不良なる爲壯蠶期に於ては蠶兒の生理を害する虞あるを以て適當の場所に氣拔を設け是等の弊害を除去することゝなせり、又在來の蠶具は不完全にして何れも經濟的に實用に適せざるを以て内地式蠶具の普及を圖ると共に朝鮮に生産する材料を以て蠶具の製造を爲さしめむが爲各地に蠶具製造傳習會を開催し以て各自製造せしむることに努めたり。

(三) 稚蠶共同飼育 新に養蠶を爲すべき者に對し育蠶技術を簡易に而も迅速に習得せしむるには稚蠶共同飼育を以て最捷徑と認め國庫又は地方費の補助に依り之が獎勵に勉めたるに、最近に於て共同飼育所數約二千四百、共同人員四萬六千に達し極めて顯著なる成績を收め、今や何等補助金の交付の受けず進んで之が經營を爲す者を生ずるに至れり。

(四) 蠶種製造 從來朝鮮には蠶種製造業者なく其の多くは養蠶家自ら蠶種の製造を爲すの習慣なるを以て品種の改良行はれず從て品質劣等なる蠶種のみ製造せられ優良蠶種は主として内地の移入に俟ち來れるを以て大正三年より各道共に蠶種製造者の養成を行ふことゝなり生産蠶種の品質向上すると共に其の生産數大正十年には四十八萬枚に及び大正二年に比し約二倍半に達するの盛況を呈せり。

(五) 優良蠶種の普及 朝鮮在來の蠶種は雜駁にして品質劣等なる三眠蠶なるを以て勸業模範場に於て

優良品種の原蠶種の製造を爲し地方廳に配付し同時に普通蠶種をも若干製造して當業者に配付し地方廳は地方農蠶獎勵機關に於て原蠶種を製造する傍普通蠶種を製造し直接當業者に配付せり。然るに漸次蠶種製造者の増加に伴ひ原蠶種の製造亦多數を要するに至りたるを以て道原蠶種製造所及蠶業傳習所を設け専ら原蠶種の製造に努め優良蠶種の普及を圖ることゝ爲せり。始政當初に於て優良蠶種一萬一千餘枚、總掃立蠶種の一割三分に達せざりしが、大正十年には優良蠶種四十八萬枚に達し全然面目を一新せり。

(六) 蠶種の統一 朝鮮の如き未だ蠶繭額僅少なる地に於て數十種の蠶種を飼育するときは産繭の處理上不利を來すを以て勸業模範場をして優良品種を選出せしめ、大正元年には内地蠶種五種類を、大正七年には純粹種及交雜種六種類を獎勵品種に指定し朝鮮蠶業令に依り専ら之に統一することゝ爲したり

(七) 乾繭器の普及 従來朝鮮に於て産繭を消化すべき製絲場なき爲上繭は之を内地に移出し玉繭屑繭は鮮内に於て製絲する方針を採りたるも、交通の不便なると取引圓滑を缺くとに依り或は一時貯繭の必要を生ずるを以て乾繭器の普及に努め、今や其の數二千三百餘箇に達せり。

(八) 朝鮮蠶業令の制定及其の施行 蠶業の進歩發達に伴ひ蠶病の豫防驅除、蠶種の検査、桑苗の生産販賣、蠶種の販賣移入等の取締を爲す必要上朝鮮蠶業令及附屬法規を制定し大正八年五月より之を實施せり。各道に於ては蠶業取締所を設置し法令に基く各般の事項の取締に任せり。

(九) 柞蠶 柞蠶は平安北道にのみ生産し山野の櫟、柎、柏等の自然樹木に放養結繭せしむる關係上風

雨寒暑の激甚なる自然的障害を調節又は防禦する手段なく殊に鳥蟲害多く從て其の豊凶一ならず。然れども地勢斯業に適し一葦帶水の安東縣に在りては尠からざる生産及集散あるを以て獎勵宜しきを得ば相當發達の見込あるを以て、柞蠶製絲業者に補助金を交付して其の基礎を安定にし生産繭の取引を容易ならしめ間接に柞蠶飼養の助長に努めたり。

以上各種の施設事項中其の成績の良好なるものは(イ)蠶業傳習にして約一萬七千人の修業生は出ては一面の指導者となり内に在りては堅實なる養蠶家となり斯業の發達に助力貢獻すること夥し(ロ)稚蠶共同飼育及蠶種製造は共に相當の成績を擧げつゝありと雖前者は指導教師不足の故を以て遺憾の點少からず。後者は純粹種の蠶種製造には間然する處なきも交雜蠶種には未だ充分ならず尙内地より年々五六萬枚の蠶種を移入するの止むを得ざる現況に在り(ハ)優良品種の普及は最良好なる成績を發揚し在來蠶種は全く根絶し今や全鮮到る處優良蠶種ならざるはなく、大正十年の掃立枚數四十六萬枚、産繭額實に十三萬三千餘石を算す。然れども蠶種一枚當收繭額は未だ二斗九升に過ぎずして内地の三斗二升に比し其の及ばざること遠く今後の努力に待つべきもの少からず(ニ)乾繭器の普及は未だ所要を充たすに足らず多くは規模小にして設備不完全なるを免れず。左に繭の生産額及輸移出額を表示す。

繭 生 産 額

年次	數	量	指數	數	價	額	指數
大正元年		一、三三五	100			10,137.4	100
同八年		五、六六六	四、四七			四、一〇六、三三四	一元、八六六
同九年		二九、六三三	二、一六六			二、二九四、七六六	二、三五二
同十年		三三、二四九	二、二八九			二、三三三、七三三	二、二六三

家蠶繭輸出額

種別、年次	家蠶繭		柞蠶繭		養蠶戶數	指數	產繭額	指數	繭價額	指數
	明治四十三年	大正八年	同九年	同十年						
	共、三、七三	三、四、二八六	三、五、八八三	三三、三五九			三、三三三	100	四、一六二	100
	調查を缺く	同上	同上	同上			三、七九九	100	三、七九九	100
		四、四九	四、四九	四、二			三、七九九	100	三、七九九	100
		二、三、三〇五	二、三、三〇五	二、三、三〇五			二、三、三〇五	100	二、三、三〇五	100
		二、三、三〇五	二、三、三〇五	二、三、三〇五			二、三、三〇五	100	二、三、三〇五	100
		二、三、三〇五	二、三、三〇五	二、三、三〇五			二、三、三〇五	100	二、三、三〇五	100
		二、三、三〇五	二、三、三〇五	二、三、三〇五			二、三、三〇五	100	二、三、三〇五	100
		二、三、三〇五	二、三、三〇五	二、三、三〇五			二、三、三〇五	100	二、三、三〇五	100

備考 一、明治四十四年以前は輸移出額の調査を缺く、但し殆ど皆無なり。

二、大正八年の輸移出數量減少したるは朝鮮に製絲工場開設の爲め生絲として移出せらるゝもの激増したるに由る。

第三節 製絲

從來朝鮮に於ては養蠶製絲の分業行はれず。養蠶者は即ち製絲業者にして養蠶者は自己の飼育し得たる産繭を簡易なる繰絲器にすら依ることなく殆ど赤手にて紬き以て自己の衣料に供したる状態なりしかば、本府及地方廳は座繰器を配付し改良製絲に努めつゝあるも優良蠶種の普及に伴ひ上繭は内地に移出するを有利と爲し産繭の賣買取引に對しては各般の施設を講じたるも、製絲に付ては一般的獎勵を爲さず徐に專業的製絲工場設立の機運を促進するに努め其の設立を見るに及び之が助成の途を講じつゝあり。産繭の處理及製絲に關し施設したる事項は左の如し。

(一) 繭運賃の割引 内地に對する移出繭の獎勵を圖らむが爲大正五年以來鐵道大貨物の取扱に依る繭運賃を乾繭は二割引、生繭及繭容器は半減となせり。

(二) 繭及生絲の朝鮮輸移出税及内地移入税の撤廢 大正九年八月朝鮮内地間關稅制度改正以前に在りて朝鮮稅關に於て課せらるゝ從價五分の輸移出税は大正元年より、又内地稅關に於て課せらるゝ從價三割の移入税は大正七年五月より之を撤廢し、繭及生絲の内地移出を有利ならしめたり。

(三) 産繭の共同販賣 朝鮮に於ける養蠶者は概ね幼稚にして之が販賣に關し往々繭購買者の好策に乗せられ損失を來す虞あると同時に産繭各所に點在し購入上不利不便尠からざるに依り一郡一箇所或は

數箇所に産繭を持寄らしめ共同販賣を爲すは賣買者相互を利する所以なるを以て、繭の共同販賣を極力獎勵したるに漸次出繭額増加し、總産額の約四割は共同販賣に依り處理せらるゝこととなりたり。

(四) 製絲工場の創設 養蠶獎勵の當初に於ては産繭額少く且點在せるを以て(イ)原料の購入困難なるこ

と(ロ)朝鮮の婦女は勞働又は出稼を爲さざる風習あるに依り工女の備用容易ならざること(ハ)朝鮮人は永續勤務の念乏しきを以て工女の出入頻繁となり技術の熟達を期し難く從て製絲業の經營上不利なりと認めたること(ニ)朝鮮の事情に通し且製絲事業に經驗ある者なき爲企業者を得難きこと等の諸原因に基き製絲工場の創設の時機に達せず。偶明治四十三年に於て京城に創立したる一工場の如き經營難に陥り之を京畿道廳の事業に移すの止むを得ざるの實況なりしが、大正七年に至り漸く製絲業經營の氣運漲り來り、既設工場の釜數の増設行はるゝと共に工場設立の企劃進捗し京城に二箇所、全州に一箇所、大邱に三箇所新設せられ、大正十年末に於て八工場に達し總釜數一千四百、其の生産額一萬九千貫に達するに至れり。

上述せる施設の成績は概ね良好にして繭取引上に利便を加へ共同販賣に依りて養蠶家に利益を與ふる等蠶業の發達に貢獻したる所擧げて數ふべからず、然るに大正九年四月經濟界の變動勃發し爾來蠶絲界の不況最甚しきものあり、繭價は一舉前年の半價となり養蠶家の意氣を沮喪せしめたること少からず。又製絲工場に在りても打撃を蒙り經營難の爲二三休業中のものを生せり。尤も朝鮮農家に對する蠶業獎勵

の主旨は大正七八年に於ける如く繭價の突飛的高騰に依る奇利を博せしむるを目的とするに在らず。健實なる副業的利得を收めしむるに在るを以て前年の打撃は一時的の現象に止まり今後尙順調なる進歩を繼續するを疑はず。従て朝鮮生絲の産額増進も將來刮目して見るべきものあるべし。

蠶絲生産額

年次	家蠶			柞蠶		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
明治四十四年	1,075,517 <small>計</small>	100	5,512,500 <small>日</small>	433 <small>計</small>	100	7,000 <small>日</small>
大正八年	2,056,816	192	2,703,656	1,843	427	110,560
同九年	3,336,336	310	2,596,963	3,377	840	147,756
同十年	3,107,112	290	2,277,766	—	—	—

備考 一、家蠶絲に於て明治四十四年は朝鮮在來法に依る製造額を含むも大正八年以下は之を含まず。

蠶絲輸移出額

年次	家蠶			柞蠶		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
大正元年	—	—	—	696 <small>計</small>	100	13,856 <small>日</small>

備考 家蠶絲に在りては大正三年以前、柞蠶絲に在りては明治四十四年以前は輸移出皆無なり。

同	八	年	一八、五七六	一九、五八八	二〇、七二七	二一、五七七	二二、六一	二八〇	六、九七七	四四三
同	九	年	三六、五五〇	三八、四〇〇	二四、六〇四	四八、八六六	六九	二七	三七、八八〇	二七三
同	十	年	三七、〇〇九	三六、五八六	二七、〇、三四	五〇、六四	二五〇、二四	三五、八〇一	一〇、三四、三八	七四、三三

第六章 畜産

第一節 牛

朝鮮の牛は起源詳ならずと雖も其の種類は支那の黄牛と同祖に出でたるものゝ如く農耕用として重要視せられ。往古に在りて既に畜牛預託の制を存し賣買仲介に對し取締を行ひたるが如く畜牛の保護に意を致したる跡ありと雖も李朝の末葉に及び政弊最甚しく苛斂誅求の結果は民性懶惰に流れ畜牛の如きも耕耘の用あるときは之を養ふも然らざるときは飼養の煩を嫌ふて放賣するの風を馴致せり。即ち朝鮮の牛は其の素質優良なるに拘らず之に對する保護助長の施設行はれざりし爲次第に退化するに至れり。

朝鮮の農業組織は畜力を必要缺くべからざるものと爲すを以て牛は農耕上最重要の家畜たり。抑も朝鮮在來牛は體軀偉大、性質温順、體質强健にして殊に忍耐力に富み飼養管理容易なるを以て朝鮮農家の用畜として殆ど理想的なるのみならず。其の肉味佳良にして内地に於ても役用として又肉用として其の聲價

あり。依て始政後に於ては畜牛の改良増殖を以て畜産獎勵上の最重要事項と爲し各般の施設を講せり。

(一) 牛種保存 朝鮮牛の特質を維持し牛種を保存せむが爲洋種又は雜種の乳用牛を輸入したる者ありたるときは税關長より之を道知事に通報せしめ、當該道知事に於ては混血防止に付相當の取締を爲すこととせり。右の結果今日迄一般農家に飼養する牛には毫も他の種類の血液を混入することなく純粹の在來種を保存しつゝあり。

(二) 種牝牛設定 朝鮮牛は品質優良なるも從來農民に於て種牝牛選擇の風習なく且つ年々内地又は露領に向て比較的優良なる牛の輸出せらるゝ爲畜牛の體格漸次劣變するの傾向ありたるに依り始政の當初より國費又は地方費を以て優良種牝牛を購入し之を篤農家に貸付し又は道有牛として巡回種付を行ひ其の他一般農民の所有する優良種牝牛に對し若干の保護料を交付し一定の期間足留を爲し種付に供用する等専ら優良種の種付を獎勵せり。然るに限りある國費又は地方費を以て多數の種牛を購入し普く供給すること頗る困難なるのみならず民間に於ける優良種牛の保護を確實に期待すること亦容易ならざりしに依り大正五年保護牛規則を制定し以て是等施設に代ふるに至れり。

保護牛規則は普く優良なる種牛を保護し畜牛改良の基礎を確實ならしめ優良なる牝牛及犢をも併せて保護し將來に於ける種牝牛補充の途を講ずるに在りて其の成績概して良好なるも所有主に於て放賣屠殺の自由を束縛せらるゝを好まざるものある爲地方によりては道有、組合有、契有等の種牝牛を設け

其の缺陷を補ひ來りしも元來地方費不足なるが爲十分に其の目的を達すること能はず依て十二年度豫算には特に國費十六萬二千六百圓を計上し之を地方費に補助し今後三箇年を期し成牝牛六十頭に對し少くも一頭の種牝牛を置き之が種付を勵行せしめんとす。

(三) 種付獎勵 種牝牛の設置は種付の勵行に依りて始めて效果あるものなるを以て之を獎勵すると共に種牝牛保護の一助と爲さむが爲地方費を以て種付料を與へ或は種付牝牛に對し牽引料を與ふる等銳意種付の獎勵に努めたる結果種牝牛の種付數を増加し成牝牛中半數以上は種牝牛の種付を爲すに至れり。

(四) 飼料の充實 飼料の充實は畜牛の改良増殖上必要の要件たり就中野草は飼料中主要なるものたるに拘らず之を採收貯藏するの念に乏しく爲に冬季に至れば畜牛の飼料に窮し終に之を放賣して顧みざるに至るを以て野草の刈取り乾草の貯藏を獎勵したるに爾來漸く其の習慣を養ひ逐年好成绩を示しつゝあり。

又飼料の品質を良好にし其の量を増加する爲道種苗場、畜産組合等をして「ルーサン」、諸草の類を栽培せしめつゝあるも其の成績は未だ充分ならず其の栽培面積の如き全道を通し僅々三三百四十町歩に過ぎず。

近時未墾地開拓、植林事業等勃興の結果漸次牛の繋飼地、放牧地又は採草地等漸く縮少せられむとす

る状態あるを以て各地方にては共同牧野を設定せしめ之が保護利用に付特に注意せる處ありたり。右の成績は未だ充分ならずと雖牧野として設定を了したる面積大約五十萬町歩に達し牛三頭に付約一町歩の共同牧野を有するに至れり。

(五) 畜産組合及同聯合會の設置 畜産の發達を期するには組合を組織せしめ其の共同力を利用せしむるに如くものなしと認め先づ畜牛の改良増殖を圖るの目的を以て明治四十四年以來一郡を區域とする畜産組合を設立せしめ補助金を交付して其の事業を助成し且つ之が指導に努め大正四年朝鮮重要物産同業組合令の發布以來は其の組織を同令に據らしめ以て形容を整へ基礎の鞏固を圖り又畜産組合の事業發達したる道に於ては各組合を聯合して畜産組合聯合會を組織するに至れり畜産組合の事業は(イ)種牛の配置及種付(ロ)優良牛の保護表彰(ハ)牧野の經營(ニ)飼料の改良獎勵(ホ)畜産の改良獎勵(ヘ)畜牛及畜産物の賣買仲介(ト)病牛の診療及獸疫豫防(チ)講習會、講習會及品評會の開催(リ)畜産に關する調査等にして組合は是等事項の遂行に努めたる結果農民の畜産に關する思想向上し組合を利用せむとする念深きを加へつゝあり。今や全道を通し二百十七組合、二聯合會を有し組合の設置なきは僅かに三郡に過ぎざる盛況を示せり。

(六) 牛契 牛契は從來の慣習に依り全道に亘り各地に設置せらる。牛契の組織に就ては(イ)獨力を以て牛を購入し得ざる細農合同して一定の期間一定の契金を醸出し順次各自に成牛又は犢を購入所有せ

んとするもの「ロ」比較的資力ある農民合同して契金を醸出し契有として牛を購入し其の蕃殖育成を圖るもの（ハ）農民合同して契金を醸出し契有として種牡牛を購入飼養し契員所有の牝牛に對し種付を爲すもの等の種類あり。其の内容一ならずと雖畜産の改良増殖に資する便あるを以て之を獎勵し且つ之に必要な指導監督を爲しつゝあり現在牛契の數は千二百を算し成績概ね良好なり。

(七) 獸疫豫防 獸疫の原因系統に二種あり甲は牛疫、流行性鷄口瘡の如く接壤支那地より侵入するもの乙は炭疽、氣腫疽の如く朝鮮常在のもの之れなり。而して之が豫防制遏に付ては國境地方に獸醫を配置して病牛の侵入を監視せしめ又必要に應じ豫防液及血清の注射を爲す等常に周到なる手段を盡し其の結果極めて良好なり（第六節獸疫豫防の項參照）。

(八) 移出牛検査 畜牛は重要物産の一なるを以て之が移出に當り病毒を携行し累を内地に及ぼす虞なきことを保證するは朝鮮牛の聲價を維持する所以なるを以て明治四十二年釜山移出牛検査所を設置し同港より移出する牛の検査を行ひ大正七年二月以降は元山及城津より敦賀に向て移出する牛に對しても特に健康検査を行ふことゝなれり其效果何れも著しく移出牛貿易年々盛況に向ふものゝ如し。

(九) 輸移出税撤廢 大正九年關稅制度の改正に先ち大正八年四月關稅定率令を改正し。朝鮮より輸移出する生牛の輸移出税を撤廢し内地移出獎勵の一助となせり。

以上叙述せる各般の施設の實行に當りては各道に配置せる國費技術官吏と地方費を以て配置せる技術員

と相連絡して指導獎勵の任に膺れる外勸業模範場及道種苗場に於て各種の試験調査を爲さしめたり。而して之が結果として始政當時に比し畜牛の數は左表の如き増加を示せり。

畜牛現在頭數

年次	現在頭數			頭數指數	推定價額	價額指數
	牝	牡	計			
明治四十三年	未詳	未詳	七〇〇、八四四	100	一五、四四、五八四	100
大正八年	九三、六六六	四八、九七四	一、四二、六四〇	二〇八	一四、一六、〇〇〇	九四四
同 九年	九七、四五四	五二、二四三	一、四九、六九七	三二二	二四、〇八、七三〇	一、六三五
同 十年	一〇〇、五七七	五三、五七七	一、五四、一三四	三三六	二二、九〇、七三〇	一、四七七

始政當時は諸般の調査精確ならず。從て統計の如き未だ悉く之を信憑すべからざるが故に計算の安全を期する爲大正四年以後五個年間の平均増殖數を算するに一個年約二萬五千頭に當れり。

増殖の程度は大體上述の如しとして改良程度の成績如何を察するに之を計數に依りて示すこと能はずと雖種付獎勵の結果生産犢の半數以上は改良種牛の種付に依るものにして一部地方に在りては交通開け良牛を失ひたる爲却て體格の低下せるを云々せらるゝ所あるも大體に於て犢の體格改良せられ市場に現はるゝ畜牛の如きも常に幼齡のものに比較的優良なるものを認むる至れるは一般に首肯する所なり。

第二節 馬

在來朝鮮馬は體格極めて矮少にして往時に在りては兵用、官用を目的として產馬を圖り民間に於ては僅に山間險路の小貨運搬、旅客の乗用若は祭葬儀禮の用に供するに止り産業上に利用せられたること極めて尠かりき。

在來鮮馬は矮少微力にして到底改良馬產出の基礎たらしむるに足らざるを以て蒙古種又は外國種馬を基礎として新馬を產出するの必要を認むるも慎重なる研究調査を遂げたる上に非らざれば實行に移ること能はずとなし。先以て是等研究調査の進捗に努め左記の如き事項を施設し來れり。

(一) 蘭谷牧馬場の開設 大正五年江原道淮陽郡蘭谷面に勸業模範場牧馬支場設置せられたり。同場に於ては大正六年蒙古牝馬四十餘頭を輸入し之に配するに馬政局より保管換を受けたる「ギドラン」及「アングロホルマン」の牡馬を以て雜種試驗を爲し爾來引續き蒙古牝馬及洋種牡馬を増加し之を續行し居れり

(二) 咸鏡北道種馬所 咸鏡北道產馬改良の目的を以て大正八年度より國庫補助の下に同道をして一種馬所を設けしめ七頭の種馬を供へて大正九年四月より民有牝馬に種付を開始せり。爾來同地方に於ける產馬熱は特に著しく勃興し此等種馬の種付を希望するもの多し。

(三) 皮鼻疽豫防制遏 平安南道に於ては皮鼻疽の發生多く時々同地方の軍馬に感染したる例あるを以

て大正七年以來之が豫防制遏に努むると共に平安北道對岸地方より輸入する馬、驢、騾に對しては檢病を行ひ安全を認めたるものに限り輸入を許可することゝなしたり。

(四) 馬匹輸入税の撤廢及鐵道運賃の低減 貨物運搬用鞍馬の需要増加に鑑み之が輸入を促進せむ

が爲大正八年以後は馬の輸入税を廢し。又鐵道運賃を普通賃率の約四割引と爲すの特約を得たり。産馬に關する施設は著手以來日尙淺く未だ之が成績を斷するの域に達せずと雖蘭谷牧馬場に於ける試験は三歳雜種馬の生育に徹するに頗る有望にして大體に於て所期の目的を達するの見込確實なるものゝ如し。

馬及驢、騾現在頭數

年次	馬	指數	驢	指數	騾	指數	合計	指數
明治四十三年	元、八〇 <small>頭</small>	100	八、三 <small>頭</small>	100	八、三 <small>頭</small>	100	四、三 <small>頭</small>	100
大正八年	三、三 <small>頭</small>	134	二、〇 <small>頭</small>	134	二、〇 <small>頭</small>	134	六、三 <small>頭</small>	134
同 九年	五、五 <small>頭</small>	137	一、〇 <small>頭</small>	137	二、一 <small>頭</small>	137	六、七 <small>頭</small>	137
同 十年	五、四 <small>頭</small>	136	九、八 <small>頭</small>	130	二、二 <small>頭</small>	136	六、五 <small>頭</small>	136

備考 大正八年馬の性別は牡二六、八二七頭、牝二六、四一三頭なり。

第三節 緬 羊

古來朝鮮には緬羊を飼養したることなし。明治四十二年の頃勸業模範場は内地より洋種緬羊を移入し飼養したるも成績良好ならず。然るに大正元年關東都督府より寄贈を受けたる蒙古羊は意外に好成績なりしを以て大正三年九十七頭を輸入し洗浦牧羊支場を設けて之を飼養したるに不幸其の成績復不良を示せり。仍て翌年滿洲、琿春地方より七十九頭を輸入し前の經驗に鑑み寄生蟲の驅除及飼養管理に特別の注意を加へたるに其の成績良好にして稍自信を得るに至りたるを以て大正六年更に二百二十頭を輸入して益之が試験に努力せしめたる結果成績愈良好となり。漸く朝鮮に於ける緬羊飼養の前途有望なるを確認するに至れり。

時恰も歐洲大戰中の實況に鑑み帝國朝野の意見は羊毛自給を以て國策上の急務と認むることに一致し。農商務省にては頗る大規模の獎勵計畫を樹てたるのみならず。臨時産業調査局に於て朝鮮に飼養し得べき緬羊頭數を約三十萬頭と復命せしを以て朝鮮に於ける緬羊飼養試験並獎勵に關し中央政府との間に數次の照覆を重ね更に大正七年八月閣議に基き朝鮮、臺灣、樺太に於て緬羊飼養に關し調査試験を續行し其の成績に依り漸次獎勵を實施するに決したるに依り其の施設費を大正八年度豫算に計上することゝなれり。

是より先き本府に在りては勸業模範場洗浦牧羊場の試験成績と朝鮮の農家及飼料の現況とより推して約七十萬頭の緬羊を飼養し得べき見込を樹てたるも従來の試験は専ら洗浦牧羊場に於て行ひしものに過ぎざるを以て之を民間に奨励する場合には一層慎重なる考慮の下に農家の試養成績を補ふるの必要を認め大正八年以降三年間を試験期と爲し。其の成績の如何に依り廣く農家に之を推奨する見込を以て先づ蒙古羊を輸入し一部は洗浦支場の試験に供し他は地方試験に適當すと認むる地方の農家に飼養せしむると共に勸業模範場牧羊支場の事業を擴張し外國種羊を輸入し蒙古羊の改良試験を行はしむる方針の下に試験及調査を續行し其の成績に依りて更に施設計畫を講じ以て閣議決定の主旨に副ふことを期せり。而して一般農家に飼養せしむる緬羊として蒙古種は毛質不良、毛量鮮少にして經濟的ならざること略明瞭なるに拘らず。主として之を選びたるは廉價にして多數を得易きこと及將來奨励廣汎に行はるゝ場合に當り之に洋種牡羊を配し雜種を作るの基礎とせば其の普及速なるべきを以てなり。大正八年以後の施設事項左の如し。

(一) 緬羊の輸入 大正八年度以降三年間毎年蒙古羊四百頭、洋種羊五十頭輸入の計劃に依り蒙古種は既に一千百九十五頭を輸入したるも洋種は價格及輸送費の昂りたる爲豫定數を充たすこと能はず。前後二回百二十頭を輸入したるに過ぎず。

(二) 緬羊配付 緬羊の試養に適當すと認めたる咸北、咸南、平北、黃海、全南の五道に對し輸入蒙古羊に

洗浦支場生産羊を加へ大正八、九兩年間に七百四十頭大正十年に四百頭を配付せり。而して其の飼養に關しては成るべく適當なる里洞に集中し一農家に數頭宛所有せしめ放牧、剪毛、藥浴等を共同的に行はしむべき豫定なりしも事情之を許さざる爲。結局數十頭宛特に熱心なる希望者に配付することゝなれり。而して飼養の成績は飼養者の如何に依り優劣一ならざるも之を農家の副業として一戸數頭を飼養せしむるは緬羊思想の普及せざる間極めて困難なる場合多かるべく。從て其の成果を收むること能はざるが如し。

(三) 洗浦牧羊支場に於ける試験 洗浦支場に於ては大正八年度より專任技師、技手を増員し支那、滿洲地方より蒙古羊を北米合衆國より洋種羊を輸入し之を基礎として蕃殖改良の試験を行ひつゝあるも未だ之が成績を論するの域に達せず。蒙古羊の成績は概して良好なるも一部に羊痘様の疾病發生蔓延したる爲之が隔離豫防に努め漸く該症の撲滅を期し得たるも其の間管理運動充分なる能はざりし結果として産仔の數少く體質亦尠弱に陥りたり。

(四) 民間緬羊に對する保護 民間に於て飼養せる緬羊の品種改良未だ成らずして蒙古種たる間は經濟的立場より見て不利なるを免れざるを以て成るべく經濟的存立を確保し農家をして安んじて之が飼養に従事せしむべき方法を講せざるべからず。此の趣旨に依り藥浴、剪毛に要する器具材料の購入補助を與へ羊毛販賣の斡旋を爲しつゝあり。然れども之に關する施設經費の不充分なる爲未だ充分の效果

を擧ぐるに能はざるを遺憾とす。今後には羊毛の利用、羊肉食用の奨励、綿羊輸送費の軽減、國有林野の無償貸與等各方面に亘り保護を加ふるに必要あるも未だ決定に至らず。

之を要するに洗浦牧羊支場に於ける飼養成績は生産率八八乃至九八「パーセント」、育成率八六乃至九八「パーセント」を示し將來囑望に値するものあり。又地方民間に配付し試養したる結果は生産率七〇乃至九三「パーセント」にして平均八〇「パーセント」を示し飼養管理周到なるに於ては其の成績の良好なるを立證せり。

第四節 豚 鶏

豚鶏の飼養は朝鮮農家の副業的生産に適するを以て之が改良増殖に力を致し。以て農家の經濟を資くと共に食肉の供給を補はむことを期し始政以來次の施設を採れり。

(一) 豚の品種改良 朝鮮豚は體軀矮小、晩熟にして體量僅に十貫内外に過ぎず。依て早熟性を賦與し體軀を大にするの方針に據り「パークシヤ」種及其の雜種を以て改良奨励種と爲し。其の販路及飼料の關係上市邑附近より之が増殖を圖ることとし。勸業模範場及道種苗場より種豚を配付し指導督勵を加へたる結果改良種及雜種の數八萬頭に達し總頭數の九「パーセント」を占むるに至れり。而して雜種は朝鮮農家の飼養に適當し在來豚に比し遙に優良なるを認めたり。

(二) 鶏の品種改良 在來鶏は産卵力少く一箇年僅に七十顆内外に過ぎず。體量亦軽く飼養經濟的なら

ざるを認め産卵能力豊富にして體量の肥大なる白色「レグホーン」種。「ブリマスロック」種、名古屋「コーチン」種を以て改良獎勵種と爲し先づ適當の地方に集團的に飼養改良せしめ漸次一般に及ぼす方針の下に勸業模範場及道種苗場より種禽、種卵を配付し獎勵に努めたる結果改良鶏五十二萬羽に達し總數の一割強を占むるに至れり。而して改良鶏は卵量及産卵數の卓越せるを農家の認識する所となり一般に歓迎せらるゝに至りたるも體形の大なる割合に在來鶏に對し値開きなき取引上の慣行ある爲め獎勵を阻害するもの少からざるが如し。

(三) 飼養管理法の改良 豚は清潔を好む動物なるに拘らず在來の飼養管理法は極めて非衛生的にして

且保温装置なく從て飼料の損失多大なるを以て成るべく一般に得易き材料を以て豚舎の造築を獎勵し清潔と保温とを得せしめむことを期したり。又鶏舎も多くは牛舎の一部に設けあるが故獸疫媒介の恐あるを以て成るべく之を避け冬季は保温装置を施さしむる様勸奨せり。然れども慣行の久しき未だ容易に舊態を改むるに至らず。

(四) 種豚、種鶏及種卵の配付 勸業模範場及道種苗場に於て本府の獎勵品種たる種豚、種鶏等の配付を爲したる外地方費を以て種豚、種鶏、種卵を購入して之を篤農家に配付せり。然るに近時養豚鶏熱勃興し一般農家は改良種の有利なるを認むるに至り種畜、種禽の供給を受けんとするの念熾熾なるも民間種禽、種豚業者は未だ幼稚にして一般の需用に應ずるに足らず現に内地種畜業者の供給に俟ちつゝあ

る状況なり。

(五) 豚鶏模範里及養豚契 豚鶏は一部落に集團的獎勵を爲し之を中心として漸次一般に普及せしむる

を必要且便宜と認め各地に契及模範里を設けたり。養豚契及模範里は何れも種豚を共有して改良種の血液普及を圖り主として雜種改良を獎勵せり。養鶏に付ては契を組織するものなく模範里に依りて種類改良を獎勵しつつあるに鶏は比較的改良し易きを以て模範里に於ける種類は純粹改良種のみを以て満たさるゝ所尠からず。

之を要するに豚鶏の改良増殖は朝鮮農家の理解を得ること早く従て一般の歡迎する所にして成績頗る顯著なり。今後種豚、種鶏の供給を充分にして生産品の販路擴張に助成せる施設を講ずるに於ては農家の副業として健實なる發達を見るべきを疑はず。

豚 現 在 頭 數

年 次	現 在 頭 數					
	改良種及雜種	指數	在 來 種	指數	總 頭 數	指數
明 治 四 十 三 年	二〇,五〇〇 <small>頭</small>	100	五五,七〇三 <small>頭</small>	100	五五,七五七 <small>頭</small>	100
大 正 八 年	八〇,一五五	三,九〇〇	八二,八〇〇	一五七	九六,九六五	一七〇
同 九 年	100,四二二	四,八八九	八六,九四七	一五六	九七,三六八	一七三
同 十 年	三七,六五五	六,三〇〇	八〇,七五五	一五四	九六,六八〇	一七七
						推 定 價 額
						一,六七,二七 <small>円</small>
						一三,七〇,六五
						二,七〇,五七四
						一〇,九五,四〇
						指 數
						100
						八二
						七四九
						六四七

備考 大正二年以前は改良種、在來種の區分を缺ぐも大正三年以後の趨勢に準し之を推算出せり。

鶏 現 在 羽 數

年 次	現 在		在 來 種		羽 數		推 定 價 額	指 數
	改良種及雜種	指 數	指 數	指 數	總 羽 數	指 數		
明 治 四 十 三 年	一八、六五 ^羽	100	二、七七、六八 ^羽	100	二、七六、三三 ^羽	100	四、九三 ^円	100
大 正 八 年	五、四、五七	二、八三	四、四三、九三	一六	四、九八、四三	一七	三、四八、九六	八三
同 九 年	六、四、六二	三、四三	四、七三、七四	一六	五、三七、四三	一九	三、一〇、四六	六四
同 十 年	七、五、五七	三、九四	四、八〇、三三	一七	五、五〇、六九	一九	二、七〇、三三	六二

備考 明治四十三年に於ける改良種在來種の羽數は豚同様推算に依る。

第五節 牛皮其の他の畜産物

朝鮮に於ける畜産物は牛皮、牛脂、牛骨、牛毛、馬皮、犬皮、膠、豚脂、豚毛、蜂蜜、蜜蠟等諸多あるも就中重要なるものを牛皮、牛脂、牛骨及蜂蜜となす。

一 牛 皮

朝鮮は古來肉食行はれ屠牛數多きを以て皮革は遠き往時より相當利用せられたる形跡あり。輸移出額明治三十年の頃既に六七十萬圓に達し逐年其の輸移出額を増加したり。蓋し牛皮は靴、鞆、鞆具等國家及國民必需品の原料として重要なるを以て之が利用の増進を圖るは最緊要なりとす。然るに朝

鮮牛皮は本来の素質甚だ良好なるに拘らず牛の飼養管理宜しきを失し牛醫治療の不完全及皮の取扱法不良なる等の原因により創痕損傷多く聲價を損すること甚しかりしを以て之が調製改良に努めたり。

改良施設事項は(イ)鞍具を改良して鞍傷痕の原因を除き寄生蟲性疾患を豫防し糞塊の附着を防ぐこと(ロ)在來牛醫を教養して彼等の慣用する鍼療、烙鐵等の濫用を禁すること(ハ)剥皮法及剥皮刀を改良して刀痕を防ぐこと(ニ)鹽乾皮製造法を奨励して保存の方法を改良し龜裂損傷を防ぐこと(ホ)乾燥法及捲き方、折疊み方を改良すること等に努め。之が實行に當りては地方廳又は畜産組合指導の下に牛皮改良組合を組織せしめて其の地方生産牛皮の改良を圖り主産地方には鹽乾皮製造所を設置せしめて之を奨励し或は改良剥皮刀を配付して剥皮法の改良を圖り或は屠夫教育の爲講習會を開く等各般の手段を講せり。

大正十年に於ける牛皮の産額は改良乾皮三百五十萬斤、在來乾皮二百九十萬斤、合計六百四十萬斤此の價格二百六十萬圓を算し。輸移出額五百萬斤二百七十萬圓に達せり。

二 牛 脂

牛脂は蠟燭製造の用に供する以外は殆ど食用に供せられしが洋燈及洋蠟燭の使用普及するに及び蠟燭用の需要減退すると共に内地其の他へ輸移出するに至れり。其の品質は夾雜物多く下等品たるを免れ

ざりしを以て始政後に於て畜産技術員の指導に依り夾雜物及他の獸脂の混入を防ぎ一面鮮内利用を増加せむが爲石鹼製造の獎勵を開始せり。牛脂の年産額約百萬斤、三十萬圓にして輸移出額は五十萬斤内外、價額十萬圓なり。

三 牛 骨

從來牛骨は殆ど利用を見ず。其の大部分は路傍、山間に遺棄せられ僅に少量を内地に輸移出したるに過ぎず。而して内地仕向は概ね骨粉製造用となり主として鹿児島に輸送せられ長骨は工藝品原料として大阪に仕向けらる。然れども其の品質は不揃にして最下等品たりしを以て著しく内地移出を激勵せらるに至らざるを以て是亦成るべく鮮内に於ける利用を進めむが爲骨粉、骨膠、骨脂等の製造を獎勵せり。既に京城、平壤、大田に骨粉製造工場の創設を見たり。牛骨の年産額五百萬斤、二十萬圓内外にして内輸移出額は二百萬斤、五萬圓程度なり。

四 蜂蜜、蜜蠟

大古既に養蜂行はれ鮮人は蜂蜜に對し先天的嗜好を有す。然れども養蜂に關して何等改良獎勵の行はれたることなく其の品種は在來種に止りたり。始政後に於ては養蜂に關する調査研究を怠らずと雖氣候風土の關係上改良種飼育の適否未だ的確に定め難きものあるを以て一般に獎勵施設を講ずるに至らず。現在に於ける蜜蜂飼育戸數五萬五千戸、其の巢箱十二萬箱にして採收量は蜂蜜六十五萬斤、蜜蠟

十五萬斤にして其の總價額七十餘萬圓に達し輸移出額は四萬斤内外價額二萬圓に上らず。
 五 其の他の畜産物

其の他の畜産物に付き産額の明なるは膠の十萬斤、五萬圓。豚脂の六七十萬斤、二十萬圓。牛毛の四十萬斤、八萬圓等にして是等は何れも産額零碎に而も産地點在するを以て蒐集、買入に便ならず爲に取引上不利益なり。故に對應施設としては其の品質を改良し數量を増加すると共に取扱業者をして是等畜産物の買収を開始せしむべく助成の途を啓きつゝあり。

牛皮生産額及輸移出額

年次	生産額			輸移出額		
	數量	指數	價額	數量	指數	價額
明治四十三年	四、三九、七五 ^斤	100	一、八九、四〇〇 ^圓	四、二一、八三 ^斤	100	一、八〇〇、七五 ^圓
大正八年	五、八七、七五	二八	四、六九、六三	四、四九、九三	一一	三、三八、四〇
同 九年	五、三六、四〇	二三	二、八三、三九	四、九四、四〇	二〇	三、一七、九六
同 十年	六、四九、一七	二七	二、七四、九四	五、〇三、七四	二二	二、七九、四五

備考 大正七年は牛價暴騰の爲屠牛數減少したる結果牛皮の生産額亦減少せり。

第六節 獸疫豫防

朝鮮に於ける主なる獸疫は牛疫、流行性鷄口瘡、炭疽、氣腫疽、鼻疽、皮疽、豚虎列拉、豚羅斯疫、狂犬病等な

り。而して牛疫、流行性鳧口瘡は常に國境對岸支那地方より侵入するを以て國境に於て檢疫を行ひ又移出牛に對しては釜山港に於て檢疫を行ひ以て獸疫の蔓延を防遏するに努めたるが是等に關する施設事項は左の如し。

(一) 獸疫豫防令の制定 從來獸疫制遏の施設に乏しかりしかば大正四年獸疫豫防令を發布して豫防上必要な各般の施設を勵行し其の効果大なるものあり。

(二) 國境に於ける輸入取締 國外獸疫たる牛疫及流行性鳧口瘡の慘害甚しきに鑑み是等獸疫の傳染媒介の原因たるべき畜類其の他の物件の取締を國境に於て施行する爲大正四年先づ咸鏡北道に牛羊其他病毒傳染の疑ある物件の輸入を停止し。大正五年更に咸鏡南道及平安北道を加へ國境全道に互り輸入を停止せり。此の外鼻疽及皮疽亦支那より侵襲を受くるを以て大正七年以降平安北道對岸より輸入する馬、驢、騾に對し新義州外六箇所に於て檢疫を施行せり。

(三) 獸醫配置 國外獸疫豫防に付ては別に臨時獸疫豫防醫十四名を國境各道に配置し地方畜産技術員と相呼應し専ら防疫に従事せしめたり。又國內獸疫に就ても時時獸疫の發生を見、病害の恐るべきものあるを以て各要所に獸醫を配置し迅速敏活なる措置を講じて豫防制遏に任せしめたり。

(四) 獸疫豫防注射 牛疫の流行に際しては交通遮斷、疫牛の撲殺と相俟て血清注射を勵行し炭疽、氣腫疽に對して時期を定め常在地方に於て年々連續して豫防液の注射を行へり。

(五) 獸疫血清製造所の移管及其の擴張 牛疫豫防上必要なる牛疫血清は當初農商務省所管釜山牛疫血清製造所より特約購入し來りしも朝鮮に於ける牛疫血清の所要量年々増加し且つ牛疫血清以外の血清又は豫防液の需要大なるものあるを以て大正七年同所を本府の所管に移し其の規模を擴張し是等諸液の製造高を増加し専ら供給の圓滑を圖れり。

(六) 移出牛の検査 明治四十一年内地に流行せし牛疫は其の原因朝鮮牛の移入に因るものとし、朝鮮牛移入禁止の議ありたるを以て種々交渉の末明治四十二年釜山に検査所を設置し。同所に於て九日間の検査を経たるもの限り移出を許可し内地検査所に於て更に九日間の検査を受くることとなれり。其の後釜山に於ける繋留期間を十二日間以上二十日以内と爲し内地検査所に於ては單に望診検査に止むることに改め今日に及べり。

従來内地敦賀港仕向の朝鮮牛は屠牛に限り許されたるも大正七年より移出前健康検査を受けたるものは更に内地検査所に於て繋留検査を受け移入し得るの途開けたるに依り元山及城津に検査官吏を配置し移出牛の健康検査を爲すこととなれり。

獸疫は時に蔓延流行するを以て其の發生數は年に依り一ならず。統計報告の示す所に依れば近年其の數却て増加し來りたるが如きものあるは従來農民は獸疫に關する智識なく家畜が罹病するも等閑に付したると又獸醫又は畜産技術者の配置少かりし爲獸疫の發見は遺漏ありたるに因る。今日に於ては農民の智

識進歩したると獸醫の配置稠密となり發見に遺漏なきに至りたるの結果却て統計上の數字を増加するに至れるものにして獸疫發生數の事實上減少したるは豫防注射の施行年々遞加しつゝあるに徴するも明確なる所なり。

第七章 副業

始政前に於ける朝鮮の産業状態は極めて幼稚にして全く自給經濟の域に在り。殊に農業者に於ては自作自給にして即ち日用の調度は皆所在の原料を以て自から製し自ら之を用ふるの状態に在りたり。従て果樹、蔬菜、特用作物の栽培、燃料又は水産物の採收、養蠶、畜産、其の他食品製造、機業、製紙等苟も天然物を原料とする手工業は凡て農家の副業として經營せられ、其の農家經濟に及ばず關係の大小に依り或は本業と稱せられ又は副業と看做され其の間截然たる區別を設くる能はざるの狀況なりき。

朝鮮の冬季は土地凍結して農耕の作業に従事すること能はざるを以て是等勞力の剩餘を利用し農家を以て勤勉の美風を助長し之に依て生計の餘裕を生せしめ。延て農家の經濟状態を緩和し生活の向上を圖らむが爲一面主業の改善に努力せしむると共に一面副業奨励の必要を認め各地の狀況に應じて適當の副業を調査して之が發達を促進せり。

一 繩、叭、菴

始政以後に於て新副業として現出し其の奨勵の効果最も著しき繩、吠、蕙の製造なりとす。從來使用せらるゝ吠は藁を以て編みたる菰袋にして長途の輸送中其の内容物の脱漏するもの多く且重量過大にして運搬に不便なるを以て一般に改良吠の必要を認めたと穀物輸移出量の増加其の他各種産業の發達に伴ひ其の需要を増加し年々數百萬枚の移入を見るに至りたるに依り朝鮮内に於て之が製造を奨勵するに至れり。又蕙及繩に付ては在來品は品質不良且製造法の拙劣なる等の缺點ありて到底需要の増加に應ずること能はず是亦内地產品の移入を激増するに至りたるを以て吠と同様製造の奨勵を開始せり。左に繩、吠の製造奨勵に關する施設を略述すべし。

(一) 製造方法の傳習 吠及蕙の製造に關しては蕙織機の普及と共に傳習會を開催して一箇所に

付き數日間に亘り其の製造方法を傳習し。又特に吠に付ては品質を一定する爲製作標準を定め一般に示し尙主なる生産地には概準品を備へ以て生産品の統一に便にせり。

(二) 製造用器具の配付 吠の製織に要する器具に就ては手織機臺、箴の無代配付を爲し或は補助金を交付し又は交付せずして共同購入を勧誘し或は木工を傳習して機臺、箴の製造販賣を爲さしむ等極力之が普及に努めたり。

(三) 生産組合の設立 繩吠の主産地に於ては生産者の利益を擁護し生産品品質の向上を圖る爲一郡又は數郡を區域として生産組合を組織せしめ主として生産數量の増加、生産品の検査及共同販賣等

に當らしめたり。

(四) 生産検査 繩吠の生産検査は道に於て定めたる検査規則に基き又は道の監督の下に組合の規定

に従ひ標準を定めて施行し來れり本府は各道の検査標準區々に亘るを悞れ各道をして標準品を統一せしむることゝ爲したり。而して検査に際しては一定の検査料を徴して組合の維持其の他の經費に充てつゝあり。

繩吠の奨勵は全羅南道を最先とし大正元年の頃より着手し。大正四、五年の頃より各道に於ても之が奨勵に努めたる結果全南は勿論全北、慶南、慶北、忠南、忠北、京畿、平南、平北の各道は主産地と目せらるゝに至れり。而して其の生産額は改良吠に至りては二千萬枚に近く奨勵着手以前の二十倍餘に達し鮮内消費額の九割餘を占めたる内地吠は今日に至りては二割餘に下り。又繩は三千五百萬貫にして往年に二倍し内地産移入繩の使用一割に達したるもの今や二分又は三分に下り。繩吠共に移入を防遏して自作自給の實を擧げ進んで滿洲方面へ相當輸出を爲すに至れり。

二 其の他の副業

繩吠以外に在りて農家の副業と認むべきものは草鞋の製作、莞草蓆、柳行李、竹細工、簡易なる農具の製作、干柿、其の他乾果の製造、藥草採收等にして地方に依り多少の奨勵を加へたるものあるも販路の開拓、蒐集賣捌の途に確實なるものなきに依り未だ著しき發達を見ず。

以生產額及輸移入額

年次	生 産 額			輸 移 入 額		
	數量	指數	價 額	數量	指數	價 額
大正二年	五千枚	100	40,125 円	100	5,625	62,132 円
同 八年	16,395	2,993	4,427,550	106	1,485,533	1,485,533
同 九年	23,888	2,443	4,581,300	35	1,001,370	1,001,370
同 十年	14,363	2,506	4,977,483	62	891,700	891,700

改良苴及繩の生産額及輸移入額

年次	苴 生 産 額			繩 生 産 額			苴 及 繩 移 入 額		
	數量	指數	價 額	數量	指數	價 額	數量	指數	價 額
大正二年	二千枚	100	11,375 円	100	1,150,433 円	100	336,000 円	100	
同 八年	1,409	1,131	33,666	3,868	3,300	7,680	1,359	45,557	135
同 九年	3,333	2,873	218,080	2,204	1,678,335	3,950	3,393	33,933	133
同 十年	3,136	2,665	206,686	3,577	2,546,550	4,730	2,232,295	1,132	1,132

第八章 勸業機關

一 沿革

第一節 勸業模範場

明治三十八年十二月統監府の設置せらるゝや。我政府は朝鮮に於ける産業開發の極めて急務なるを認め明治三十九年四月勸業模範場官制を發布し地を京畿道水原に卜して之を設置し。又別に全羅南道木浦に其の出張所を設置せり。越つて明治四十年に至り模範場及支場を擧げて韓國政府に引繼ぎ同政府は全羅北道群山、平安南道平壤及慶尙北道大邱に出張所を増置したるも幾何もなく木浦、群山兩出張所を廢止したり。

明治四十三年朝鮮併合の結果當場も總督府の管轄に歸すると同時に轟島園藝模範場、龍山女子蠶業講習所、木浦臨時棉花栽培所及農林學校を併合するに至りたる爲從來の出張所を支場と改稱したると相俟て支場は大邱、平壤、轟島、龍山、木浦の五箇所となり本場、五支場、一學校を以て勸業模範場を構成することゝなれり。爾來模範場の業務の範圍更改せらるゝと共に支場、出張所も亦新設改廢せられたり。即ち大正元年には元山に出張所を新設し。大正三年には大邱、平壤の二支場を廢して其の業務を地方廳に移し又龍山支場を廢して水原に原蠶種製造所及女子蠶業講習所を開き。更に大正六年には江原道洗浦及蘭谷に支場を開設し。大正九年に至りては黃海道沙里院に支場、平安南道龍岡に出張所を増設したるも農林學校は教育制度の變更に依り當場の管轄を離るゝことゝなり。德源園藝支場も行

政整理に依る經費節減の結果大正十二年三月を以て廢止するに至れり。現在に於ける本場、支場、出張所等の名稱、位置及分掌事項を表示すれば左の如し

名稱	位置	開設年月	分掌業務
勸業模範場(本場)	京畿道水原	明治三十九年四月	普通農事、土地改良、畜産、農藝化學、植物病理、昆蟲
西鮮支場	黃海道沙里院	大正九年三月	如作物一般
水浦棉作支場	全羅南道水浦	明治三十九年三月	棉作
龍岡棉作出張所	平安南道龍岡	大正九年三月	在來棉作
羈島園藝支場	京畿道羈島	明治三十九年三月	園藝
洗浦牧羊支場	江原道洗浦	大正三年三月	牧羊
蘭谷牧馬支場	江原道蘭谷	大正六年六月	牧馬
蠶業試驗所	京畿道水原	明治四十二年	蠶業
女子蠶業講習所	同上	明治四十三年二月	女子蠶業講習

二 事業

勸業模範場の業務は多種多様に涉ると雖大別して(一)實地指導(二)模範作業(三)試験調査(四)種苗、種畜種禽の育成及蠶種の製造並是等の配布(五)技術員及當業者の養成の五と爲す。左に之を説述すべし。

(一) 實地指導

勸業模範場設置の當初に於ては専ら場員を地方に派出し普通農事は勿論畜産、養蠶、土地改良の事項に至る迄當業者に就き實地指導を行ふことに力を致せり。大正元年地方廳に農業専門の道技師一名宛配置せられ其の後國費又は地方費を以て各種技術員を増置せらるゝに及び一般農民に對する實地指導は漸次是等の技術者に讓ることゝし。相當規模の農場經營者又は園藝、畜産等の專業者に對しては隨時指導を爲すことゝなしたり。而して當場設置の當初に於ける實地指導は頗る周到に行はれ。彼の水稻優良品種の普及及陸地棉の栽培奨励の如きは孰れも其の初期に在りては模範場員の實地指導に係り。又最初の灌漑事業たる臨盆、臨盆南部、沃溝、密陽等水利組合の工事設計等亦何れも主として當場技術者に依りて行はれたる所なり。

(二) 模範作業

模範作業は勸業模範場設立當初に於ける最重要業務の一なりしかば(イ)耕地の整理(ロ)各種作物の模範栽培(ハ)各種作物の收穫、乾燥調製(ニ)養蠶(ホ)優良家畜家禽の飼養管理(ヘ)標本見本の陳列(ト)當場所有地小作人の指導等に就き實物的模範を示せり。然れども是等事項も道種苗場の各地に設置せらるゝに従ひ大部分其の施設に移し。現に實施しつゝあるものは場有地小作人の模範指導を主とするに至れり。

勸業模範場本場の所有地中小作人をして耕作せしむるもの三十町歩あり。是等小作人に對し耕作の奨励を圖る爲年々立毛品評會を開催し稻の生育狀況、管理の精粗、調製の良否等に充分の審査を加へ優等者に對しては賞品を授與することゝなせり。其の結果小作人等は一般に其の業に精勵し就中乾燥調製の如きは進歩の實績著しきものあり。又小作人をして麗達組合と稱する小作人組合を組織せしめ共同の力に依り農事の改良及組合員の利益を増進するを目的として肥料農具等の共同購入、生産物の共同販賣、共同倉庫の建築等を行ひ。又年々苗代跡地の收穫米を組合員の共有物とし之を販賣蓄積して組合の資本と爲し之を以て家畜の所有、耕地の獲得其の他農業經營上必要なる物件の購入に際し組合員に對して低利貸付を爲すの用に供する等農業開發上緊要なる事業を行はしむ。組合員は又別に規約を定め農閑を利用して製繩蓆織等を爲し其の製作品を共同販賣に付して代金を郵便局に預入れ吉凶禍福の場合の外之を使用せざることを約し其の貯蓄額今や一萬二千餘圓に達せり。

(三) 試驗調査

朝鮮の風土、農業組織及作物、家畜の種類等は内地と大差なきを以て内地に於ける學理實驗を齎らして之を朝鮮に移すは朝鮮農業開發上捷徑たること明なるを以て當初本場に於ける試驗調査は専ら當面應用的のものを主とし兼ねて外國事例にして容易に朝鮮に應用し得べき見込あるもの等に就き

之を行へり。乍併朝鮮農業の根源たる氣候、風土、農業組織等大體内地に類似すとは言へ仔細に觀察するときは多少の徑庭あるのみならず。當業者の智識、經驗、生活狀態其の他經濟的及社會的事情等少からざる相違あるを以て内地に於ける農法も相當の取捨更改を行ふに非ざれば一として之を朝鮮に移す能はざるの狀態に在るを以て試験の範圍及試験事項は自ら多岐多端に涉り模範場の勞苦は實際容易の業に非ざりき。

(四) 種苗、種畜、種禽の育成及蠶種の製造並是等の配付

勸業模範場に於ける各種作物及家畜、家禽等の優良種の選出試験其の結論を得るに到るや、直に是等優良品種を以て種苗、種畜、種禽、種卵、蠶種等の育成製造を行ひ且之が配付を爲せり。初期に在りては直接當業者に配付するものをも育成したりしが後道種苗場の設備成り種苗類育成の施設進むに従ひ一般農民用のものは成るべく道種苗場の手に依り配付することとし。現今に於ては種苗場等の育種用に供する原種を育成配付するを目的と爲しつゝあり。模範場開設以來配付したる種苗種畜等の種類及數量は夥多にして一々枚擧するに遑あらざる狀況なり。

(五) 技術員及當業者の養成

農業の實地指導に當るべき地方農業技術員は朝鮮に於ける内地人及鮮人青年に對する實業教育尙普及せざる爲内地農業學校の卒業生を招聘するの已むを得ざるの狀態なり。是等技術者は農業に關し

相當の學識實驗を有するも内地に於ける素養を以て直に朝鮮農民の指導に従事せしめんとするは危険の虞少からざるを以て一應勸業模範場に入場せしめ朝鮮の事情に就き相當の了解を得せしめたる上採用するの方針を採れり。固より地方に於ける技術者の要員は相當多數にして且其の需要年と共に益増加するを以て其の全部を模範場に收容すること能はざるものありと雖當場に於ける技術者見習生の養成は大約一箇年間にして主として農圃の作業に従事せしめ實際的に教養するを以て修了後實地指導上に及ぼしたる效果の大なるものあるを認む。而して開場以來見習生の養成は總數四百九十四人を算するに至れり。

蠶業は婦女子の作業として最好適せるを以て之が技術を婦女子に傳習せしめ夫々地方に於ける蠶業指導者又は實地經營者たらしむるは蠶業を振作するの捷徑たり。依て女子蠶業講習所を當場に附設して専ら女子當業者の養成を行ふこととなせり。大正十一年度迄に於ける女子蠶業技術者の養成員數は三百二十人に及び是等修了生が直接間接に蠶業に貢獻せるは一般に認めらるゝ所なり。

三 成績

勸業模範場の叙上の事業に對する多年苦心努力の結果は一面朝鮮人の智識を啓發し産業の改良發達を誘致促進し一面内地人にして農業に従事する者の指針となり、本場と當業者との關係は年と共に密接の度を加へ參觀者は年々數萬を算するに至り、農業に關する質疑應答、農場設計の指導、講習講話の要

望亦次第に増加し來り、本支場に於て刊行する諸般の刊行物の如きは希望者の要求を充たす能はざる状態なり。

然りと雖模範場は其の規範尙小にして主要職員の如きも亦甚だ少く其の調査試験事項の如きも自ら應急的當面の事項に偏し。土壤 肥料又は病理、昆蟲等に關する科學的研究若は農産製造物の試験研究に對しては充分其の力を用ゆるの餘地なかりしを以て大正十年度より技師以下職員を増加充實の計劃を樹て今後一層力を基礎的事項に對する學理的研究に注ぎ以て時代の進運に順應せんことを期しつゝあり。

第二節 道種苗場、道原蠶種製造所及道蠶業取締所

一 道種苗場

農業の改良獎勵に關する基礎的試験研究及原種の製造配布等は勸業模範場主として之を行ふと雖も朝鮮の地たる其の面積廣濶にして各地の風土相同じからざるのみならず寒暖の較差特に著しきものあり。従て農業の状態自ら彼我其の趣きを異にし各種の作物及耕種法等の地方的適否に就ては更に幾多の試験研究を要するものあり。道種苗場は叙上の目的を貫徹し農事の改良獎勵をして一層切實ならしむる目的を以て設置せるものにして明治四十一年韓國政府に於て慶尙南道晋州及咸鏡南道咸興に設置したるを嚆矢とし爾來各道相亞て之を設け、併合後幾何もなくして十三道全部之が設置を見たり。而

して是等種苗場は始め國費補助の下に地方費の經營事業たりしが大正八年度より國庫財源の一部を地方費に移付すると共に補助を廢止したり。

道種苗場の業務は(イ)種苗、蠶種、種畜種禽種卵の育成、配付及種畜の種付を爲すこと(ロ)農事に關する模範を示すこと(ハ)農産物の改良増殖に關し試験及調査を行ふこと(ニ)農用器具機械を貸付すること(ホ)農事に關する講話、講習、傳習等を爲す事等にして農業擔任の道技師を場長とし之に道技手又は地方費支辨農業技手助手等を配置し専ら前記業務の遂行に當りつゝあり。而して大正九年以後に在りては前項勸業模範場の業務經營方針を改めたと同一の旨趣に基き道種苗場に於ても從來閑却せられたる學理的方面に意を用ひ以て各道の地方的事情に適應すべき試験調査に従事すると共に種苗種畜等の育成配付に就ても一層充實を期することゝ爲したり。現今に於ける種苗場の經費は一道一萬數千圓に過ぎず。何れも規模狭小にして設備亦簡單なりと雖其の企劃經營は克く地方の實情に適應せるを以て規模の貧弱なるに比し其の成績比較的見るべきものあり、鮮人農家の信賴漸く加はり參觀者の如き年と共に増加し各道共數千人を算するに至れり。

二 道原蠶種製造所

道原蠶種製造所は各道一個所宛之を設置せり。從來蠶業講習所又は蠶種製造所と稱し主として蠶業に關する講習傳習或は蠶種の製造を爲し來りたるものを引直して蠶業取締令に依らしめ道原蠶種製造所

道原蠶種製造所は各道に於ける原蠶種の製造を爲すと共に蠶業に關する試験調査を爲すを主なる業務とし大正八年設置以來職員を充實し銳意業務の遂行に努めつゝあり。大正十年度に於ける各道原蠶種製造所の蠶種製造高は原蠶種四十七萬蛾、普通蠶種八萬蛾、合計五十五萬蛾にして同年度内に配付を爲したるもの原蠶種二十七萬蛾、普通蠶種十四萬蛾、合計四十一萬蛾なりとす。

三 道蠶業取締所

道蠶業取締所は蠶業令發布の結果之が執行機關として大正八年五月各道に之を設置し蠶病豫防及蠶種、桑苗の生産、販賣に對し取締を爲すを目的とす。近時蠶業の勃興に伴ふ蠶種桑苗の生産増加に對し取締上遺憾なきを期しつゝあり。

第三節 農業技術員の配置

朝鮮農民は多年秕政の結果自ら姑息偷安に流れ活動進取の氣象を缺き勤勉力行の念慮に乏しきの風あるを以て始政の當初先づ是等の因襲を打破すると共に各般改良事項の實行を促さんことを期し。先以て改良獎勵すべき事項を定め各地方農業技術員をして之が實行の督勵監視に當らしめ傍ら警察官憲兵等をして之を援助せしむる所ありしが幸にして漸次農業改良の實績を見るに至りしも。本來警察官憲兵等をして直接勸業の衝に當らしむるが如きは一時の變例に過ぎざるを以て大正八年總督新政以來農業の改良獎

勵に付ては専ら技術員をして其の衝に當らしめ鋭意農民の指導啓發に努め其の諒解を促すことゝ爲せり。乍作國庫及地方費の財政共に窮乏を免れざるのみならず勸農に關する各種の團體の如きも亦次節に述ぶるが如く其の發達幼稚にして農業技術者の現在數は官公費、團體經營を通し一郡島少きは兩三名多きも十人に上らず。内地に於ける技術員に比し約五倍の面積と農家とを擔當する現狀にして農家戸數より見るも、耕地面積より見るも將又一般民度の現狀より稽ふるも今後各種技術員を増置充實するの必要を認め著々計劃中に在り。

大正十一年現在國費又は地方費技術員の數は技手級以上のもの一千三百餘人にして其の部門別配置數左表の如し。

農業技術者員數

(大正十一年度現在)

區別	普通農事	蠶業	畜産	穀物検査	土地改良	合計
國費官吏	八人	一人	一人	一人	八人	二人
地方費吏員	四六	二六	二七	二七	九	一三七
合計	五四	三三	二八	二七	九五	一五九

第四節 農業團體

朝鮮に於ては從來部落、面等を區域として設立せる契又は會と稱する各種團體存在し農事資金の融通共

同事業の經營等を行ふものありしも其の多くは經營維持の方法宜しきを得ず成績の見るべきもの極めて少かりしが。始政以來農事の改良獎勵に關し各般の施設を爲すと同時に如上團體の改善を促し。一面當業者を從憑して適當なる組合を設立せしめ官廳の施設と相俟て斯業の圓滿なる發達を遂げしめむことを期したり。

一 朝鮮農會

明治三十九年官民有志の發起創立する所に係り朝鮮に於ける農林業の改良發達を圖るを以て目的とす。本會を京城に置き支會を各道に設け其の事業は創立當初に在りては各地に於て農事講習講話會、品評會等を開催し専ら農業に關する智識の啓發普及を圖るを使命と爲したるも總督府及地方廳に於て是等施設を講ずるに至りたる以後に於ては國語及鮮語に依る月刊會報を發刊し其の他圖書の編纂出版、當業者に對する質疑應答を爲す等官民の間に介在して直接間接に農業の開發に努めつゝあり。其の會員約三千人にして總督府は年額二千圓の補助金を交付しつゝあり。

二 地方團體

朝鮮全域を區域とする團體は朝鮮農會の一に止まると雖地方に設置せる團體は極めて多し。就中朝鮮在來の慣習に依り組織せられたる契は數千に達すれども之は産業組合の性質に類似し公益的施設と言はんよりも寧ろ共同者各個の利益を増進するを目的とするを以て之が記述を省略し。左に本府施政の

趣旨を體し地方廳獎勵の下に設立せられたる數種の團體に就き記述すべし。

(一) 郡島農會 最近に設立せられたる團體にして農林業の改良發達を以て目的とし從來の地主會、蠶業組合、棉作組合、繩叭組合等を整理統一して郡島農會と改稱したるものにして民度の低

き朝鮮に於ては前記の如き各種個々の團體分立するは農民をして煩累を感せしむるを以て大正九年慶尙北道に於て之か統一を實現し次て慶南、忠北、咸南の三道之を實現し現在に於ては其の數六十八、會員の數八十六萬七千六百五十二人なり。

(二) 地主會又は地主組合 朝鮮に於ける農事の改良は地主を通して企劃實行すべきもの多く又改良事項の成績は小作慣行の良否に繋る所多きを以て始政當初より地主の覺醒を促して農事の改良を進むると共に地主の共同力を以て小作慣行の改善に當らしむるの捷徑なるを認め。各道に亘り地主會の設立を獎勵したる結果三百有餘の地主會又は地主組合設立せられしか郡島農會設立に當り合併せられたるものあるを以て現在に於ては其の數六十七、會員數五萬二千餘人となれり。其の事業は小作人の保護を主眼とし採種畝田、模範作圃の設置、講習會品評會の開催、種苗肥料等の共同購入、副業の獎勵、矯風事業等にして就中採種畝田の設置に依る改良種の普及、小作人の表彰の如きは成績相當良好なるものあり。

(三) 棉作組合 本組合は棉作の改良發達を圖り組合員相互の利益を増進するを目的とし區域内に於

ける棉花耕作者を以て組織す區域は初め全羅南道に於て面を單位と爲したりしも現在に於ては何れも郡島を區域とせり組合の事業及其の成績に付ては棉作の項に於て述べたるが如くにして生産品の共同販賣の如きは佳良なる成績を擧げつゝあり。目下組合の數約六十二箇、組合員の數三十九萬人を數ふ。

(四) 蠶業組合　本組合の目的は蠶業の改良發達を圖り組合員共同の利益を増進せむとするに在りて郡島又は面を以て區域とし蠶業に従事する者を以て組織す。其の事業は技術員を設置し稚蠶共同飼育、桑苗蠶種の共同購入、乾繭の共同販賣等を行ふ外實地の指導並講習等を行ふ。現在に於ける組合總數百二十八、組合員三十一萬餘人を算せり。

(五) 畜産組合　畜産の改良増殖を圖るの目的を以て設立し大正四年朝鮮重要物産同業組合令の發布以來は専ら本令に依らしめたり。現在の組合數は百八十六にして組合員は九十六萬餘人になり、其の事業は畜産の部に記述す。

(六) 繩刈組合　繩刈筵の改良竝之が生産の發達を期するを目的として郡の區域に依り設立せられ、技術員の設置及其の巡回指導、製造器具の貸付、普及、製品の検査共同販賣等の事業を經營し成績何れも顯著なり。既設組合には二種あり甲は生産者を網羅して組織するものにして乙は出資者を以て組織するものなり。組合の設立數約二十五、團體員約五萬五千餘人なり。

(七) 其の他の團體 右の外勸農會、農事獎勵會、果樹組合、果樹同業組合等あり内容目的一ならず

と雖何れも官廳の勸誘に依り郡を區域として設立し。夫々斯業の改良發達を圖るを目的となせり。以上各團體は何れも農業獎勵の趣旨を體し官廳の勸誘に應じて組織せるものにして其の過半は地方費の補助を受けつゝあり。而して經費は團體員の醸出に待つを原則とすれども共同販賣又は物件検査の手數料、畜牛の仲介料及地方費補助を以て主財源と爲し賦課額は極めて僅少なり。今や前述各種團體の數は大約六百十六を數へ加入人員約二百八十餘萬人、經費總額三百五十七萬圓を算するに至れり。而して團體個々の實績に至りては豫期に反するものなきにあらずと雖何れも相當の成績を挙げ農業の開發に寄與する所少からず。然りと雖上述せる團體中法令に基礎を有するものは畜産同業組合及果樹同業組合の二種に過ぎずして他は任意的の加入なるを以て其の基礎未だ鞏固ならず、充分の成績を期し難きを以て今後各種團體を統一整理すると共に法令を制定して據る所あらしめむことを期し目下攻究中に屬す。

第五節 勸農に關する經費

朝鮮に於ける國費及地方費の財政薄弱にして産業施設の期待に副ふこと充分ならざるは農業技術員配置の項下に述べたるが如し。國費事業としての經營施設は勸業模範場、獸疫血清製造所の維持經營及普通農事。蠶業、畜産に對する地方補助は之を別とし。棉作獎勵及甜菜栽培獎勵並灌漑及開墾事業助成等を

主とす。地方費の施設は道に依り一ならずと雖其の主なるものは技術員の設置、優良種苗、種畜の育成配付、團體又は營業者補助等なり。

國費に依る農業に關する施設費は大正九年度に於て百六十餘萬圓、始政以來總額約八百萬圓。地方費に依るもの大正九年度二百七十餘萬圓、始政以來總額九百二十萬圓なりとす。而して此の兩者を通じ始政以來の總經費を算するに大約一千七百萬圓にして此の比較的少額なる經費を以て十年間に生産額を倍加したるは實に奇蹟と稱するも不可なかるべく。又一面朝鮮農業が進歩開發の素因を有するを看取するに足るべし。

國費に依る農業獎勵施設費 (圓)

年度	事項	勸業模範場	獸疫血清製造所	普通農事	棉作	甜菜栽培	蠶業	畜産	土地改良	計
明治四十四年		二〇六、四六		一〇、〇〇〇	一四、〇三四		一七、七五	八、六三	二〇、九七〇	四四、二六七
大正元年		二〇四、八九		六、一一〇	一〇八、〇三		二七、九七	一〇、〇〇〇	三六、七六	六三、八四
同 二年		三五、三二		七、四二〇	一四、三三八		三、九六	一〇、〇〇〇	一〇、九三	六三、三三七
同 三年		一九七、四四		六、六六四	一四、三三八		四、五〇	二六、八八	一三、九三	七四、六〇
同 四年		一九五、六三		八、八六四	一四、二七六		四、六〇	二六、八八	一五、八五	七四、一七
同 五年		三二、九四		一〇〇、六四	一四、二七七		四、六〇	二六、八八	—	六七、七三
同 六年		三六、四〇		一〇〇、六四	一四、二七七		四、六〇	二六、八八	—	六三、八六

年度	普通	蠶業	畜産	計
同 七年	三〇四、七五	六六、六三	一〇〇、〇〇	四七一、三八
同 八年	三六、二四	二、〇〇〇	八七、九三	一七、六六
同 九年	四三、九四	二、〇〇〇	八三、九三	九四、六五
同 十年	五〇、四八	二、〇〇〇	八三、九三	一、五三、八四
同 十一年	六三、六三	五、〇〇〇	二七、六六	三、〇六、三〇
合 計	三六五、九四	六〇、七〇	三〇、九三	一、五六、一八

備考 一、本府及地方廳の各經常部に屬する人件費並各事項に關する營繕費は他の産業又は行政事項と同一科目中に編入せられ

區分困難に付之が掲上を省略す。但し其の額は多からず。

二、明治四十三年度は一部韓國政府豫算を踏襲し内容不明の點多きを以て掲上せず。

三、地方費に對する普通農事、蠶業、畜産、土地改良の補助金約三十二萬圓は大正八年度以後國庫財源の移付と共に補助を廢止したるに依り減少せり。

地方費に依る農業獎勵施設費 (圓)

年度	普通	蠶業	畜産	計
明治四十四年	一三、二五	一三、三三	四、〇七	一四、六九
大正元年	一〇、六三	三、一七	一、六〇	一四、九〇
同 二年	三〇、四一	六、〇〇	三、〇一	四〇、四二
同 三年	三三、九六	一〇、四九	七、六六	五二、一一
同 四年	五二、一五	一三、四八	三、五九	六九、二二

同五年	二四七,三三三	一四四,八七七	二二六,六三三	五六六,〇〇〇
同六年	三三二,四〇六	四七〇,六八八	二七三,八七〇	一,一三三,三三四
同七年	三七一,〇七三	三七一,八〇五	三三四,六九〇	一,二四四,五六七
同八年	八二一,四〇〇	四六六,八四四	二八〇,四八九	一,五五八,四五四
同九年	一,五五九,四三三	八六六,七三〇	四四三,三五五	二,七五八,六三九
同十年	一,三三三,〇一〇	六八六,六四四	六四四,四七〇	三,一三三,二六〇
同十一年	二,〇三二,八七九	八八八,六四四	六二八,四五六	三,五五九,二九九
合計	八,六七二,七五三	四,三三三,四四五	二,八七七,四四五	一,八二二,三三三

備考 一、恩賜金に依る授産事業費をも包含す。

二、豫算編成上他の費目と合併せらるゝ爲區別困難にして掲上を省略せるものあり。

三、勸業補助及奨励費、品評會費の如き科目は主として農事に關するものと認め普通農事中に算入せるものあり。

四、明治四十四度及大正元年は調査不備の點あるも精査困難に付姑く之を掲ぐ。

五、地方費に對する國庫の補助を本表施設費に掲上するを以て前表及本表兩者を合して施設經費の總額とするときは其の部分は重複するものとす。

第九章 農業經濟及農業制度

第一節 農業金融

從來朝鮮人の農業經營は頗る簡易粗放にして一時的に稍多額の資金投下を要するものは耕地の獲得、耕

牛の購入等に過ぎず農具、肥料の如きは殆ど農家の自給に係り。小作人に於ては種苗すら地主に供給を受くるを以て一般に資金を要すること極めて少く。従て農業上の金融は徹々として振はざる状態なりしが。統監府政治の行はるゝに及び銳意産業の開發に努め資金の需要に備へむが爲農工銀行及地方金融組合を設置し次で東洋殖産會社をして金融部を開かしめ。尙總督府設置後に於ても農工銀行を併合して朝鮮殖産銀行を設立する等機關の整備に努むると共に或は法令を以て利息に制限を加へ若は地主に勧誘して小作人に貸付する金穀の利率を輕減せしむる等の手段を講せり。茲に農業又は農業者の利用する金融機關に就き略説すべし。

一 地方金融組合

朝鮮の農業は比較的細農多く收穫少量なる爲農業收益多からず。加ふるに水利灌漑の便備はらざる爲凶作頻發し農業は常に生計困難に陥り負債の增高に苦みたり。而も金利は頗る高率なるが故に細農の貧困は漸次累増し何れも業に安んずることを得ず。農村の疲弊年と共に加はらんとする状態なりしを以て小農を糾合して一口十圓以上を出資せしめ金融組合を組織し。政府は一組合に對し創立資金として一萬圓と必要なる經營費を補助し之が發達を助長せり。其の業務は組合員に對し産業上必要なる資金を貸付することゝ組合員の爲に預り金を爲すことを主とし。傍ら生産物の共同販賣、農民物件の共同購入及倉庫事業を兼營せり。

大正十一年三月末に於ける組合の總數は四百三十三にして組合員の數は二十八萬人、農業資金貸出金額は一千五百萬餘圓に上れりと雖加入者は農家の全數より見れば未だ一割内外に過ぎず。之が利用に付遺憾の點少からず。

二 朝鮮殖産銀行

朝鮮殖産銀行の前身たる農工銀行は明治三十九年の創立に係り。時の政府は或は其の株式を引受け或は無利子貸下金を爲し之が設立及發展を助長したる結果全鮮に互り六行を有するに至れり。然れども到底時代の要求に適應せざるに至りたるを以て之を統一し一大銀行と爲し産業及經濟の發展に貢獻せしむることとなしたり。

本銀行は制令に基きて設立せられたる特殊會社にして現在資本金三千萬圓を有す。業務は年賦償還又は定期償還の方法に依る擔保貸付、農業者二十人以上の連帶者に對する無擔保貸付、殖産事業を營む會社の社債券の應募又は引受等にして鮮内に五十餘箇所支店を設け農工業に對する金融の便を供す大正十年度末に於ける資金貸付總額七千三百萬圓にして此の内農林業、土地の開墾及水利資金としての貸付金四千萬圓に達す。

三 東洋拓殖株式會社

東洋拓殖株式會社は明治四十一年朝鮮の富源開發の目的を以て特に法律を發布して設立したる特殊會

社なり。現在資本金五千萬圓にして朝鮮、滿蒙其他海外に於ける各般の拓殖事業の經營に任すと雖茲には朝鮮の農業金融上の事項に限り述べむとす。

同會社の資金貸付は分て二とす。第一は定期償還貸付にして移住民の移住費貸付、農産物擔保貸付、不動産擔保貸付、公共團體又は之に準する産業團體及農業者二十人以上の連帶者に對する無擔保貸付等なり。第二は年賦償還貸付にして移住民の移住費貸付、不動産擔保貸付、公共團體又は之に準する産業團體に對する無擔保貸付等なり。而して大正九年三月に於ける鮮内貸付金現在額は三千四百萬圓にして此の内農業土地開墾及水利資金三千四百萬圓を占め總額の五分の三を示せり。

四 其の他の金融機關

以上三者の外一般に利用せらるゝ金融機關には金貸業者、典當舖及契あり。

農民に對する金貸業者は多く地主にして又朝鮮に居住する内地人にも相當多し。何れも資本少額、貸出小口にして實際の利率は月三分を標準とするも高きは五分甚しきは一割に達するものあり。資金需要の原因は多く細農の食糧又は日用品購買の用に充てむとする場合にして稀に土地家屋を擔保とすることあるも概ね秋季收穫の際生産物を徵收するを條件とする所謂青田貸を主とす。

典當舖は内地の質屋に該當するものにして通例衣服、汁器等を質として貸出するものなれど稀には無擔保にて信用貸を爲すものあり。

契は内地の頼母子無盡講に稍類似し一面又産業組合にも該當す。其の目的に従ひ種類を異にすと雖共濟又は社交を目的とするものゝ外多くは生産又は繁殖、農具種苗耕牛馬種豚の共同購入、貯蓄殖利等の産業金融の必要に基きて設立するものなり。而して契に付ては調査充分ならずと雖其の總數は數千に上れりと謂ふ。

第二節 租 稅 公 課

一 地 稅

朝鮮の地稅は制令を以て發布したる地稅令に依り賦課するものにして土地臺帳に登録したる地價の千分の十七を一年の稅額とす。地價は土地調査に依り土地の收穫其の他諸般の事情を勘案綜合して査定したるものにして地積一反歩(畦畔及區劃内にある若干の不耕作地を含む)に付き全鮮平均畝は三十八圓二十五錢、田は九圓七十二錢にして。之を道平均より見るときは畝に付ては慶尙南道の五十三圓十二錢を最多とし咸鏡北道の十二圓五十一錢を最少す又田に付ては慶尙南道の二十五圓五十六錢を最多とし咸鏡南道の三圓十八錢を最少とす。

地價の算定右の如くなるを以て耕地一反歩當り地稅額は全道平均に於て畝は六十五錢餘、田は十六錢餘なり、而して地稅に對する附加稅は本稅一圓に對し地方費二十五錢乃至三十錢、面費二十錢乃至二圓實際平均五十錢許なり。尙地方費、面費以外に在りて地稅を基礎として負擔を要するもの學校費、

地主會費等あれども標準區々にして且著しく多額に非ざるを以て之を省略し。地稅及之に對する地方費及面費の附加稅を合算するときは耕地一反歩平均負擔額は畝九十錢、田二十二錢位にして内地一反歩當田三圓餘、畑八十錢に比し頗る低率にして約四分の一に過ぎず、

地稅に關する減免規定は災害後十箇年以内の免除を爲し尙期間滿了するも被害の形狀を存するものは更に十箇年以内の期間を定め免除を爲し尙原狀に復し難きものは十年以内の期間を定め地價を低減し尙原狀に復し難き時は地價を修正す、又土地改良事業に對する畝下年限は地目變換は二十年間原地價據置、草生地開墾は二十年間、水面干拓は六十年間免除とす。此の點は内地に比し特典とする所なり序を以て耕地の時價を述べむに土地分布の多少、水利の便否、交通狀態の如何に依り大差あり。又經濟界の狀況に依り騰落一ならず、大正八年好況時代に於ては一時暴騰を來したるも大正十年の今日に於ては上畝百五十圓、中畝百圓、下畝五十圓。又上田百圓、中田五十圓、下田二十圓と達觀せられ必定地價の三倍と見れば大差なかるべく。概して内地に於ける時價の五分の一程度なるべし。

二 其他の諸稅

朝鮮に於ては未だ箇人に對する所得稅及營業稅を課せざるを以て一般農家の負擔に係るものは地方費及面費として徵收する戶稅を最主とす。戶稅は道に依り標準一ならずと雖大正九年度の實積に依れば一戸當平均地方費、面費各一圓二十錢の程度なり。此の戶稅に地稅及其の附加稅に對する農家一戸當

平均負擔額七圓五十錢を加ふれば農家一戸の負擔は平均十圓となり。内地の一戸當四十三圓に比すれば頗低率にして地稅の負擔と同様四分の一に過ぎざるものとす。

三 關 稅

朝鮮の關稅は大正九年八月制度變革の結果内鮮間の關稅線徹廢せられ。内地に於て消費稅を課するものに限り朝鮮に於て出港稅を徵收する外内鮮貿易に關稅關係を有せざることゝなれり。唯朝鮮財政の都合に依り當分の内地產品の内酒及織物の朝鮮移入に際し從來の課率に依り移入稅を課する例外を存するのみ。又外國產品に付ては朝鮮に於ける特殊の事情に應ずる爲若干の例外ある外其の輸入に際しては内地と同率の輸入稅を課することに統一せり。

第三節 中小農民保護

朝鮮に於ける農業者の大多數は小作農民及大地主の二階級に屬し。自己の耕地を自ら耕作する自作農民は其の數比較的少く。所謂社會組織の中堅を缺如し爲に農業の發達を阻害するのみならず動もすれば社會組織の安固を脅威せむとする虞なしとせず。加之時運の進歩に伴ふ經濟交通等百般事情の發展に伴ひ益々土地の兼併を熾ならしめ次第に自作農民の數減少せむとする傾向ありしかば。始政後に於ては之が對策として左記施設を按し以て自作農の減少を防止すると共に小作農を保護して其の地位を向上せしめ之をして中小獨立營農者たらしめむことを期せり。

(一) 土地兼併の防止

大正元年十月總督は一重要訓令を發したり。其の趣旨は農事經營を標榜し又は奇利を博せむとする目的を以て土地の兼併を爲さむとする者を抑ゆると共に中小農民が地價の暴騰に乗じ眼前の利益を眩惑し所有地を放賣せむとする輕舉を戒めむとするに在り。而して之が實行に當りては中小農民中土地を賣却せむとする者あるときは地方官、警察官等をして其の實情を調査せしめ必要止むを得ざるにあらざるに限り當事者を説示して其の賣買を中止せしめたり。

(二) 國有未墾地の貸付及付與

小面積の國有未墾地は成るべく地元住民をして之を利用せしむるの方針を採り。是等住民の貸付出願に付ては其の手續を簡易にし貸付後事業成功の場合には無償付與し自作農造成の目的に副はむことを期しつゝあり。

(三) 驛屯土の拂下

國有驛屯土は總面積十萬九千五百町歩に達するも之を國の管理と爲すは其の必要なく、國家經濟上却て不利益なるを以て寧ろ小作人に拂下け彼等をして自作農たらしめ社會の中堅者を増加せしむることは産業上より見るも社會政策上より見るも適切なる措置なりと謂はざるべからず。此を以て大正九年に至り驛屯土處分の議決定し。二十六萬人の小作人に對し十箇年間に其の代金を支拂はしむることゝ

なし直ちに之が實行に著手せるも未だ處分を了するに至らず。

左に農家及其の階級別戸數竝其の割合推移の狀況を表示せむとす、

農家階級推移の狀況

年次	農家			小作	計	千分比			例	
	地主	自作	自作兼小作			地主	自作	自作兼小作		
大正三年	四七、七四〇 <small>石</small>	五九、五七〇 <small>石</small>	一、〇五、七〇五 <small>石</small>	九二、一六二 <small>石</small>	二、五二、一三七 <small>石</small>	一八	三〇	四二	三二	一、〇〇〇
同八年	九〇、三八六	五五、八三〇	一、〇五、六〇六	一、〇〇、〇〇〇	二、六四、八三五	三四	一九	三九	三七	一、〇〇〇
同九年	九〇、九三〇	五九、一七七	一、〇七、七九〇	一、〇八、八四三	二、七〇、八九九	三三	一九	三七	三六	一、〇〇〇
同十年	九七、一〇五	五三、一八八	九四、九七六	一、〇九、六六〇	二、七六、九九九	三六	一九	三六	四三	一、〇〇〇

備考 一、大正二年以前は調査不完全と認むるを以て掲記を省異す。尙大正三年以後と雖調査不充分の嫌あり。

二、大正五年に於て地主の激増し自作の激減したるは調査上地主の意義を變更したるに依る。

第四節 小作制度

朝鮮に於ける小作慣行は其の由來頗る遠く地方に依り、地目に依り又土地の肥脊、作物の種類、所有者の相異に依り千萬差別たるを免れず。依て茲に其の最普通に行はるゝ慣行に就き略述すべし。

小作契約は大地主又は進歩したる地主中時に證書を授受するものあるを例外とし一般に口頭契約を以て定むるを例とす従て。小作年限を定めたるものは殆んど稀にして小作人に於て怠慢又は不都合なき限り

繼續して耕作する慣習なり。小作料は契約又は定例に依り額又は率を定め土地の收穫物を以て授受するを通例とするも往々金納と爲し又は田の小作料を租にて定むるものあり。小作料の納付は收穫後二三箇月以内遅くも陰曆十二月末迄に地主の居宅又は其の指定したる場所に運搬すべきものにして納付場所が所在地より三里以上の運搬を要する場合には地主其の運賃を負擔することあり。

大地主の多くは都邑に居住するを以て所有地を舉げて他人の管理に付するを例とす。大地主にあらざる者と雖管理人を置くことあり。是等管理人を舍音と稱す。舍音は地方に於ける有力者にして地主の近親者又は信用ある者を選任し、小作人の選定變更及監督、小作料の決定及其の取立、保管、運搬、納税代理又は土地の修繕管理等を任務とし土地の處分行爲以外一切の全權を委任せらる。

小作の種類は小作料徴收の方法に依り定租法執租法及打租法の三となす。即ち左の如し。

一 定 租 法

此の方法は年の豊凶に關せず年々一定額の小作料を納むるものにして主として田に行はれ畝の場合には極めて少し。之れ蓋し畝の灌漑排水の設備便ならざるに依り地主小作人兩者共却て不利益なるに由る故に灌漑排水の便ある良畝の場合にあらざれば此の法に依らざるを普通とす。而して小作料決定の標準は平年作の三割五分乃至五割と稱せらるゝも一般の例は五割近くなるが如し。

二 執 租 法

檢見法、看坪法等の別名あり。毎年作物の登熟前後地主自ら若は舍音を派して小作人立會の上、畝田に就き立毛の儘にて收穫量を達觀し小作料額を決定する方法なり。此の方法は次に述ぶる打租法の變態にして大地主等多數の小作人を有する場合一々其の刈取又は打穀に立會することは時日の許さざるものあるを以て收穫前に當り收穫高を豫想決定し刈取後の立會に代ゆる趣旨なり故に小作料の率は打租と同様五割を標準とすれども多くの場合收穫量を實收額以上に査定するを以て小作料額は往々實際收穫高の五割を超ゆることあり。但し内地人地主は比較的寛大にして平均四割五分位なるが如し

三 打 租 法

打作法、刈分法等の別名あり。此の方法は地主又は其の代理人が小作人と立會の上收穫の際稻束の數を以て或は打穀調製の際穀物の量を以て折半するを原則とす。然れども租税、種子の負擔關係又は藁稈類の歸屬關係等に依り左の如き様式を生じ收穫の分配率に多少の相違あり。

- (イ) 收穫物を地主、小作人の雙方に折半し。地税及種子を地主の負擔とするもの。
- (ロ) 收穫物中より先づ地税及種子代に相當する數量を先取控除し其の殘餘を雙方に折半するもの
- (ハ) 地主地税を納め小作人種子を負擔し(藁稈類を折半する場合と小作人に收得せしむる場合との二あり)收穫物を折半するもの。
- (ニ) 地主種子を負擔し。小作人藁稈を收得して地税を負擔し。收穫物を折半するもの。

(ホ) 着穂の儘分配し藁の半量をも地主に於て收得するもの。

右の内實行狀況より見るときは地税は名義上地主の負擔なれども實際は小作人の提供に係るもの多きが如く種子は小作人之を提供する代り糞稈類全部を收得するもの多し。

以上各法を通じ二毛作を爲す場合には裏作に對しては小作料を徴收せざるを例とし。肥料は自給肥料の場合に於ては全然小作人の負擔に屬するも金肥の場合に於ては進歩したる地主中地主半量を負擔とし殘餘の半量は之を小作人の負擔とし其の現品を無利子又は低利にて地主より貸付くるが如き方法を行ふ者あるも廣く行はれず。地税に付ては打租法の例は前述の如くなるが定租法、執租法の場合は概ね地主の負擔たり。水利組合負擔金の如きも地税と同様表面地主の負擔なれども内實は地主と小作人との折半負擔又は小作人全部負擔に屬するもの多きが如し。次に舍音の報酬に付ても種々の例あり一定せざるも小作人に於て相當の負擔を爲すを普通とせり。

小作料は其の契約の額又は率に依り之を徴收し年の豊凶に依り増徴又は減免を爲さざるを普通とす。蓋し定租法は本來の性質年の豊凶を度外視するに在り。執租法及打租法は實際收穫高の折半を標準として年々の小作料額定まるものなるに依り收穫の増減に依る利、不利は自から地主、小作人間に平等に分擔せらるればなり。然れども作柄特に不良にして小作人の收得額が自家の食糧にすら不足なる場合には地主に於て特に減免し又は徴收を翌年に延期し或は不足食糧又は其の購入資金を貸付する等の例あり。

朝鮮の小作慣行は大略上述の如くにして長所と認むべきもの殆ど無く幾多の缺點を有せり。之を例示すれば(イ)小作年限の定なきは小作人に土地愛護心を生せしめざること(ロ)畝に於て定租法少くして執租法、打租法多きを占むるを以て耕作上の勤勞、肥料の施用等専ら小作人の負擔する處なるに其の收益の半を地主に拉取せらるゝ爲小作人に於て勤勞施肥の念生ぜざること(ハ)執租法に依る收穫査定の際地主側の專横に服従するの止むを得ざること(ニ)鮮人地主の場合地稅其他公課は實際上小作人の負擔たること(ホ)含音なるもの地主小作人の間に介在し小作人の良否に留意することなく徒に親疎愛憎を以て小作人に臨み濫りに小作人の變更を行ひ又は種々の名義を以て小作人より金品、饗應、勞役の提供を求むること等にして何れも小作人の土地愛護心及勤勞觀念を刺戟する所以に非ず却て之を阻止すの原因なるを以て農業收益の増進を阻害するのみならず當事者相互に不利益を受けつゝあり。

小作制度の缺陷右の如く之が改善を促すは農事改良上の緊要事にして多年小作令の制定を希望するの聲なきに非ずと雖法令制定の如は事極めて重大にして慎重の考慮を要するを以て姑く之を他日に譲り。從來は主として地主會を助長誘掖して各種の改善に努めつゝあり。

第五節 内地人農事經營及移民

一 内地人農事經營の一般狀況

曩に朝鮮が我帝國の保護政治に歸し生命財産の安固保障せらるゝに至るや。内地人にして朝鮮に於け

る農業經營の有利なるに着眼して朝鮮に渡來し土地を購入して農業を營まむとする者漸次増加するに至れり。續て日韓併合行はるゝに及び是等渡來者は益多きを加へ殊に氣候温和にして交通便利なる南鮮地方には是等農業經營者蝟集の狀況を呈せり。内地人農業經營狀況に付ては最近の調査を缺くと雖大正四年末現在調査の示す所に依れば投資總額四千六百萬圓に上り。其の所有に係る土地の面積は畝十一萬町歩、田六萬町歩、その他三萬五千町歩、合計二十萬五千町歩に達せり。右調査の時以後の變化は揣摩すること難しと雖經營者數に於ても所有地面積に於ても相當増加したるなるべく。特に財界好況の數年を経過せるを以て投資額の如きは増加甚しきものあるを疑はず。

大正四年末現在に於ける調査は稍陳套に屬すと雖茲に當時の調査に係る内地人農業經營者中の主要なる者を掲げて參考に供せしむとす。

内地人農事經營者調

經營地	所有地面積			營農種別	營農方法	創立年月	所在地	名稱
	畝	田	其他					
各道(咸南を) 京畿、忠南、全南 慶北、慶南、黄海 京畿、全北、全南	四、七〇町 二、七〇〇 三、四〇〇	一八、五〇〇町 八、三〇〇 六、五〇	四、五〇町 三、五〇 七、五〇	普通農事 果樹栽培 移民事業 普通農事 普通農事 果樹栽培 造林	小作 移民割當 小作 小作 自作	明治四年 四、三〇 三、七〇 四、一〇	京城 黄海道黃州 京畿道水原	東洋拓殖株式會社 朝鮮興業株式會社 東山農場

全南、江原	八三三	二、〇三三	一一一	三、〇七	普通農事	小作	大正 三四	木浦	右近農場
慶南	七四〇	八四七	一、六四〇	二、八三	果樹栽培上	同上	明治 三四	慶南進永村	井農場
京畿、全南	一、六三三	七三三	四〇〇	二、七五	普通農事 造林園藝	同上	三、八	京城	朝鮮實業株式會社
忠南、全北、平北	一、三〇八	一、九〇	九五	二、三〇	普通農事	自作	三、六	京城	不二興業株式會社
黄海、平南	六七〇	九六	一九八	一、八七	同上	自作	四、一	黄海道黃州	森農場
全北	一、四二	一、三	八九	一、七三	同上	同上	三、五	全北井邑	熊本農場
京畿、忠南、全南	九七七	三三	二五七	一、五八	同上	自作	三、三	京畿道水原	國武農場
全北	一、二四六	六	二四	一、五四	同上	自作	四、七	全北金堤	石川縣農業株式會社
全北、全南	一、八九	一、六四	三三	一、七五	同上	自作	三、九	全北益山	細川農場
黄海、平南	九六	二七	四	一、〇三	同上	小作	四、七	鎮南浦	齋藤農場
黄海	八四四	一〇三	二五	一、八三	同上	同上	大正 四四	黄海沙里院	日海興業株式會社出張所

以上農業經營者は何れも多額の資金を投下せるのみならず。其の多くは創立後相當年數を経過せるを以て小作人との關係良好にして或は模範作圃を設け或は内地人移民を收容して集約農業の模範を示し或は優良種苗を供給し肥料の給與又は貸付を爲し或は優良小作人を表彰し又は小作人組合を設置して之が誘導を圖り或は貯金貯穀を獎勵して他日向上の資に充てしめ又常に小作料の徴收穩當にして不作に際しては進んで小作料の減免を爲す等小作人の愛撫誘掖延ては地方農事の開發上貢獻する所少からず。

二 移 民

内地人の農業經營熱勃興するに至るや内地人小農の朝鮮に移住したる者少しとせず。是等移住者の數は明確なる調査を缺くと雖大正十年末に於ける内地人農業者一萬二百八十七戸の内一小部分朝鮮在住者にして他業より轉業し又は在住者の子弟が農家として一家を創設したるもの等を除き殆んど大部分は農業移住者に屬す。

農業移住者に二種あり。一は東洋拓殖株式會社の募集幹旋に係る所謂保護移民、一は之に屬せざる所謂自由移民之れなり。

(一) 自由移民 自由移民は大約五千戸あり主として南鮮地方に分布す。自ら資金を携へて渡鮮し土地を購入し自作を爲すもの或は自作の傍ら若干の所有地を小作に付する自作農階級に屬するもの内地人大地主の募集又は誘導に依りて渡來し其の地主の所有地を耕作する小作農階級に屬するものとの二種あり。

移住後の成績は此の兩者の區別に従ひ一樣ならずと雖移住當初に在りては風土、地味其の他の事情内地と差異あるに拘らず直ちに内地試農法を行ひたる結果一時失敗を來したる者少からざるも漸次地方の事情に通じ風土に適應せる農法を施すに至り數年ならずして曩の損失を挽回し相當の成功を爲すを常とす。殊に大正五年以後數年連續したる財界の好況は農產物價格の昂騰を誘致し彼等既往

の經驗に依る收量の増加と相俟て著しく收益を増大し爲に移住民の經濟狀態を良好なるしめたり。又移住當初に於ては風俗習慣著しく異り。特に言語不通の爲隣保の交通厚からざるのみならず動もすれば時に鮮人との調和を缺きたる例少からざるも年の経過と共に互に習俗を解し言語亦通するに至り漸次親密となり。附近鮮人にして移民の小作人又は雇傭人となり或は金穀種苗の融通、農具の貸付を受くる等直接間接に密着なる關係を生じ。意思能く疏通し各地に隣保相助的の美風を作すに至れり。又日常の接觸に依り鮮農は移民に倣ひて勤勞を勵み農事改良を爲すもの多く。就中優良品種の普及、肥培及管理法の改善、養蠶養鶏其の他副業の勃興等附近鮮人を利したるもの顯著なりとす。

(二) 保護移民 東洋拓殖株式會社は朝鮮に於ける移民事業を一使命として創立せられたる會社にして明治四十三年第一回移民募集を爲し爾來年々數百戸の移住民を取扱ひ大正十年三月現在に於て約四千戸の移民を有せり。

東拓に於て従來移民を二種に區別せり。第一種移民は一戸に付耕地二町歩以内の割當を受け其の土地代金に年六分の利子を附し五個年間据置二十五個年以内年賦償還を爲したる後該土地を所有するに至るもの。第二種移民は割當地十町歩以内とし土地引渡の際土地代金の四分の一以上を一時に拂込み殘金に年七分の利子を付し二十五年以内年賦償還に依り土地所有權を讓渡せられ割當地の一部

は之を自作し他は小作に付するものとす。會社は移民に提供する土地の價格を比較的底價に見積り又第一種移民に對しては移住費を貸付くる等諸般の便宜を供す。

會社は移民の際便宜を與ふるに止まらず。移住後に於ても農事講習會を開催し又は農事に關する印刷物を配付する等各種の方法に依り移民の指導を圖り農事經營上遺憾なきを期すると共に適當なる副業を奨励し又種子、肥料、耕牛、農具等を低利又は無利子にて貸付を爲す。尙又移住者の子弟にして就學兒童十名以上に達するときは其の設備費及維持費を寄附して學校の開設を助成し又移住地中醫療に困難なる地方には特に醫師を招致し又は囑託醫を設置し之に相當の手當を支給し移民の無料診察に従はしむる等教育上並衛生上の不便不安を除くことに努めつゝあり。

保護移民の成績は大體自由移民と大差なきが如し。唯第一種移民は小作人階級に屬し其の素質往々良好ならずして或は懶惰放逸に流れ或は事を構へて會社に反抗する等好ましからざる事態を生ずることなきに非ずと雖第二種移民は概して相當の資産と教育又は素養とを有するを以て自作農者としても又小地主として其の經營宜しきに適ひ成績特に優良なり。而して第一種、第二種を通じ農事改良の模範を示し附近鮮農に好感化を與へたるは自由移民と同一轍なり。又附近鮮農との關係は移住當初は多少の反感を免れざれども暮年ならずして親密の交際を結ぶに至り格別調和を缺くことなきは騷擾事件の際東拓移民にして災害を受けたることなき事實に徴するも明なり。

上述せる如く保護移民の成績は相當良好なりと雖是等移民は主として既墾地に收容するものなるに依り動もすれば鮮人小作人の生活を脅威すとの非難を惹起するに鑑み。今後第一種移民の募集は之を廢止し第二種移民に限り招致することに改め一戸に付き五町歩内外の土地を讓渡し自作者兼小地主たるべき農業者を造成し以て移民の素質を改良すると共に現在鮮人小作人に對する供用地の移動を少からしめむことを期し。之を同時に一面東拓社有地所屬小作人たる鮮人に對しても土地讓渡の途を開き彼等をして自作農たらしめむことを期せり。

第六節 農業教育

一 學校

現行制度に依る農業に關する學校は専門學校、農業學校及簡易農學校の三とす。

専門學校は唯一水原高等農林學校存するのみなり。此の學校は其の前身を朝鮮總督府農林學校と稱し明治三十九年水原に設置せられたるものなりしが。大正七年に至り之を繼承して其の名稱を改むると共に學科の程度を高め内容を整へたり。修學年限三箇年にして内鮮人子弟に對し高等の學術技藝を授け之に堪能なる者を養成するを目的とす。而して組織變更前後を通し年を閲すること十五年卒業生を出すこと三百四十五人に及べり。

農業學校は全鮮十九校を有し多くは明治四十三年又は四十四年の設立に係り。農業に關する智識技能

を授けると同時に勤勞の習慣を馴致するを目的とす。各校共に修業年限二個年なりしも漸次向學心の勃興せると普通教育の發達したるとに伴ひ多くは之を三個年に延長し幾分程度を高め學科の充實を圖れり。創立以來經過十餘年に及び大正九年迄の卒業生の數四千二百五十五人を出せり。

簡易農學校は早きは明治四十四年、多くは大正二年以降の設立に係り。大正八年には五十五校を算せしも農業學校の増設に連れ漸次廢校せしもの多く。大正十一年には全部之を廢校するに至れり。而して現在に於ては農業補習學校と改稱して存在するもの十六校にして普通學校卒業者に對し一年間農業に關する簡易なる教育を爲しつゝあり。

以上の如く各學校共多數の卒業者を出し直接間接社會に貢獻する所少なからずと雖技術者として又實地經營として成績良好なりと云ふを得ざるは極めて遺憾とする所なり。之れ鮮人は從來官吏特に一般行政官たるを尙ふの念強きと又技術者の待遇從來一般文官に比して惡しかりし爲普通文官志望者を多からしめ就中優良なる者程益々此の傾向を有するを以て技術者たると實地に従事する者たるを問はず直接農業に關係する者は比較的成績劣等の者多きに職由すと云はざるべからず。

二 農事講習

農業教育は單に學校教育の普及を圖るのみにて足れりとすべからず。廣く農民に對し農業智識の普及を圖むらとせば講習會、講話會等を開催して農業に關する各般の事項を聽講見學せしめ其の知能經驗

を啓發するの必要を認め始政以來道府郡島幹旋の下に或は各種農業團體主催の下に隨時隨所に短期農事講習會、地主懇談會其他斯業に關する諸種の講習會、講話會等の開催を奨勵せり。而して此の結果農事改良上に貢獻せる所極めて大なるものあるは一般の認むる所なり。

附

表

(第一表)

農産物生産額累年表

(價額單位千圓)

品名	大正十年	指數	大正九年	指數	大正八年	指數	大正七年	指數	大正六年	指數	大正五年	指數	大正四年	指數	大正三年	指數	大正二年	指數	大正元年	指數	明治四十四年	指數	明治四十二年	指數
米	三六一,二七	三八九	五四九,五五〇	五九一	五六一,三三七	五五六	四〇三,九四	四三三	三二四,六六一	二四二	一五六,三三九	一六八	一八七,八一	一七	一六八,三三〇	一八二	一九八,五三七	二四	一七一,四五〇	一八四	一四一,七六三	一五三	九,九三九	一〇〇
麥	九三,四七四	四二二	一三三,九三	五八五	二九,六八三	五四七	一〇〇,九三	四六	六,八七〇	二六〇	四,〇九六	一七八	三三,〇七〇	一五六	三八,五七二	一六三	五六,〇二	三三六	四九,八五五	二二〇	三八,八八五	一六一	二,七三三	一〇〇
豆類	七六,九〇一	四三三	一三六,八七三	六九九	七,二一三	三九七	九四四,四六	五〇〇	五七,〇二	三三三	四三,一九一	三三八	三三,七四二	一八六	四,七〇七	二三五	四三,二九五	三三八	三九,八五七	二二九	三〇,五四四	一六八	一八,一六〇	一〇〇
雜穀	七五,三三五	三三七	一一,五三七	四九九	八,三九七	三七三	八二,三六八	三六八	五四,六六六	二四三	四,四〇八	一九〇	三四,五二八	一五四	三三,八六七	一五〇	五〇,六六六	三二六	三八,四九三	一七一	三〇,六六	一三四	三,三五六	一〇〇
特用作物	三七,〇三	一,一三五	三七,五一〇	一,四四六	六,二四六	一,二六四	三六,九九三	一,二六	三一,六三五	九六三	一八,二七六	五五八	一四,九九四	四五八	二,〇七七	三六八	二,二五八	三七三	六,四五	一九六	四,四七	一三五	三,二八六	一〇〇
蔬菜	六三,〇七七	五三三	八七,九八九	七四二	八六,四〇三	七八	六九,六七五	五八七	四六,一六四	三八九	二九,九六四	二五三	二五,九九六	二二九	二〇,八四六	一七六	一八,七三	一五八	一一,八六二	一〇〇	—	—	—	—
果實	五,一九七	二四九	一〇,八三三	五〇〇	六,九七一	三三四	三,九九八	一八二	三,三三三	一五五	二,四九一	二〇	二,六八六	二二九	二,六〇九	二二五	二〇,八四	一〇〇	—	—	—	—	—	—
其他の作物	五七	—	五七六	—	八八六	—	六三四	—	四〇五	—	二五八	—	二二	—	五四	—	二元	—	—	—	—	—	—	—
蠶業生産品	一一,九七七	四六〇	一四三,三六一	五八五	二八,〇三三	五三三	一一,三五二	四六三	七,二〇八	三二九	五,四六七	二二八	四,九〇八	一七九	五,八〇〇	二二五	四六,六九三	一九一	三七,四七四	一五三	三〇,七五五	二二五	二,四五〇	一〇〇
其他の作物類	一〇,六三三	二二七六	一一,二七五	二,四〇九	一五,六〇六	三,三三五	一一,〇五	二,七八九	八七,七	一八六三	四,八三	一,〇三	三,一八八	六八一	二,九五五	六三二	二,六〇一	五五六	一,八七七	四〇一	一,〇五	二五七	四六八	一〇〇
馬	一七四,一八三	五六九	一三〇,六四六	四七	一八四,九〇一	六〇〇	一一,一三七	三六九	九〇,四六八	三〇〇	九,二八三	三〇〇	八七,一八二	二八五	六,三八八	二〇〇	五五,五五	一八二	四九,七三八	一六二	四三,九九	一四三	三〇,六二	一〇〇
豚	八,〇〇三	四二二	七,七四三	四〇八	九,六八	五〇八	六四〇二	三三七	三,三六二	二八三	三,九四二	二〇八	三,四〇八	一八〇	二,九七七	一五四	二,六八六	一四二	二,三六三	二四	二,二九七	二二	一,八九七	一〇〇
鶏	一〇,五三二	一,六三五	一〇,二四	一,五七	九,八六二	一,五三三	七,三五	一,一三六	三,八三〇	五九四	二,五五三	三九六	一,九五二	三〇三	二,〇〇四	三一一	一,九八二	三〇八	一,五二六	二三五	七,四七	一六	六,四四	一〇〇
其他の畜産物	一〇,四九五	一,四八八	九,八三四	一,五九五	九,三五二	一,三三九	六,六三	九三八	三,八四〇	五四五	三,一六八	四四九	二,四七二	三五二	二,一一二	三〇〇	一,九一一	二七	一,一八八	一六八	八,〇〇	一四	七,五	一〇〇
自給肥料	一,三三七	六三四	一,一六九	五九九	一,四七五	七五六	九一七	四七〇	六六一	三三九	四〇	二二六	三〇〇	一五四	三〇六	一五七	三二五	一六二	一八四	一四六	二三四	二二	一,九五	一〇〇
副業生産品	三二,五三	九一五	二八,五八二	四三三	三五,一六五	五三二	二七,八七〇	四一〇	一九,四〇四	一九三	一四,五二	二二九	一一,二九二	一七〇	一三,四五九	二〇三	一三,三五	一〇二	一〇,四四二	一五八	八,五二	二二	六,六五	一〇〇
合計	一〇,九七,三三四	四五四	一四,三三七,七五	五九三	一三,八二,三三〇	五七五	一〇,九九,九七	四三三	七〇,一九三	二九一	五〇,二五五	二二五	四八,七八〇	一七七	四九,九八	一九〇	五〇,八一九	二二〇	四三,一〇七	一八〇	三五,二五四	一四七	二四,一七三	一〇〇

備考

- 一、生産額中統計調査を缺く爲推算に依り計上したるものあり。
- 二、指數は明治四十三年を以て基準とす。但し明治四十三年に生産額掲せられざるものに付ては其の第一回計上の年を以て指數の基準と爲せり。
- 三、大正八年は農作物一般に稀有の旱害を蒙り收穫量激減したる爲單價の騰貴に拘り總價額の増加著しからず。
- 四、單位以下の端數を四捨五入したる爲合計額が其内容の合算額と符合せざるものあり。以下各表之に準ず。
- 五、大正十年は收穫量は減少せざるも單價低落の爲減減せり。

(第三表)

農産物及同加工品輸入額累年表

(價額單位千圓)

種別	數量單位	大正十年 大正九年 大正八年 大正七年 大正六年 大正五年 大正四年 大正三年 大正二年 大正元年											明治四十四年
		大正十年	大正九年	大正八年	大正七年	大正六年	大正五年	大正四年	大正三年	大正二年	大正元年		
米	千石	五〇一九	二,一六二	一,三三三	一,五五一	九三〇	二八	二六六	二九八	一〇	一五	一〇	一六五
粟	千石	八八	七六六	九一六	三,一〇〇	一,三三四	一〇	二七三	二八八	二八	二七三	二八	一六五
雜穀種子	千石	九七五	一八〇九三	一五,四四〇	三,一〇〇	一,三四	九三	一〇	一四八	二八八	二七三	二八	一六五
小麥粉	千斤	二,〇〇四	三,七四	五,九五三	七,五五六	三,〇三	三三九	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四	三三四
蔬菜、同製品	千斤	一九,二八	二六,三三	三二,四四五	二六,六八三	二五,三三三	二五,四六三	二五,四六三	二五,四六三	二五,四六三	二五,四六三	二五,四六三	二五,四六三
果實、同製品	千斤	二,〇五三	三,七四九	三,五八九	一,八七四	一,〇二二	八六五	一,三三七	一,九六八	一,三三七	一,九六八	一,三三七	一,九六八
諸飲食品	千斤	二,三〇四	二,一九四	八,六六八	五,九八三	二,一三三	二,一三三	二,一三三	二,一三三	二,一三三	二,一三三	二,一三三	二,一三三
砂糖	千斤	八七五	二,一九四	六,二	三,七二	三,九	四一九	四一九	四一九	四一九	四一九	四一九	四一九
酒類	千斤	二,四八四	二,五五六	一,八三九	一,一五八	一,〇三五	九四七	九四七	九四七	九四七	九四七	九四七	九四七
煙草	千斤	四,四五四	四,二六七	四,〇八三	三,三三四	二,〇九	一,五五七	一,四八六	一,五五七	一,五五七	一,五五七	一,五五七	一,五五七
線綿及打綿	千斤	二,〇二四	二,一八九	一,三三	九四〇	六八八	五六三	四六八	四六八	四六八	四六八	四六八	四六八
綿絲	千斤	四,四四五	四,一九〇	四,六六六	二,一〇	一,六六四	二,三九〇	二,三九〇	二,三九〇	二,三九〇	二,三九〇	二,三九〇	二,三九〇
其他絲縷類	千斤	二,三三二	一,三三九	三,九〇六	一,五〇三	八三九	七〇七	六五五	七〇七	六五五	七〇七	六五五	七〇七
皮毛骨角牙類	千斤	六九四〇	三,四五四	五,〇九五	四,三三八	五,三九九	七,九六〇	三,三六六	八,〇八	三,一九二	五,八八	二,〇二四	五,九九八
藥材、蕚及繩	千斤	八二〇	八三	九〇	七四	四三七	三〇八	二五	三,一九二	三〇	二二	二二	二二
苗木類	千斤	一,二四〇	一,六三九	二,一五四	六四	九八二	二,六七二	四,二〇	三,九六六	九二五	三三九	三三	二五〇
大豆粕	千斤	二,五七三	一,六三九	一,一五二	一九,四四二	三,五二	三,五二	三,五二	三,五二	三,五二	三,五二	三,五二	三,五二
其他雜品	千斤	六〇五九	四,三三八	一,一六九	三,三三	一〇五	二八	七	二,二〇	九	七	七	七
合計		四九,四〇二	六二,七一九	五九,〇二二	二七,二一〇	二〇,八七六	一六,八一九	一四,七三三	一六,五九七	一〇,三三三	一三,〇三四	一〇,七三三	一〇,七三三

備考

一、本表中肉太の數字は數量を、普通の數字は價額を示す。

二、大正八年及大正九年に於て穀類の輸入額激増したるは大正八年の大旱害に依り同年後半より翌年前半に亘り之が輸入額を爲したるに由る。

三、其他第二表備考に準ず。

(第五表)

農 家 戶 數 表

年 十 正 大	戶		數		人		口		專業兼業別農家戶數		地主、自作、自作兼小作、小作各農家戶數					
	内地人	朝鮮人	支那人	其他の外國人	内地人	朝鮮人	支那人	其他の外國人	專 業	兼 業	地主(甲)	地主(乙)	自作	自作兼小作	小作	小作兼小作
明治四十三年	二,三三三	三,三三三	三,三三三	一,三三三	六,八八八	一,〇〇〇	一,四〇〇	一,四八〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 四十四年	二,九〇〇	三,七〇〇	三,一〇〇	一,三〇〇	九,四〇〇	一,〇〇〇	一,四〇〇	一,四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
大正 元年	四,三三三	四,八八八	三,八七七	一,五〇〇	一四,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 二年	七,六三三	五,四九九	四,四四四	二,〇〇〇	二五,六〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 三年	八,六三三	五,八八八	四,五五五	二,一〇〇	二七,九〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 四年	九,五七七	六,八八八	六,一五五	二,二〇〇	二九,五〇〇	二,二〇〇	二,二〇〇	二,二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 五年	九,七七七	七,〇〇〇	六,九四四	二,三〇〇	三〇,七〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	二,三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 六年	九,八二二	七,二二二	七,七九九	二,四〇〇	三二,〇〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	二,四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 七年	九,九四四	七,五五五	七,八五五	二,五〇〇	三三,八〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	二,五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 八年	一〇,二〇〇	七,七七八	八,三三三	二,六〇〇	三五,八〇〇	二,六〇〇	二,六〇〇	二,六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 九年	一〇,二〇〇	七,九六六	八,三三三	二,七〇〇	三六,九〇〇	二,七〇〇	二,七〇〇	二,七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
同 十年	一〇,二八七	七,五五五	八,三三三	二,七〇〇	三七,九〇〇	二,七〇〇	二,七〇〇	二,七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
京 畿 道	一,六九〇	一,四七六	一,二〇〇	—	六,九七一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠 清 北 道	一,五五五	一,三三八	一,一〇〇	—	六,七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
忠 清 南 道	九七五	一,八四六	四九	—	三,三三八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 羅 北 道	一,五二四	二,〇六四	六二	—	六,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全 羅 南 道	一,七〇九	三,九六八	一三	—	一,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶 尙 北 道	一,一六六	三,三三三	三九	—	一,七六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
慶 尙 南 道	一,〇一八	二,七三三	一〇	—	一,四七五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黃 海 道	五六二	二,二四七	三三	—	二,二七六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平 安 南 道	二八〇	一,六四〇	二六	—	一,〇九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平 安 北 道	四三	一,八二七	一一	—	一,八二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江 原 道	八七	一,九五九	一〇	—	一,九六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸 鏡 南 道	九二	一,六七〇	二〇	—	一,六七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸 鏡 北 道	三六	一,六八二	二七	—	一,六八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	一〇,一八七	二七,〇五五	一,二二二	—	七二,七一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考
一、大正六年以前に在りては民籍の整理不十分なりし爲本表調査に係る計數も不完全なるを免れず。

(第七表)

麥 生 產 統 計 表

年 十 正 大	較 比 年 累										作 付		反 別		收 穫		高		價		額		一段歩收獲高		
	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	大 麥	小 麥	大 麥	小 麥	大 麥	小 麥	大 麥	小 麥	大 麥	小 麥	大 麥	小 麥			
京 畿 道	八〇,一八七	二六,五八〇	一,四九	一〇,八二九	六二,六四四	一六七,〇八一	八,三五五	七,八八〇	三,五六七	二,六二九	九九,一八七	五,八八三	〇,七六三	〇,六二五	〇,八二四	〇,四九七	〇,六五七	〇,八二四	〇,四九七	〇,六五七	〇,八二四	〇,四九七	〇,六五七	〇,八二四	〇,四九七
忠 清 北 道	六〇,三〇二	一六,六一五	二,五三	七,一六九	五,六九八	一〇,一八六	一,四七	六,七七八	四,〇七一	一,三八七	一,六八一	五,四七七	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
忠 清 南 道	五七,一四二	一四,八八〇	二,五五〇	七,四七二	五,四八二	一〇,三二七	二,〇八	六,五三三	四,一五三	一,四七二	一,一八二	五,四七七	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
全 羅 北 道	三六,五七九	一,一五三〇	五,六六	五,三三六	四,〇九〇	八七,三三三	四,七〇四	五,四七二	二,八七二	一,一五三	二,七八〇	四,七〇四	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
全 羅 南 道	二一,八〇七	二,二八七	一,三,八五五	一,五,八五二	一,四,七,三三	一,五,五,一七九	二,四,〇,三三	一,九,九,三三六	一,一,七,九六七	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
慶 尙 北 道	一六,二八七	四,八,九〇	二,二,八〇	二,三,七,六二	二,四,四,九四三	二,九,八,九四	七,八,五,三三	六,六,九,五五九	一,一,八,〇,五三	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
慶 尙 南 道	一三,〇,三三五	二,〇,三三五	九,二,六八	一,五,九,九七二	一,四,三,六五四	一,五,四,四七二	七,八,五,三三	六,六,九,五五九	一,一,八,〇,五三	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
黃 海 道	一五,七四四	二,六,一五〇	一,四,三,四	一,四,三,四六八	一,五,五,九二	七,七,七,三〇八	五,四,四,三三	八,九,三,四三	五,四,四,三三	八,九,三,四三	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
平 安 南 道	一八,四二〇	二,九,一三三	五,一,二四	五,一,二四	一,四,三,四六八	一,五,五,九二	二,八,四,四	三,五,五,九二	一,一,八,〇,五三	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
平 安 北 道	一〇,九七八	一,七,二八	一,二,六,九六	一,二,六,九六	七,五,一,八八	五,九,五	一,一,〇,三三	三,七,四,三三	一,一,八,〇,五三	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
江 原 道	三,五,二二七	三,一,二四〇	六,六,八	六,六,八	一,三,四,四九	一,三,五,八八三	三,八,八,九	三,七,四,三三	一,一,八,〇,五三	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
咸 鏡 南 道	三,九,〇四七	六,四,四八	五,三	四,五,四八	二,三,四,四九八	二,六,〇,三三	三,三,三	三,七,四,三三	一,一,八,〇,五三	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
咸 鏡 北 道	四,一,三九一	四,七,一	四,一,六,二	四,一,六,二	二,四,六,四三	一,三,七	一,四,七,七〇	一,四,七,七〇	一,一,八,〇,五三	二,二,五,三九八	一,一,八,〇,五三	二,四,〇,三三	〇,九四四	〇,六二五	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二	〇,七二二	〇,九三三	〇,五五二
合 計	八〇,七,四三五	三,五,七,三九〇	五,二,八,八二	五,二,八,八二	二,七,六,五三	二,七,〇,〇〇	三,九,二,六五	三,〇,一,七〇	五,七,六,〇八	三,二,七,五〇	三,二,七,五〇	四,五,九,〇〇	〇,九四三	〇,六〇七	〇,九四三	〇,六〇七	〇,七四五	〇,九四三	〇,六〇七	〇,七四五	〇,九四三	〇,六〇七	〇,七四五	〇,九四三	〇,六〇七

備考 一、大正八年に於ては南部地方を除くの外早害の爲收穫高減少せり。
 二、作付段別は單位以下の端數を四捨五入したる爲合計が其の内容と符合せざるものあり。

大正十二年三月十五日 印刷
大正十二年三月二十日 發行

朝鮮總督府殖産局

京城印刷所

가 #

1154
1-20-000